令和８年第１回定例会（２月議会）

教育公安委員会（分科会）会議の概要

書記　山崎友寛　録

招集年月日時　令和８年２月１３日(金曜日)
予算特別委員会終了後
招集場所　議事堂　教育公安委員会室

本定例会（２月議会）における案件（委員会）

１　議案第２６号
秋田県高等学校等教育改革促進臨時対策基金条例案

２　議案第４３号
交通事故に係る和解について

３　議案第４４号
交通事故に係る和解について

４　議案第９５号
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

５　議案第９６号
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

６　議案第９７号
教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

７　議案第９８号
秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

８　議案第９９号
学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案

９　議案第１００号
秋田県青少年交流センター条例の一部を改正する条例案

10　請願第１７号
ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、２０２６年度政府予算に係る意見書採択について

11　陳情第１１－１号
私立学校（私立高等学校、私立幼稚園）への助成強化並びに建学の精神に基づく特色ある教育の促進について

12　付託案件以外の所管事項

本定例会（２月議会）における案件（分科会）

１　議案第９号
令和７年度秋田県一般会計補正予算（第９号）
（教育委員会及び警察本部の関係部門）

２　議案第４５号
令和８年度秋田県一般会計予算（教育委員会及び警察本部の関係部門）

３　議案第１２１号
令和７年度秋田県一般会計補正予算（第１０号）
（教育委員会及び警察本部の関係部門）

令和８年２月１３日（金曜日）

本日の会議案件

１　会議録署名員及び分科会会議録署名員の指名

２　審査日程

３　議案第２６号
秋田県高等学校等教育改革促進臨時対策基金条例案　（趣旨説明）

４　議案第４３号
交通事故に係る和解について　（趣旨説明）

５　議案第４４号
交通事故に係る和解について　（趣旨説明）

６　議案第４５号
令和８年度秋田県一般会計予算（教育委員会及び警察本部の関係部門）　（趣旨説明）

７　議案第９５号
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案　（趣旨説明）

８　議案第９６号
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案　（趣旨説明）

９　議案第９７号
教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案　（趣旨説明）

10　議案第９８号
秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例案　（趣旨説明）

11　議案第９９号
学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案　（趣旨説明）

12　議案第１００号
秋田県青少年交流センター条例の一部を改正する条例案　（趣旨説明）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	瓜生	望
副委員長（副会長）	高橋	健
委員（分科員）	鶴田有司	

委　　員（分科員）	髙　橋　武　浩
委　　員（分科員）	島　田　　薫
委　　員（分科員）	渡　部　英　治
委　　員（分科員）	小　原　正　晃

書　　記

議会事務局議事調査課	山　崎　友　寛
議会事務局議事調査課	小田嶋　研　斗
教育庁総務課	山　崎　裕　介
警察本部警務部総務課	雪　松　　亮

会 議 の 概 要

午前１１時４９分　開会

出席委員

委 員 長	瓜　生　　望
副委員長	高　橋　　健
委　　員	鶴　田　有　司
委　　員	髙　橋　武　浩
委　　員	島　田　　薫
委　　員	渡　部　英　治
委　　員	小　原　正　晃

説 明 者

教育長	安　田　浩　幸
教育次長	鈴　木　雄　輝
教育次長	久　慈　隆　正
総務課長	高　橋　公　康
警察本部長	小　林　　稔
警務部長	北　條　　隆
警務部総務課長	淡　路　大　臣
警務部参事官（兼）会計課長	鈴　木　　昇

委員長（会長）

ただいまから、教育公安委員会を開会します。

本日の委員会及び予算特別委員会教育公安分科会を開きます。

初めに、会議録署名員を指名します。

第１回定例会２月議会を通しての会議録署名員には、髙橋武浩委員、渡部英治委員を、分科会会議録署名員には、同分科員を指名します。

次に、委員会の審査日程についてお諮りします。

しおりの１番、審査日程案及び付託議案一覧表を御覧ください。

審査日程案について、御意見等ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

御異議ないものと認めます。

よって、審査日程は、原案のとおりとすることに決定されました。

なお、審査の進捗状況によっては、審査日程からずれることがありますので、あらかじめ御承知おきください。

次に、付託議案に関する部局長説明を行います。

議案第２６号、議案第４３号から議案第４５号まで、及び、議案第９５号から議案第１００号まで、以上１０件を一括議題とします。

警察本部長及び教育長の説明を求めます。

警察本部長

【部局関係説明書により説明】

教育長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

以上で、警察本部長及び教育長の説明は終了しました。

本日はこれをもって散会し、２月２５日、水曜日午後１時３０分に委員会及び分科会を開き、警察本部及び教育委員会関係の補正予算関係の付託議案等に関する審査を行います。

散会します。

午前１１時５８分　散会

令和８年２月２５日（水曜日）

本日の会議案件

１　議案第９号

令和７年度秋田県一般会計補正予算（第９号）（教育委員会及び警察本部の関係部門）

（趣旨説明・質疑）

２　議案第２６号

秋田県高等学校等教育改革促進臨時対策基金条例案　（趣旨説明・質疑）

３　議案第４３号

交通事故に係る和解について

（趣旨説明・質疑）

４　議案第４４号

交通事故に係る和解について

（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	瓜生	望
副委員長（副会長）	高橋	健
委員（分科員）	鶴田有司	
委員（分科員）	髙橋武浩	
委員（分科員）	島田	薫
委員（分科員）	渡部英治	
委員（分科員）	小原正晃	

書記

議会事務局議事調査課	山崎友寛	
議会事務局議事調査課	小田嶋研斗	
教育庁総務課	山﨑裕介	
警察本部警務部総務課	雪松	亮

会 議 の 概 要

午後１時２７分　開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	瓜生	望
副委員長（副会長）	高橋	健
委員（分科員）	鶴田有司	
委員（分科員）	髙橋武浩	
委員（分科員）	島田	薫
委員（分科員）	渡部英治	
委員（分科員）	小原正晃	

説明者

警察本部長	小林	稔
警務部長	北條	隆
生活安全部長	角田	進
刑事部長	髙橋	等
交通部長	渡部	仁
警備部長	下田淳一	
警務部参事官（兼）首席監察官	畠山	洋
警務部首席参事官（兼）警務課長	細川大輔	
生活安全部首席参事官（兼）生活安全企画課長	浅利	守
生活安全部首席参事官（兼）人身安全対策課長	中島一人	
刑事部首席参事官（兼）刑事企画課長	小野政樹	
交通部首席参事官（兼）交通企画課長	古屋建一	
交通部首席参事官（兼）運転免許センター長	阿部哲也	
警備部首席参事官（兼）公安課長	小林雅彦	
警務部参事官（兼）会計課長	鈴木	昇
交通部参事官（兼）交通規制課長	加賀屋	真
警務部総務課長	淡路大臣	
生活安全部地域課長	開田広明	
生活安全部サイバー犯罪対策課長	若松秀樹	
警備部警備課長	米沢雅也	

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

初めに、警察本部の補正予算関係の議案に関する審査を行います。

議案第４３号及び議案第４４号を議題とします。

また、分科会では、議案第９号のうち、警察本部に関係する部門について審査を行います。

関係部長等の説明を求めます。

警務部長

【議案［７］により説明】

警務部参事官（兼）会計課長

【議案［３］、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

質疑は一括して行います。質疑ありませんか。

小原正晃委員（分科員）

委員会資料の３ページ、補正予算（案）の概要についてです。決算見込みにより、今回、給与費で

１．４億円の減額がされています。これは、主に退職者数や新規採用者数、年度途中の欠員によるものと推測しますが、全国的に警察官志望者の減少が叫ばれている今、本県で必要な人員は確保できているのかを含めて、この減額についてお伺いします。

警務部長

まず、給与費の約１．４億円の減額ですが、この補正額の内訳は、給料として４，３８１万２，０００円、これは年度末までの支給実績見込みを踏まえた減額であります。そして、職員手当等として９，０５４万４，０００円の減があります。この職員手当等は各種手当であり、そのうち退職手当が５，８３８万３，０００円と、非常に大きな額を占めております。これは、６０歳以降の定年前退職者数が、当初の想定よりも少なかったことによる減であります。そして、共済費は６８５万円の減です。これは職員共済費ですが、標準報酬月額を算定しており、その見込み減によるものです。こうした年度末までの支給実績見込みなども踏まえた減額を、２月補正で行っております。

職員に関しては、必要な職員をしっかり採用できるように努めているところであり、引き続き採用活動にも力を入れてまいりたいと思っております。

小原正晃委員（分科員）

こうした減額が、現場の皆さんの勤務や事件の捜査、治安維持などの質の低下につながらなければいいと思っての質問でした。

当初予算でもお話したいと思っていますが、初任給が上がっても、我々の世代というか、４０代、５０代の人たちの賃金上昇率が、新人に比べてカーブが非常に緩やかで、実質賃金との乖離があると思っています。公務員の皆さんも、そうしたところは時代に合わせて、年代による格差がない形にしなければいけないと思いますし、特に、こうした現場で大変な皆さんについては、給与を手当などで少し埋めていく必要があるのではないかと思います。減額するよりも、なるべくそうした部分を見ていく必要が今後、全体的にあると思いますが、一言頂きたいと思います。

警務部長

必要な事業費については、しっかりと予算要求をしていければと思っておりますし、当初予算編成後に必要となった事業であれば、補正予算などの機会も捉えて要求、相談を行っていければと思っております。

また、職員には、能力や業績などに応じて評価を適正に行い、支払うべきものについて支払っていくことが基本かと思っております。

高橋健委員（分科員）

しおりの４番、２４ページ、２５ページをお願いします。繰越明許費の金額について、信号機整備、交通管制システム等のお話がありましたが、２４ページの交通安全施設整備・維持管理事業の内訳について教えてください。

交通部長

これは道路管理者の事業遅れにより、道路完成前に実施する予定であった固定標識や可変式速度規制標識の設置ができないために生じたものです。

高橋健委員（分科員）

繰越明許費は、年度をまたぐ事業だと思いますが、今の時期、新年度のスタートにより、例えば学校の新１年生、新社会人、新人ドライバー、あとは一般的なことを言うと新営業マンも動き出します。そのため、看板や信号機が、通年で一番重要な時期かと思います。スケジュールもそうですが、スピード感を持って、きっちりと整備していただきたいと思いますが、その辺の皆さんの感覚を教えていただきたいと思います。

交通部長

その点については、道路管理者と密接に連携を取っております。確かに、道路の完成が遅れておりますが、来年度中には確実にできるとの見込みも得ております。標識等の遅れが決してないように、道路ができるタイミングに合わせて、前倒しで発注をかけるなどして対応していきたいと考えております。

高橋武浩委員（分科員）

運転免許センター及び交通機動隊庁舎改築事業で、３億８，０００万円ほど減額になっています。今の資材高騰の局面で減額になったのは、どのような要因があるのか、中身を教えてもらえればと思います。

警務部参事官（兼）会計課長

令和元年度から７か年計画で新庁舎の合築、整備を進めており、今年度が事業の最終年度となっております。当初は、総事業費約５６億円、このうち建築費については、令和３年度から令和７年度までの継続費として約５４億４，０００万円を計上しておりましたが、これまでの工事費などの契約実績が予算計上額を下回っていたため、最終年度において減額補正したものです。

なお、これまでの工事契約は、庁舎建築工事や電気設備工事、車庫建築工事など、約１０案件に及んでおりますが、現在は外構工事中であり、３月末頃までの完成予定で進めております。

高橋武浩委員（分科員）

そうすると、工事の内容や仕様に関しては変更がなく、７年間で縮減できたとの理解でよろしいですか。

警務部参事官（兼）会計課長

そのとおりです。なお、昨今の人件費や建築費の高騰なども踏まえ、最終年度までは繰越明許で承認

いただき、最終年度となる今年度の減額補正で対応しております。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、警察本部の補正予算関係の議案に関する質疑を終了します。

ここで、説明者交代のため、暫時休憩します。

午後１時４７分　休憩

午後１時５１分　再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説 明 者

教育長	安　田　浩　幸
教育次長	鈴　木　雄　輝
教育次長	久　慈　隆　正
総務課長	高　橋　公　康
総務課施設整備室長	佐　藤　政　彦
教職員給与課長	伊岡森　　亨
幼保推進課長	加　藤　千　晶
義務教育課長	伊　藤　　悟
高校教育課長	古　屋　桃　香
高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長	勝　又　貞　臣
特別支援教育課長	小　山　高　志
生涯学習課長	内　田　鉄　嗣
生涯学習課文化財保護室長	五十嵐　一　治
保健体育課長	野　中　仁　史
福利課長	冨士盛　亜　紀

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

教育委員会の補正予算関係の議案に関する審査を行います。

議案第２６号を議題とします。

また、分科会では、議案第９号のうち、教育委員会に関係する部門について審査を行います。

関係課室長の説明を求めます。

総務課長

【補正予算内容説明書により説明】

総務課施設整備室長

【議案［３］、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

教職員給与課長

【補正予算内容説明書により説明】

幼保推進課長

【議案［３］、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

義務教育課長

【補正予算内容説明書により説明】

高校教育課長

【議案［３］、議案［７］、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

【議案［３］、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

特別支援教育課長

【補正予算内容説明書により説明】

生涯学習課長

【議案［３］、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

生涯学習課文化財保護室長

【補正予算内容説明書により説明】

保健体育課長

【補正予算内容説明書により説明】

福利課長

【補正予算内容説明書により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

審査の途中ですが、暫時休憩します。

再開は午後３時とします。

午後２時４７分　休憩

午後２時５８分　再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説 明 者

休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

先ほどの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は各課室一括して行います。

島田薫委員（分科員）

しおりの４番、県立学校の冷風機について伺います。大型扇風機を集約するとのことですが、どの程度の効果がありますか。例えば室温をどれだけ下げられるかなど、その辺の見込みはいかがですか。

総務課施設整備室長

名前のとおり大型冷風機――扇風機の下に水をためて、その気化熱を強力な風力で飛ばすものですが、空間を冷やすものではないため、室温は、ほぼ１度や２度しか下がりません。ただし、正面に当たった

ときに冷たさは感じるため、クールダウンしていただける場所を、まずはつくっていきたいと考えております。

島田薫委員（分科員）

例えば、それを採用している場所を調査して、ある程度、そうした効果があることを確認したのでしょうか。

総務課施設整備室長

東北管内でも、他県で学校に導入した事例はあります。全国的にも、今、小中学校等からの需要があるとの話は聞いております。あわせて、これを検討するに当たり、今年度の夏に３者ほどのメーカーから借りて、実際に高校の体育館に置いて、体感を確認しました。私も実際に行きましたが、その上で、これを導入していきたいと考えております。

ただ、先ほど申しましたように、午前中からずっとつけていても、気温がそれほど下がるものではないことは事実です。

島田薫委員（分科員）

トータルで５，９００万円以上の金額になるため、「実際入れてみたが、あまり効果がない」ということになり、冷房を入れることになることが心配されますが、例えば、将来的に冷房設備を入れていく考えもありますか。

総務課施設整備室長

現段階で体育館に空調を入れるとなると、概算の見積りですが、高校の大規模な体育館で大体９，０００万円くらいの予算、さらに熱を遮るための断熱工事等を行うと、約１億円は掛かる見込みです。高校、特別支援学校で６０校を超えるため、年間何校ずつ実施できるか――例えば５０番目の学校は、いつ実施できるのかを考えると、まずは一台でも、少しでも涼をとれるところを全ての学校一律につくることを第一に考えていきたいことから、今回、この予算を計上しております。

島田薫委員（分科員）

温暖化がますます進んでいる状況であり、また、体育館が避難所として利活用されることもあるため、是非、その辺の効果をしっかりと検討していただきたいと思います。

鶴田有司委員（分科員）

他県ではなく、県内での導入事例はありますか。

総務課施設整備室長

小中学校、市町村立学校において何台か入っているとは聞いておりますが、具体的には把握しておりません。県立学校には入っておりません。

鶴田有司委員（分科員）

先ほど、１度程度は下げられるとのことですが、その効果は、県内で確認していますか。

総務課施設整備室長

機器をお借りして、県内の高校３校にいろいろなメーカーのものを入れて試したときには、朝一から午後までの４時間程度運転して温度の測定等を行いました。その結果が、１度ちょっと下がるかということであります。

鶴田有司委員（分科員）

メーカーによって多少の違いがあるでしょうが、その３者の機器では、安全性というか――最近は極端な気温で、去年も大変な高温になりましたが、そうしたものにも耐えられると見ていますか。

総務課施設整備室長

異常な気温になってしまったときには、安全を考えて中止せざるを得ない場合も、この機器に関してはあるかと思っております。

鶴田有司委員（分科員）

通常であれば大丈夫ということで予算化しているとの理解でいいですね。

総務課施設整備室長

その空間内で自由に動けるというよりは、体調が少し容易でなくなってきた方が、機器の前に行って、直接その風を受けることでクールダウンしながら活動を続けていく、そうした使い方を想定しております。

渡部英治委員（分科員）

どの程度効果があるかは、私も疑問があります。備品で５，９８２万８，０００円ですから、これは工事費を伴わない、据置きのような感じでしょうか。これは、体育館に１台ですか。

総務課施設整備室長

今回は、備品購入費で物品として購入するため、工事は伴いません。各学校にまず１台、第１体育館、第２体育館とある場合も、まずは第１体育館に１台導入します。その利用状況を検討していった上で、今後については考えてまいります。

渡部英治委員（分科員）

なぜ台数にこだわるかというと、この対応では、熱中症への対策はできないと思います。先ほど言ったような温度で風に当たるのは、扇風機とあまり変わらない感じがします。体育館の広さでは、２、３台設置しなければ、効果がないのではないかと思いますが、絶対に１台ということでこだわっているのですか。管理が大変かもしれませんが、せっかく設置するなら、効果のある方法を検討するべきではないかと思います。どうですか。

総務課施設整備室長

体育館は、御存じのとおり大きい空間であるため、１台で足りないことは我々も感じており、実際の使い方を見ながら……。

例えば、大きい体育館に、もう１台、２台という置き方や、第２体育館や武道場への導入は行わなく

てもいいのかなど、我々も考えてきましたが、まず第１段階として、各学校に均等に１台として行いたいのが今回の考えであります。

渡部英治委員（分科員）

全てカバーできるとは思いませんが、取り組んでみようということですね。

あと、単価は七、八十万円ですね、単純に６８校で割ると。今までの大型扇風機とは、若干、値段は違うと思います。これは臨時交付金を活用しますが、今後、使用状況を見ながら、何か手当てを――いきなり空調は入れられないと思いますが、室長が話したように、台数を増やすなどの対応も……。せっかく設置したのに何も効果がなかったというと言い過ぎですが、その辺、保護者や生徒が感じている状況を、きちんと確認して対応するべきではないかと思います。その辺はどうですか。

総務課施設整備室長

御指摘のとおり、今回で全て終わるとは考えておりません。大型扇風機の金額は、高校の体育館はサイズも大きいため約１００万円程度、特別支援学校、少年自然の家などの社会教育施設の小さな体育館は、約５０万円程度のものを選定して入札に掛けることになります。完全ではありませんが、大小をいろいろ組み合わせてエリアをカバーする形も検討しながら、引き続き考えてまいりたいと思っております。

小原正晃委員（分科員）

今回の冷風機、局所的な冷風であるため、そこに行けば涼しいのは分かりますが、やはりずっと求められているのは１億円掛かる冷房――皆さんもお金があればやりたいでしょうが……。

複数の改修事業が載っていますが、全部、一般財源でなくても、このように国費と一般財源をあわせて実現できるのであれば、いろいろなものを集中特化して冷房の導入を進めるべきと思います。そのような考えはないですか。

総務課施設整備室長

初めに、財源について、一般財源と書いておりますが、基本的には全額マル国、１００％の事業がここに並んでおります。

小原正晃委員（分科員）

だとすると、非常にありがたいお金ですよね。この財源で使えるものは、これが上限だったのですか。

総務課施設整備室長

全体の経費としては、もっと百何十億円というものが今回の交付金の対象であり、生活者支援、それから間接的に使われるものとして、公共施設への複合的な省エネ対策などがあります。

教育委員会では今、資料に挙げたものを優先としておりますが、もし残額があって、なおかつ実施できるとなれば、続きのものも検討してまいりたいと考えております。

小原正晃委員（分科員）

今、国でもいろいろな予算を含めて出してきている中で、県や教育庁として、子供たちの命と安全を守る視点に立つことが優先と考えると、やはり冷房が……。横手高校や金足農業高校、大曲高校等、改築される学校に優先的につけていくなど、全部一気に行うのではなく、少しずつでも前に進めて、全体的に底上げしていくべきと思いますが、教育長、その辺はどうですか。

教育長

体育館の冷房は、国でも大分、話をしていますし、最近の熱中症等を考えれば、当然、導入すべきと我々も思っています。財源もありますが、命や安全を守る意味では、やはり必要だとは思います。

ただ、今回は、最近の夏の暑さのために今すぐ、何か手当てしなければならず、少なくとも全校につけられるのは、このレベルしかないため、今回はこれで行わせていただきます。かなりの費用も掛かるため、頃合いを見て、知事とも相談しながら、引き続き話をして、どこかのタイミングでつけられればと思います。

小原正晃委員（分科員）

是非、お願いします。多分、学校の先生、子供たちや保護者も思っていることですので、しっかり進めてもらいたいと要望しておきます。今回の設置は、各学校で使う人たちにとっては大変ありがたいと思います。しかし、先ほど話があったように、大体育館だけですよね。中体育館や武道場、さらに、音楽室にもないところが多く、吹奏楽の部員も今後、大変だと思います。今回の事業で設置しても、各学校には最低でも４つぐらい――大体育館も２つぐらいなければならないでしょうから、５つぐらいは必要になってくると思います。さらに、１億円掛かるとのことである冷房については、いろいろな予算――後で東京寮の話もしますが、それらを少しでも我慢したり売ったりしてでも、こうした部分にお金を掛けていくことが本筋だと思います。是非とも、そうしたことを考えてもらえるようにお願いしたいと思います。

この続きで質問していいですか、委員長。

委員長（会長）

はい。

小原正晃委員（分科員）

県立高校３３校へのＬＥＤ化改修について伺います。県立高校は四十数校ありますが、未実施の学校がないか、不公平感は生じないか、その辺を教えてください。

総務課施設整備室長

教室等のＬＥＤ改修は、近年、建築している学校

にはＬＥＤが最初からついております。それから、一部を少しずつ改修してきた学校もあります。それらを除いた教室、特別教室の全ての学校数となります。

小原正晃委員（分科員）

未実施の学校はないと理解していいですね。

教育施設設備省エネ化改修、これはかなり大きい事業で、こうした大規模改修を短期間で進めていくための地元業者の確保や、工事の音なども含めた学校現場へのいろいろな影響を、どのように最小限に抑えていくのか、その辺を教えてください。

総務課施設整備室長

教育施設設備改修の対象校は、令和７年度事業で既に冷房の改修をしている学校を――例えば大館国際情報学院は令和７年度、令和８年度の２か年間の事業であり、半分、工事が終わっております。令和７年度分工事の財源を有利なものに振り替え、令和８年度の分を行うことで、既に着手のものを今回の補正予算のタイミングで振替するものです。横手清陵学院の電気設備も同じように、来年、通常の予算で改修予定でしたが、エネルギー効率に寄与することから、この財源を充てて行うことにしております。それ以外の学校も、来年度に計画していた改修で省エネ化するものを選択して、令和８年度から前倒しで持ってきたものであり、事業量が莫大に増えたものではないと理解しております。

小原正晃委員（分科員）

工事期間中、授業への影響がないように進めていただけるのか、確認させてください。

総務課施設整備室長

この交付金の活用は来年度いっぱいとなっているため、令和８年度中に完了を目指すことになります。教室として使用している部分は、夏休みなどの期間を利用しながら計画していきたいと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

横手清陵学院の話が出ましたので質問します。横手清陵学院では雪冷房を使っています。空調設備は、そのまま雪冷房になりますか。

総務課施設整備室長

横手清陵学院の空調設備の改修は、令和６年度で終了しております。ただし、雪冷房の入っているエリアは、現状、当初整備した雪冷房をそのまま使っていますので、その改修は今後、計画していくことになると思っております。

鶴田有司委員（分科員）

改修とは、どのような……。

総務課施設整備室長

方法は、まだ具体的には検討しておりませんが、雪冷房をそのまま使うとなると、初期投資がかなり掛かることになります。例えばガスエアコンなどに置き換えるかどうか、そこも含めて今後の検討となります。

鶴田有司委員（分科員）

雪を投入する場合、大型のロータリー除雪機の予算を使用するそうです。現実的には雪を飛ばしても屋根にぶつかって入らないため、小型のものを使用しているようですが、それではお金の振替ができないと聞いています。そのような理不尽なことがないように、使えるようにしたらどうでしょう。恐らく室長、分かっていると思いますが。

総務課施設整備室長

学校を建てた当時、担当でしたので、状況は十分承知しております。基本的な考え方としては、雪室の手前に駐車場があり、その駐車場の雪の除雪先として雪室を使えることとしております。しかし、雪のない季節や、あるいは雪を持ってきて飛ばすこともあるなど、いろいろ聞いております。基本的にはローダーで押せばいいのでしょうが、それでは効率が悪いとの話も聞いております。次の展開で、どのような方式がいいか、考えていかなければならないと思っております。

鶴田有司委員（分科員）

来年直らないのであれば、予算の問題は解決してあげてください。現場が困っていると思います。言えないでいるかもしれません。

総務課施設整備室長

お話は、確認させていただきたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

資料４ページの県立学校施設等災害復旧事業について伺います。令和８年６月に復旧工事とのことですが、近年はかなり大雨があり、６月、７月は特に大雨のリスクが高くなっています。今回、大館少年自然の家での崩落を受けて、県内のほかの少年自然の家や県立学校で同様の崩落リスクがないかの一斉点検は行ったのか、お聞きしたいと思います。

総務課施設整備室長

この崩落があった時点での、のり面を持つ場所全ての点検は、具体的には行ってはおりません。

小原正晃委員（分科員）

災害が起きてからの復旧も大事だと思いますが、子供たちの命を守る観点から、危険箇所を事前に点検して対策を講じていく予防が非常に大事だと思います。是非、点検してもらいたいと思いますが、いかがですか。

総務課施設整備室長

委員のお話はごもっともだと思いますので、その方法もこれから考えていきたいと思います。

島田薫委員（分科員）

５ページの保育士確保対策事業で、潜在保育士に関して伺いたいと思います。潜在保育士の把握は、

なかなか難しいと思いますが、「このような方々がいて、かつ、その方々が就職を希望している」との、ある程度の見通しはありますか。例えば、潜在保育士や就職希望者がどのくらいいるのか、把握の状況を教えてください。

幼保推進課長

潜在保育士がどれくらい秋田県にいるかは、把握が難しい状況です。保育士・保育所支援センターが設置される来年度には、県の保育士登録者名簿を利用し、センターから一部の方宛てに、郵送によるセンターの周知や、現在働いているかの調査、センターへの登録依頼などを行い、さらに、保育現場で働く意思を持つ方には何かしらのアプローチをしていきたいと思っております。

ハローワークの求人・求職状況を見ますと、例年１２月から３月ぐらいにかけては求人が増える時期で、２００人を超えるぐらいの求人があります。それ以外の時期では、１５０人から１７０人くらいの求人がある状況と把握しております。

島田薫委員（分科員）

６ページの右の真ん中辺りに、潜在保育士再就職支援研修について書いてありますが、仕事から離れている期間によって研修の必要性も変わってくると思います。この研修はどのような内容で、必要性によって、受ける、受けないの融通が利くものか、その辺を教えてください。

幼保推進課長

潜在保育士の再就職支援に向けた研修は、今のところ、年２回の開催を予定しております。きめ細かな対応は、なかなか難しいですが、保育団体とも連携し、現場の状況や保育内容の最新知識、技能、ノウハウを潜在保育士に学んでいただきたいと思っております。

就職後は、県で初任者研修、３年目研修のほか、キャリアステージに応じた体系的な研修を実施しており、そこで学んでいただきます。また、各園で園内研修も実施しているため、そうしたところでさらにスキルを磨いていただくように考えております。

島田薫委員（分科員）

この事業がしっかり進むように取り組んでいただきたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

関連で伺いますが、既存のハローワークや福祉人材センターの役割と、どのように異なるのですか。この２名の仕事内容も含めて教えてください。

幼保推進課長

ハローワークは、職業紹介、あっせんを行っており、その意味では、保育士・保育所支援センターも同様になります。一方で、令和６年度に県で実施したアンケートでは、ハローワークの求人情報だけを見ても園の雰囲気が分からない、知りたいことが載っていないなどの声が多くありました。保育士・保育所支援センターでは、施設に登録していただくほかに、実際にスタッフが施設を訪問して、現場の雰囲気などの情報を提供できるよう、よりきめ細かな対応をする予定になっております。

また、福祉人材センターは、社会福祉法に基づき県が指定して福祉人材確保のための事業を行っておりますが、今は、介護施設、高齢者施設の職員募集が多い状況です。令和６年度実績としては、保育士に関しては６人しかいないと聞いています。保育士・保育所支援センターは、保育士に特化して行うため、よりきめ細かな対応をしていくことで考えております。

小原正晃委員（分科員）

先ほど話したように、ハローワークや福祉人材センターと、どのように違うのか、受ける人たちが分からなければ、相談も含めて、なかなか難しいと思うので、そこの差別化はしっかり行ってもらわなければいけないと思います。

さらに、専門スタッフが２人という限られた人員で、どのように支援センターを盛り上げてというか……。潜在保育士というと、そこまで関心のない人たちかもしれません。そこに声を届けて、どのように進めていくのか見えないため、その辺をどうしていくか。あとは、２人で県内各施設のニーズを聞いていって間に合うのか、いつまでにそれを行うかも教えてください。

幼保推進課長

２人で間に合うかについては、県社会福祉協議会で福祉人材センターを運営しているため、そのノウハウを使ってもらいます。また、福祉人材センターで使用している求人システムを共有するため、２人だけではなく、県社協全体と、福祉人材センターからも支援を受けながら、習熟してもらいたいと考えております。

まずはセンターを知ってもらうため、チラシ、ポスター等も作る予定です。ハローワークへの求職者や、県内３校の保育士養成施設の学生へ配付するとともに、保育団体を通じて保育施設にも配付するなど、ポスター等の配付により、センターを知ってもらい、登録を呼びかけることを考えております。

また、いつまでに、とのお話がありました。現在、秋田市に保育士・保育所支援センターがありますが、こちらの登録者のうち希望される方は、県のセンターに引き継ぐ予定となっております。センターの設置後、初めの２か月くらいで登録等をしていきながら、９月頃までにホームページも完成させる予定であるため、その辺までには軌道に乗るようにしたいと考えております。

小原正晃委員（分科員）

次に、業務内容ですが、マッチングが成立しても、現場の労働環境が過酷であれば離職の連鎖は止まらないのではないかと思います。事業者に対する勤労環境整備の援助もセンターの機能に含まれていますが、具体的にどのような専門性をもって施設長などに助言を行っていくのか、教えてください。

幼保推進課長

保育事業者セミナーでは、社会保険労務士など、人事管理等に詳しい会社の方を講師にしております。施設長や運営法人の代表者等、できるだけ多くの施設の方に集まってもらい――オンラインも可能としているため、２００人程度の規模で聞いてもらう形を考えております。

小原正晃委員（分科員）

この事業では、ＫＰＩを設定して達成目標を公表するとの話ですが、具体的に、どのような数値を目標とするのか教えてください。

幼保推進課長

来年度の保育士・保育所支援センターの取組について、こども家庭庁では、ＫＰＩを設定して公表する義務を全都道府県に課しております。

成果目標には就職のマッチング件数を設定し、県の次期総合計画の指標としても掲載することとしております。秋田市では今、年間３０件ほどのマッチング成果があるため、県ではその２倍、令和１１年度までに６０件を目指していきたいと考えております。そのほかの取組指標として、県で設定したアウトプットＫＰＩ、例えば、保育事業者セミナーであれば年１回、潜在保育士再就職支援研修であれば年２回などの形で、各取組での取組指標を設定し、公表する予定としております。

小原正晃委員（分科員）

秋田市が３０件で、県が６０件との話ですが、大体の人口ベースで見れば、県は３倍ぐらいになるのではないですか。

幼保推進課長

保育施設や、働いている保育士数から見た数で、２倍となります。

小原正晃委員（分科員）

では、３０件増やすために、２人を雇ってこの事業を行う考えですか。

幼保推進課長

センターの業務はマッチングだけでなく、保育現場や保育士の仕事の魅力を知ってもらい、保育士を目指す人を増やしていくことや、施設の勤務環境改善もあります。また、資料６ページの一番下、「関係機関との連携」にあるとおり、ハローワークのほか、養成施設３校、保育団体、市町村などともネットワークを築きながら、保育士等確保の課題や、どのようなことを行えばいいかなどを共有、協議していく役割も持たせるため、県もいろいろ協力しながらマッチング以外のことも進めていく予定としております。

小原正晃委員（分科員）

私も、先ほど課長からお話のあった魅力向上や環境改善はすごく大事で、この業界には必要なことだと思います。せっかく進めるのであれば、この２人も含め、県全体でしっかり進めていただきたいと思います。そのほか、マッチングだけでなく、実際の就職件数や定着率も指標に――マッチングしても再度、離職が起きかねない業界だと思うため、そうした定着率も指標に入れていただきたいと思います。人材確保に直結する指標であることを、ある程度、県としては見ながら進めてもらいたいですが、その点はいかがですか。

幼保推進課長

定着率、いわゆる離職防止に関する指標については、今後設置されるセンターとともに検討してまいりたいと考えております。

就職のあっせんにより、就職した方には、センターでもフォローアップをする体制をとってもらう予定であり、就職後に本人や保育施設に定期的に連絡して状況を確認し、場合によっては訪問して状況を把握する体制を構築することとしております。そうした取組を通じて、定着を促してまいりたいと考えております。

小原正晃委員（分科員）

なぜ、この定着率に言及するかというと、辞めた理由として、自分の子供のことや、人との付き合い方、待遇が悪いなど、いろいろな話を聞きます。そうした部分を改善して定着率につなげていかなければ、いつまでも繰り返しだと思います。

このように県で進める大きな事業としてセンターを設置するのであれば、これを契機に、なるべく辞めずに、「いい仕事だな」、「何かあったときにも復帰していこう」と思ってもらえる取組にしてもらいたいと強くお願いし、一言頂いて終わりたいと思います。

幼保推進課長

今、とても前向きな御意見を頂きました。保育士のイメージについては、賃金が低い、業務が多忙であるなどのイメージが、なかなか変わらない状況にあるため、委員が提案された前向きなイメージを保育士に持ってもらえる取組が、今後、とても大切になってくると思います。こうしたことも含めて考えてまいりたいと思います。

渡部英治委員（分科員）

別の質問ですが、高校教育課長に二、三点伺います。

資料７ページの秋田県高等学校等教育改革促進臨時対策基金条例案の内容について、資料との関連で確認します。今後のスケジュールで、令和８年５月中旬頃に文部科学省への事業計画の申請とあります。資料９ページに、創出されるパイロットケースとして３通りあります。こうした拠点となる高校の選出も５月までに間に合わせるとの認識でよいか、そこをまず伺います。

高校教育課長

委員おっしゃるとおり、今年５月に文科省に計画を申請する際には、拠点校を選出した上で、各拠点校に対して何を行うのか、幾ら掛かるのかを併せて申請することになっております。

渡部英治委員（分科員）

昨年１２月に素案を示されているため一定の部分は分かると思いますが、今、２月ですよね。対象とになる拠点を詰めていなければ、相当、タイトなスケジュールではないかと思いますが、その辺は大丈夫ですか。

高校教育課長

２月の２週目頃に示された文科省の公募要領も踏まえ、今、教育委員会内部や知事部局とも相談をしながら、鋭意進めております。

渡部英治委員（分科員）

ということは、ある程度の候補は何点か絞っていると理解していいですか。全く白紙ではなく、ある程度、そういった準備を進めているのか、その辺、もし話ができれば。

高校教育課長

類型ごとに進捗がやや異なる部分があり、この場で具体的な校名は、まだお示しすることはできませんが、それぞれ、大体何校かの候補があった上で検討している状況です。

渡部英治委員（分科員）

事務等の積立金６，０００万円ですが、今後、国庫補助金が積み増しされる見込みとのことです。これは、この積立金に対する積み増しか、または、そのほかの全体の経費に対するものか、この辺はどうですか。

高校教育課長

今回の６，０００万円は、あくまで拠点校創出や実行計画策定のための都道府県事務費として、例えばアドバイザーを外部の方に依頼する場合や、計画について外部有識者や大学教授等から意見を頂く場合に使う経費であります。

今後、積み増しされる予定のものは、各拠点校での取組を推進し、機能を強化するための経費で、都道府県事務費とは別の経費です。

渡部英治委員（分科員）

資料８ページ、高校教育改革という、すごく大きな話ですが、今後の方向性として「教育委員会だけでなく、知事、首長部局、大学、地域の関係者や産業界等と十分に連携・協働し、幅広く意見を聞きながら、実行計画の策定や拠点の選定を進めていく」とあります。この表現だけを見ると、これは相当な事業であると感じますが、あくまで教育委員会が音頭をとって主体的に行っていくことに変わりはないですね。教育長、その辺はどうですか。

教育長

音頭をとるというより、我々、学校に関して所管しているため、今のように候補校を選定しています。ただ、内容に関しては、当然、知事にも相談しますし、産業労働部や農林水産部などとも既にやり取りしております。今年度、さらに詰めて、どのようなことを行うかや、どのようなものをつくっていくかを、一緒に進めていく考えでおります。

渡部英治委員（分科員）

３か年の限られた期間で、いかに改革を前に進めていくか。高校生活の充実や、将来に向けた夢のあるものにしていかなければならないと思います。そうした意味では今、教育長が話した、教育委員会だけでなく、県全体で取り組む姿勢、これは是非、高校現場や生徒に対しても丁寧に説明していかないと……。改革と聞いて「何が変わっていくのか」と疑問を持たれないよう、丁寧に対応してもらいたいと思いますが、課長、もう一度お願いします。

高校教育課長

現場や生徒への丁寧な説明は非常に重要だと思っています。委員おっしゃるとおり、改革というと、どうしても、これまで行ってきた積み重ねを否定するように思われる方もいると思います。そのようなことでは全くなく、これまでの積み上げに加え、社会の変化が加速する中で、高校教育はこのままでよいのかを考える、重要な機会だと思います。その趣旨を全県の現場、教育委員会や知事部局、そのほかの皆様にも幅広く知っていただき、これからの高校教育を一緒につくり上げる意気込みで進めていければと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

関連して伺います。高校無償化の関係で、公立高校よりも私立高校に進学する方が都会では多いようです。本県でも、スポーツの世界で県外への流出があるため、教育庁でも大分考えて、いろいろな取組をされてきていると承知していますが、今度は高校も、選んでもらえる高校になっていかなければならない。もちろん、学力優先だけではありませんが、魅力を高めるためには、相当な労力を要すると思います。

先ほど、５月の申請に向けた準備は大分進んでいるとのことでした。県としても、高校主体で行って

いるわけではないと思いますが、改めて伺います。教育委員会とモデル校――まだ決定していないかもしれませんが、その準備段階でのやり取りは、どのように行っていますか。高校教育課が中心になって行っているとの認識でよいですか。

高校教育課長

現段階では、各高校に直接何らかの依頼をしているのではなく、あくまで教育庁、教育委員会において、高校教育課を中心としつつ、施設整備等も関連することから、施設整備室や特別支援教育課などの関係課で議論を進めております。

鶴田有司委員（分科員）

そうすると、５月までの事業計画の申請は、あくまでも県の教育委員会として提出するということですか。「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援に関しては、この学校で、このような取組を行います」とか、「理数系人材育成支援は、この学校がこのように行います」などの形で、５月の段階では申請するのですか。

高校教育課長

具体的に５月中旬の文科省への申請段階では、教育委員会で進めていくだけでなく、各学校にも話をした上、必要な準備を整えた状況で手を挙げることになろうかと思います。幾つかステップがあるため、どこまで検討が進んだ段階で各学校に伝えていくかは、庁内でも協議しながら進めております。

鶴田有司委員（分科員）

選ばれる学校も押しつけられるイメージでなく、一緒につくり上げていくようにしなければ、最初の準備段階からうまくいかないと思います。その辺はしっかり取り組んでほしいと思っていますし、恐らくそうなっていくでしょうが、この委員会においては、いつ頃、各学校でどのような取組を行うかが見えてきますか。

高校教育課長

５月中旬に文科省に申請し、６月中下旬に交付内定が下りると聞いております。よって、来年度の６月議会で、どの高校で何を行い、幾ら掛かるかを予算案としてお示しすることになろうと思いますが、申請前の段階で一度、御説明できればと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

あくまで、その学校がモデル校になるということですから、その先は、ほかの学校にも波及効果が及ぶようにしなければならないと思います。課長が中心になって進めていかれるでしょうから、その辺の抜かりはないと思いますが、しっかりとお願いします。

島田薫委員（分科員）

関連して伺います。アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援ですが、エッセンシャルワーカーといえば、例えば医療や介護のほか、幅広い分野があると思います。そうしたエッセンシャルワーカーが、ＩＣＴやＡＩなどの新技術をしっかり活用しながら生産性を上げていくことが必要であることは分かりますが、高校でそうした教育を実際に行うに当たり、どのような職種を主に考えていますか。また、その隣に理数系人材育成の記載があります。「理数的素養を身に付けつつ」との内容からすると、教育内容が重なる部分もあると思います。アドバンスト・エッセンシャルワーカーはどのような職種を考えているのかと、理数系との関係、そこを教えてください。

高校教育課長

アドバンスト・エッセンシャルワーカーの具体的な職種までは、文科省からも特段の例示はされておりませんが、アドバンスト・エッセンシャルワーカーについては、地域産業及び社会基盤を支える分野として、農業、工業なども含めた専門高校での職業に直結した学びを充実させ、こうした分野へ人材を輩出していくものと考えています。

一方で、理数系人材の育成支援は、どちらかというと普通科を中心とした学びの改革であり、文理融合の学びなど、さらに踏み込んで理数的な素養を身に付けた人材の育成として、すみ分けがされていると考えております。

いずれの類型も、県としての人材育成上の課題や、今後の産業構造の変化を分析した上で、優先順位をつけての申請が必要と聞いております。その辺の分析を、今後、知事部局と詰めていく流れで考えております。

島田薫委員（分科員）

これを高校で進めていくことは、非常に期待されますが、専門学校や大学なども、今後、同じ方向性で進んでいくと思います。そうした意味で、連携というか、その辺はどのようにお考えですか。

高校教育課長

大学については、既に国で３年ほど前から大学の理系への転換が順次進められ、ＤＸやグリーンイノベーションの分野の機能強化が進められてきたと承知しております。今回の改革も、そうした高等教育機関の変化も見据えながら、高校も一緒に変わっていくものと考えています。

島田薫委員（分科員）

是非、具体的な内容が固まりましたら、また詳しく教えていただきたいと思います。

高橋健委員（分科員）

関連して伺います。今、課長からいろいろと説明があり、大体のスケジュールと大まかな方向性は見えましたが、話を聞けば聞くほど、これは教育委員

会だけでは何ともならない、大きな案件だと感じます。

先ほど、いろいろな説明がありましたが、３類型のうち、産業人材を育成する学校を目指す項目が１つあると思います。県北、中央、県南、あるいは沿岸、内陸も含めて、これから１０年後、２０年後、どのような場所で、どのような産業が必要となっていくかは、教育委員会だけでは全く分からないと思います。そのため、地域の産業人や経済界など、部局を超えた議論が必要と思います。本当に大丈夫かと心配になりますが、前に進む方向で頑張っていただきたいと思います。その辺、県教委ではどのように産業を捉えていますか。

高校教育課長

何か「この産業」と限定して議論していくものではないと、スタンスとしては考えていますが、一方で、スピード感も必要です。県内に様々な産業があるため、各産業を所管する知事部局に対して、今後の人材育成・確保の重点課題、また、産業によっては高校を狙っていないパターンもありますので、高校と連携したいパートの有無など、その辺を部局でも整理してもらいながら、より具体的な連携方策を詰めていく流れで考えております。

高橋健委員（分科員）

３年後を目標にするとなると、今の中学１年生が計画を落とし込んだ学校に入ることになるため、これから県教委が魅力ある高校をつくっていく中でリンクしてくる部分が、かなりあると思います。そうした意味では、先ほどお話のあった、大学や専門学校等とのやり取りも含めて、これからこの学校を目指すであろう中学生や、地域の中学校の先生たちとの情報共有なども大切ではないかと思います。今まで、そのお話はありませんでしたが、どのようにお考えですか。

高校教育課長

本当に、中学生にとって高校選択は非常に大きいものと考えております。今回、このＮ-Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクールで拠点校になる高校はもちろん、そのほかの高校についても、引き続き魅力化、特色化を進めていきます。各高校が持つ強みを中学生、保護者、地域の方に伝えていく手法など、新しい方法は検討していきたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

今回の２月議会の補正予算における、本事業の議論は、議会の意見として、この構想にいろいろ取り入れてもらえる余地があると思っていいですね。

高校教育課長

現時点では、拠点校の具体的な校名や、方向性についてお示ししているわけではないため、本日頂いた御意見も踏まえながら、検討していきたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

であれば、そこを前提として伺います。先ほど、この事業では３類型あるとのお話がありましたが、私としては、県南、県北、中央のバランスをとって進めていただきたいです。秋田市の学校に一極集中とならないでほしいのが、まず一つ、お願いです。

先ほどの答弁で、農林水産部とも連携しているとのことですが、秋田の農業や工業、そして風力など再エネを含めて進めていけるのであれば、そこはしっかり進めていただきたいと思います。これは多分、①アドバンスト・エッセンシャルワーカー支援に該当すると思います。②理数系人材育成支援は、スーパーサイエンスハイスクールもありますよね――秋田中央高校と横手高校ですが、そことの差をどうしていくのか。地域バランスも考えると、理数系の普通科であれば必然的に県北地区が該当するのではないかと思いますが、まず、①、②の整理を少し……。そうしてくださいという話ではなく、推理、考察すると、そうした形になるかと思っていますが、この件について話せる部分を教えてください。バランスはとっていただけるのか。

高校教育課長

今、委員から御指摘あった、県内の地域バランスを踏まえることについては、幾つか御意見があるかと思いますので、その辺は私も十分に考慮したいと考えております。

また、スーパーサイエンスハイスクールとの差別化については、今回、文科省から示された公募要領では「重複を妨げるものではない」との表現になっていますが、経費を明確に分ける、目標を異なるものにするなど、かなり細かい線引きが必要になると考えております。その辺も見ながら、拠点校の選出を進めていくことになろうと思います。

小原正晃委員（分科員）

予算的に、秋田県では何校ぐらい該当しそうですか。例えば１校か、①、②、③で１校ずつか、全体で５校ぐらいの可能性があるのか。予算も含めて大体の上限はあると思いますが、その辺は回答できますか。

高校教育課長

文科省から示されているのは、１都道府県当たり、全体で６２億円が上限と聞いております。また、今回の公募要件では、基本的には各類型で１校ずつ、合計３校が基本ですが、目的や目標を変えて申請できる場合は、１類型が２校となり、全体で４校となります。今回は、トップオブトップといいますか、改革先導校をつくって集中投資をした上で、その域内での波及を進めていく、薄く広くというよりは集中投資をしていくとの考え方に基づくため、最大で

は４校と考えています。

小原正晃委員（分科員）

先ほど、中央、県北、県南と言いましたが、この事業の目的は、高校無償化による公立高校への影響を考慮して、地方団体が地域の実情に応じて公立高校を支えていこうというものですよね。そうであれば、秋田市よりも、それ以外の倍率の低い地域を盛り上げる予算にするべきと思いますが、その認識で合っていますよね。

高校教育課長

特定の高校の倍率だけを見るものではなく、また今回は、県としての人材育成上の課題設定が非常に重要となります。よって、県としてどのような人材を育てたいか、どのような産業に力を入れていきたいかも含め、今回の改革の趣旨を踏まえた上で選定を進めていくことで考えています。

小原正晃委員（分科員）

であれば、③多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保は、地理的アクセスも考慮しつつ多様な学びを提供するものであれば、委員会で何度も提案してきた、マンガ学科やスポーツ科の話も、是非、取り入れて進めていただくよう要望します。その辺、一言もらいたいと思います。

高校教育課長

今の委員の御意見はお伺いしたということで、回答できればと思います。

小原正晃委員（分科員）

もう一つ、臨時対策基金の期限は３年間ですが、これ以降が非常に心配です。一時的な盛り上がりで、一過性で終わってしまうのではなく、その後も持続的に県として支援していかなければならないと思いますが、その辺の考えはどうですか。

高校教育課長

おっしゃるとおり、いかに持続させていくかは、非常に重要と考えています。もちろん、国費があったからできたことではあると思いますが、今回の拠点申請に当たっては、持続可能性も非常に重視したいと考えております。よって、この取組は、県内企業、県内大学の力を借りながら行っていかなければ、なかなか続いていくものではないと考えております。

その上で、効果をしっかりと出し、財政当局に引き続き高校改革への県予算をつけられる説得力を持たせることも重要であると考えております。また、文科省でも令和９年度以降、別の交付金の在り方を検討していると承知しております。その辺の動きも見ながら、持続的に、また域内にしっかり波及する取組を創出していければと考えております。

小原正晃委員（分科員）

少し話がずれますが、財源について、文部科学省の資料では、地方財政措置――地方債充当率９０％、交付税措置率５０％とあります。今のところ、県費としては何もなく、全て国費で実施できるが、３年後は県の一般財源になるのか、もしくは国が何か考えるのかは、まだ分からないとの理解でいいですね。確認させてください。

総務課施設整備室長

今、小原委員から話のあった地方債は、これに並行する事業に関するものです。

今回のＮ－Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクール構想は１００％が基金で、全額国費を充てる事業であります。ただし、実行計画を作った後、３校ないしは４校と言われている拠点校の３類型をさらに波及をさせていった際に、令和１０年度以降も施設の改修などが必要な場合は、地方債を充てることができるものです。当然、一般財源も伴うため、今回の基金とは別のものと考えていただければと思います。

小原正晃委員（分科員）

今回の産業――農業、工業、スポーツ、漫画の話などもしましたが、そうしたところを行っていくとすれば、先ほど皆さんからもありましたが、地域や大学との連携が非常に必要になってくると思います。

今回、私も代表質問で大学の２０２６年問題について話しましたが、やはり農業や工業では、県立大学との連携は、すごく重要になってくると思います。

大学の２０２６年問題だけでなく、少子化問題もそうですが、若者に秋田にとどまってもらったり、他県から来てもらったりするなどの取組を行っていくためには、高校だけでなく、大学やその後の就職先までの一気通貫した連携や取組は絶対必要で、他部局ともしっかり連携しながら行っていただきたいと思います。大学や大学が立地する市町村との連携も強化してもらいたいと思いますし、マンガ学科であれば、増田まんが美術館のある横手市とも連携してもらいたいと思います。そうした点もしっかり考えてもらいたいと思いますが、一言下さい。

高校教育課長

おっしゃるとおり、大学との連携や、その先の就職も含めて、非常に重要だと思っています。

候補校であるかないかにかかわらず、県内公立高校では、今、県立大学や県内企業との連携に取り組んでおります。そうした取組を参考にしながら、どのように持続的に展開していくかと、また分野横断的にといいますか、各高校が個々に行っているものをどのように組織的に広げていけるかを、今回、一緒に考えていければと思いますので、引き続き御指導いただければと思います。

小原正晃委員（分科員）

総文祭に関して、今回、オーストラリア、タイ、韓国が来ることは、非常に目玉になると思います。単なる親睦にとどまらず、将来的に本県へのインバ

ウンド、国際的な連携、ネットワークなど、いろいろなことにつなげていただきたいと思います。また、前々からこの大会については、すごいものになるし期待していると言っていますが、機運醸成や盛り上げも行ってもらいたいです。今回の外国の子供たちとの交流は、すごくいい取組になるため、是非、早く情報をいろいろ出して、各メディアなどに取り上げてもらいたいと思います。そこについてのお考えはどうですか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

今、小原委員から御指摘ありましたとおり、なるべく早めにマスコミへ情報提供して、県民の皆さんに関心を持ってもらえるように取り組んでまいりたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

インスタグラムも、前に話した９００人から１，２００人くらいになり、ありがとうございました。さすが教育長の人脈と思いますが、まだ、いろいろと盛り上げていただきたいと思います。この大事業、もしかすると、あと４５年は来ないかもしれない……。あれ、また来るのでしたか、しばらく来ないですよね。すごく久しぶりの、国を挙げた大事業であるため、是非、県民を挙げて、よかったと思える事業にしてもらいたいです。よって、ありとあらゆる機会で、教育庁だけでなく、他部局、他市町村、マスコミとも連携して、いろいろなところで盛り上げてもらいたいと、再度お願いしたいと思います。こうした目立つものは、しばしばあると思います。これに限らず、どこかが下見に来たなどでもいいので、いろいろな情報を出して、７月まで機運醸成や盛り上げを頑張ってもらいたいと、再度お願いします。教育長から一言いただきたいです。

教育長

室長が話したように、いろいろな機会を見て――だんだん近づいてきているため、我々、努力して広報していきたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

応援しています。今回の総文祭が終わった後、この遺産というか、レガシーをどのように引き継いでいくか――高校教育課との議論でもありましたが、いろいろなものに連携、波及させて、本県の次の世代につなげてもらうようお願いして、この項を終わります。

近代美術館や図書館など、社会教育施設のＬＥＤの更新により、県民の皆さんにとって、すごく便利になると思いました。例えば（２）の図書館ＬＥＤ照明整備では、照明が替われば、県立図書館など、いろいろな施設での彩度が大分上がって、良くなるとの考えでいいですね。

生涯学習課長

施設や状況によっても変わるとは思いますが、ＬＥＤ化によって新しい機器も入るため、鮮明度など、利用者にとって非常に効果があると考えております。

小原正晃委員（分科員）

近代美術館ＬＥＤスポットライト整備ですが、せっかく変えるなら、秋田蘭画や秋田の文化財を、映えるではないですが、より美しく、作品を傷めない環境で提供してほしいと思います。そうしたことは考慮していただけるのか、確認したいです。

生涯学習課長

今回、備品の設置になりますが、作品によってスポットライトの照度は変わるため、展示会に合わせて柔軟に対応できるよう、必要数を予算化しました。せっかく導入しますので、学芸員等、美術の専門知識を持った方々とよく話しながら、省エネルギー化以外の部分でも効果を発揮できるように、十分対応してまいりたいと考えております。

小原正晃委員（分科員）

安心しました。最適な答えを見つけられるのはキュレーターの皆さんだと思うため、是非、学芸員、キュレーターの皆さんと一緒に、一番いい対応を探してもらえればと思っています。

最後に、ＬＥＤになると、電気の削減効果は幾らか出てきますか。この物価高騰の状況において、その施設で助かることは出てきますか。

生涯学習課長

令和５年度１２月補正の社会教育施設８施設のＬＥＤ化事業を、令和６年度に繰り越して実施しており、令和５年度と令和６年度の電気量の比較をしております。電気使用量は、照明以外に冷暖房機器や、その他の電力機器があるため、それらも含めて統計を出しました。７月から９月、特に８月は非常に暑かったですが、工事を実施した施設の電気使用量は、対前年比で５％削減されています。電気料金では約６％削減できており、電気の使用量や料金などに、いい影響が出ております。

小原正晃委員（分科員）

この事業は国費を使っているとのことで、非常にありがたいです。こうしたタイミングで、まず行えるものは全て行ったと理解していいですか。

生涯学習課長

展示物の関係により、一部の展示エリアでは、できない箇所が残っております。また、保管庫や階段等、電気がほとんどなく、足場を組むだけで相当の費用が掛かるところも除いていますが、必要性の高い箇所については、おおむね実施できる見通しではないかと思っております。展示への影響もあるため、その辺は施設からよく話を聞いて対応していかなければならないと思っております。

小原正晃委員（分科員）

できるだけ県の一般財源でなく、国費で行えるうちは、行えるときに行ってもらいたいです。次のタイミングがいつ来るかも分からないと思うため、是非、こうした機会に実施し、次の世代につなげられる仕組みにしていただくよう要望して終わります。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、教育委員会関係の補正予算関係の議案に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、２月２７日金曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、補正予算関係の付託案件について、討論・採決を行います。

散会します。

午後４時２４分　散会

令和８年２月２７日（金曜日）

本日の会議案件

１　議案第２６号

秋田県高等学校等教育改革促進臨時対策基金条例案　（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

２　議案第４３号

交通事故に係る和解について

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

３　議案第４４号

交通事故に係る和解について

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

本日の出席状況

出席委員

委員長	瓜生　望
副委員長	高橋　健
委員	鶴田有司
委員	髙橋武浩
委員	島田　薫
委員	渡部英治
委員	小原正晃

書記

議会事務局議事調査課	山崎友寛
議会事務局議事調査課	小田嶋研斗
教育庁総務課	山﨑裕介
警察本部警務部総務課	雪松　亮

会 議 の 概 要

午後１時６分　開議

出席委員

委員長	瓜生　望
副委員長	高橋　健
委員	鶴田有司
委員	髙橋武浩
委員	島田　薫
委員	渡部英治
委員	小原正晃

説明者

教育長	安田浩幸
教育次長	鈴木雄輝
教育次長	久慈隆正
総務課長	高橋公康
警察本部長	小林　稔
警務部長	北條　隆
警務部総務課長	淡路大臣
警務部参事官（兼）会計課長	鈴木　昇

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、各委員からの発言通告がありませんので、補正予算関係の付託議案に関する質疑は終局したものと認めます。

補正予算関係の付託議案について、討論・採決を行います。

議案第２６号、議案第４３号及び議案第４４号を一括議題とします。

討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。

議案第２６号ほか２件は、原案のとおり可決すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

議案第２６号ほか２件は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

委員長

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件のうち、補正予算関係の議案の審査は、全て終了しました。

本日はこれをもって散会し、３月２日月曜日、午前１０時３０分に委員会及び分科会を開き、教育委員会における当初予算関係の付託議案等の審査を行います。

散会します。

午後１時７分　散会

令和８年３月２日（月曜日）

本日の会議案件

１　議案第４５号
　令和８年度秋田県一般会計予算（教育委員会の関係部門）　（趣旨説明・質疑）

２　議案第９５号
　市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案　（趣旨説明・質疑）

３　議案第９６号
　義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案　（趣旨説明・質疑）

４　議案第９７号
　教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案　（趣旨説明・質疑）

５　議案第１００号
　秋田県青少年交流センター条例の一部を改正する条例案　（趣旨説明・質疑）

６　教育委員会関係の付託案件以外の所管事項
　（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	瓜生	望
副委員長（副会長）	高橋	健
委員（分科員）	鶴田有司	
委員（分科員）	髙橋武浩	
委員（分科員）	島田	薫
委員（分科員）	渡部英治	
委員（分科員）	小原正晃	

書記

議会事務局議事調査課	山崎友寛	
議会事務局議事調査課	小田嶋研斗	
教育庁総務課	山崎裕介	
警察本部警務部総務課	雪松	亮

会 議 の 概 要

午前１０時２８分　開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	瓜生	望
副委員長（副会長）	高橋	健
委員（分科員）	鶴田有司	
委員（分科員）	髙橋武浩	
委員（分科員）	島田	薫
委員（分科員）	渡部英治	
委員（分科員）	小原正晃	

説明者

教育長	安田浩幸	
教育次長	鈴木雄輝	
教育次長	久慈隆正	
総務課長	高橋公康	
総務課施設整備室長	佐藤政彦	
教職員給与課長	伊岡森	亨
幼保推進課長	加藤千晶	
義務教育課長	伊藤	悟
高校教育課長	古屋桃香	
高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長	勝又貞臣	
特別支援教育課長	小山高志	
生涯学習課長	内田鉄嗣	
生涯学習課文化財保護室長	五十嵐一治	
保健体育課長	野中仁史	
福利課長	冨士盛亜紀	

委員長（会長）
　ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。
　教育委員会の当初予算関係の議案に関する審査を行います。
　議案第９５号から議案第１００号まで、以上６件を一括議題とします。
　また、分科会では、議案第４５号のうち、教育委員会に関係する部門について審査を行います。
　課室長の説明については、総務・幼児教育・生涯学習系と学校教育系に分けて進行させていただきます。
　初めに、総務・幼児教育・生涯学習系の総務課、施設整備室、教職員給与課、幼保推進課、生涯学習課、文化財保護室及び福利課関係についての説明を求めます。

総務課長
　【予算内容説明書及び提出資料により説明】

総務課施設整備室長
　【議案［５］、予算内容説明書及び提出資料により説明】

教職員給与課長
　【議案［７］、予算内容説明書及び提出資料により説明】

総務課長
　【予算内容説明書及び提出資料により説明】

生涯学習課長
　【議案［７］、予算内容説明書及び提出資料により説明】

生涯学習課文化財保護室長

【予算内容説明書及び提出資料により説明】

福利課長

【予算内容説明書により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

審査の途中ですが、昼食のため、休憩します。

再開は、午後１時１５分とします。

なお、再開後は、教職員の懲戒処分についての所管事項審査を行います。

午前１１時２５分　休憩

午後　１時１３分　再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説 明 者

教育長	安　田　浩　幸
教育次長	鈴　木　雄　輝
教育次長	久　慈　隆　正
総務課長	高　橋　公　康
義務教育課長	伊　藤　　悟

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

教育委員会関係の所管事項に関する審査を行います。

執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

教育長

このたび、県南部の中学校に勤務する男性教諭が、大麻の所持及び使用により逮捕、起訴され、初公判において教諭本人がその事実を認めたことから、県教育委員会としましては、当該教諭を本日付で懲戒免職処分といたしました。教職員の服務規律の保持に向けては、これまでも全教職員を対象としたコンプライアンス研修の実施を通して、法令遵守の意識高揚に努めてきたところでありますが、このような事態が発生したことは極めて遺憾であり、重く受け止めております。

県教育委員会としましては、二度とこうした事案を繰り返さないように、任命権者として責任を果たしていくとともに、各市町村教育委員会に対しても、あらためて服務規律の徹底を強く促してまいります。教職員一人一人が、教育公務員としての誇りと自覚を持ち、県民の皆様の期待に応えられるよう、これまで以上に厳正な姿勢で取り組んでまいる所存であります。生徒や保護者、そして県民の皆様に対し、多大なる御心配と御迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

義務教育課長

【提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明に関する質疑を行います。

鶴田有司委員（分科員）

所持と使用は、大変罪深いというだけでは済まされないと思います。私が特に驚いたのが知人への売却であり、ほかの人も巻き込んでしまっていると考えると、普通では全く……。今の説明のとおり、過去には例がないと思いますが、普通では考えにくく、どう理解していいのか……。特に学校の教師という、大事な子供を預かる立場としての認識や自覚が、どの程度あったのかと思います。

この処罰は当然だと思いますが、この方がごく普通に行っていたとすれば大変なことですので、蔓延しないよう、防いでいかなければならないし、この方の処罰だけにとどまらず、こうした事態が二度と起きないようにしていかなければならないのではないかと思います。その辺、教育委員会としてどう思っているのか、聞かせていただきたいと思います。

義務教育課長

再発防止に当たっては、これまでも初任者研修や年次研修、管理職研修等、様々な機会で不祥事防止に関する講座を設けて指導はしてきておりましたが、薬物に関しては想定外であったこともあり、具体的に薬物の内容に踏み込んだ研修は行ってこなかったと考えています。今後は、こうしたことも含めた研修を外部機関等にも協力いただきながら行っていく必要があると考えております。

また、児童生徒等に関しては、薬物乱用防止教育を、毎年、中学校、高校で実施するように定めており、小学校でも努力義務の形で行うようにしております。そのような場でも教員が一緒に学ぶ機会がとれるのではないかと考えており、そうしたところも進めていければと考えています。

鶴田有司委員（分科員）

今、お話をいただきましたが、教師に対する子供たちの信頼回復をしっかり行っていかなければならないと思います。その辺、今後、どう進めていくのか。

もう一つは、知人への売却の点で、教育行政に携わる関係者がいるのかどうか気になります。これ以外の方であっても言語道断の話ですが、そこまで大きく広がって大変なことにならないようにするため、関係者がいなかったかどうかも確認されたほうがいいのではないかと思います。その辺も聞かせてください。

義務教育課長

知人への売却については、今回、この事案に係って複数人が同様に逮捕等をされていると報道されております。本県教職員の関係者はいないとのことですが、他県ではそのような方もいたと、報道で承知しております。

鶴田有司委員（分科員）

子供に対する信頼回復も、しっかりと行っていかなければならないのではないかと思います。その辺も是非、心構えをしっかりして、進めていただければと思います。

義務教育課長

信頼回復に向けて、市町村教育委員会とも連携しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

渡部英治委員（分科員）

鶴田委員の今の質疑と同じ思いで二、三点確認します。まず、教職員とのことですが、これは犯罪ですよね。教職員である前に、人として行ってはいけないことを起こしているわけですから、教職員だけにスポットを当てるのではなく――当然、県庁でもそうした思いだと推察しますが。

今、薬物だけでなく、いろいろな不祥事があります。こうした事態を繰り返さない、連鎖を起こさない、そうした意味では、先ほど教育長から、非常に任命権者として責任を感じているとありましたが、これは当然だと思います。横手市教育委員会でも、校長はじめ、いろいろなところに……。

県全体として、再発防止と、児童のケアをどのように行っていくか。これは是非、徹底してほしいと思いますが、その点どうですか。

義務教育課長

市町村立学校の教職員であるため、当該教諭の服務監督は、当該市の教育委員会、学校長等が行うことになっておりますが、県教育委員会としても任免権者としての責任をしっかり認識した上で、市町村と連携しながら対応していく必要があると思っております。想定外のことではなく、今後起こり得る可能性があると認識した上で、研修の充実や、こうしたことに巻き込まれないためにどうしたらいいかについても対応していく必要があると考えております。

あわせて、児童生徒へのケアですが、今回の事案については、報道等の後で市教育委員会がカウンセラー等を派遣し、２週間程度、常駐して子供たちのケアに当たっております。幸い、大きな動揺なく現在に至っておりますが、今回、この処分をしたことにより、また報道等に出る可能性があるため、そうした際にも子供たちのケアに当たれる体制をとっていきたいと思っております。

渡部英治委員（分科員）

再発防止の関係で、ネット上には「薬物は意外と大丈夫だ」と誤解させるようなものが載っているなど、惑わされる部分があります。薬物乱用防止教室もいろいろなところで行っていますが、児童生徒だけでなく、先生方や我々も含めて、薬物の危険性に関する周知の徹底を図ってほしいと思いますが、その辺はどうですか。

義務教育課長

こうした違法薬物等の入手は、ネットなどもあり、近年、本当に身近になってきてしまっている状況があるのではないかと思います。外部機関等――横手市でも、この事案の発生直後に警察関係者を招き、管理職を対象とした研修等を実施したと聞いておりますので、そうしたネットからの入手などがないように、引き続き、県全体にも周知できる形で対応していきたいと考えています。

小原正晃委員（分科員）

今回の大麻栽培や売却の事案については、日常の勤務態度や言動に何らかの兆候がなかったのかと思います。職場環境において、教職員の異常を早期に発見するマネジメント機能は働いていたのかと思いますが、そこはどうですか。

義務教育課長

児童生徒に何か直接被害が及ぶ状況や、何か不審な行動をあったかについては、こちらでも繰り返し聴取等しておりますが、そうした状況を認めることはできなかったと報告がされております。

小原正晃委員（分科員）

もう一つ、隣県の教育関係者もこの件で関与があった――同じルートで購入したのか、関わりがあったのか分かりませんが、そのようなお話もありました。隣県の教育委員会とで、こうした兆候や、今後の体制をどのようにしていくかなどについて、何か話合いがあったか教えてください。

義務教育課長

この場になるまで、具体的に隣県の教育委員会等と情報交換等をしたことはありません。今後、再発防止に向けて取り得る対応等について情報交換をして反映させていきたいと考えます。

小原正晃委員（分科員）

秋田県だけでも非常に大きな事件だと思いますが、隣県にも及んでいるため、全国的な教職員の信用失墜につながることがないようにしてもらいたいと思います。二度とこうしたことがないよう、全体的なルールというか、秋田県だけでなく、オールジャパンで再発防止を行っていくことが必要ではないかと思いますが、その辺はどう進めていくのか教えてください。

義務教育課長

残念ながら本県だけにとどまらず、全国においても、教職関係者による事案が散見される状況にあり

ます。各教育委員会で問題意識を持っていると思いますので、秋田県における再発防止に向けた取組等においても、こうした教育委員会等と共有しながら、連携して対応していくように努めてまいりたいと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、教職員の懲戒処分に関する質疑を終了します。

ここで、説明者交代のため、暫時休憩します。

午後１時３４分　休憩

午後１時３６分　再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説 明 者

教育長	安　田　浩　幸
教育次長	鈴　木　雄　輝
教育次長	久　慈　隆　正
総務課長	高　橋　公　康
総務課施設整備室長	佐　藤　政　彦
教職員給与課長	伊岡森　　亨
幼保推進課長	加　藤　千　晶
義務教育課長	伊　藤　　悟
高校教育課長	古　屋　桃　香
高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長	勝　又　貞　臣
特別支援教育課長	小　山　高　志
生涯学習課長	内　田　鉄　嗣
生涯学習課文化財保護室長	五十嵐　一　治
保健体育課長	野　中　仁　史
福利課長	冨士盛　亜　紀

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

午前中の総務・幼児教育・生涯学習系の説明及び議案に関する質疑を行います。

質疑は、総務課から順に課室ごとに行います。

まず、総務課関係について質疑を行います。

鶴田有司委員（分科員）

説明で話のあった組織再編――幼保推進課が人口戦略部に移ることについて聞かせてください。予算審議は教育公安委員会で行う、こちらの方向性は分からないわけではないですが、まず一つは、幼保推進課をこども支援課と男女共同参画推進課の２課に区分することとなるのですか。

幼保推進課長

幼保推進課の業務は、新しく出来る人口戦略部のこども支援課に移管されます。今、次世代女性活躍支援課に３つのチームがありますが、そのうちの子育て支援チームと一緒に、３チームでこども支援課を構成することになります。

鶴田有司委員（分科員）

基本的には、こども支援課に全て移るということですね。幼保推進課として、大きく変わる要素があれば教えてください。

幼保推進課長

幼保推進課の業務は、公立幼稚園に係るものは教育委員会の権限に属しますが、それ以外の私立幼稚園、公私立の保育所、認定こども園、保育士等に係るものは、全て知事の権限に属するもので、それを教育委員会として補助執行している形でした。その補助執行していたものを知事部局に戻し、公立幼稚園の一部業務について教育委員会から知事部局に補助執行で出すことで、子育て支援、保護者支援の部分などと一緒に、就学前教育・保育を知事部局で一体的に行っていくことになります。今、幼保推進課で行っている業務は、そのまま移りますので、後退するものではなく、子育て支援の面で、より大きな視点で行っていくものになると考えております。

鶴田有司委員（分科員）

課長おっしゃるとおり、前は別々だったものを就学前として一体にということで、幼保推進課で行ってきたことは私も理解しております。人口戦略部に移管されることによって、子育てについてさらに発展させてくれればよいと思います。

小原正晃委員（分科員）

私立高等学校への高等学校等就学支援金について、令和８年度からの所得制限撤廃により、県として新たに２億５，０００万円ほどの財政負担が生じます。この財源を将来にわたって安定的に確保できる見通しは立っているのか、お知らせいただければと思います。

総務課長

私立高等学校への就学支援金の財源は、４分の３が国補助、残り４分の１が一般財源ですが、これについては交付税措置がされることとなっております。

小原正晃委員（分科員）

私は、この事業は、年収要件を撤廃しても、令和７年度のように全額国費で実施してもらいたいと思います。根本的なスキームについて、教育庁ではどう考えているのか。本当にずっと続けていけるのか不安で聞いていますが、その辺どうでしょうか。

総務課長

令和７年度までは、資料の色が付いた部分は全額

国費でしたが、三党合意に基づき、国４分の３、県４分の１と負担割合が決められました。国の制度ですので、まずはそれに従って進めていくものと思います。

小原正晃委員（分科員）

三党合意で決めたといいながらも、国で決めてこのように進めていく事業であれば、地方から国に対して、「国で負担してほしい」と声を上げるべきと私は思います。

昨日、卒業式で地元の代議士である御法川議員にお会いしました。今後の話にも出てくる給食費含め、国で出してもらいたい予算がいろいろな面で多くなっています。地方の予算が本当に厳しい状況下で、国が行う事業で県も負担することが非常に多く、こうしたことは代議士からも「国に言っておかなければならない」との話も聞きました。是非、地方選出の国会議員や自民党の方々、いろいろなパイプを利用して、地方の負担がない方向を国に求めていただきたいと強く思いますが、教育長、その辺はどうでしょうか。

教育長

この高校無償化、給食無償化に関しては、議論されていた頃から、我々も財源をどうするのか非常に心配な部分がありました。そこに関しては、他の都道府県教育委員会、教育長も同じ思いであり、それを地方に求めないでもらいたいと強く話をしています。知事会を通しても、国の責任で始めたものですので地方に負担させるのはおかしいと、かなり強く話していますし、我々の要望にも常に入っています。ここに関してはお金が結構掛かるため、国の責任で行うように、国には、引き続き、しっかり要望していきたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

是非、お願いします。「地方交付税に入っている」と言われても、人口ベースで年間３０億円も交付税が減ってきて一般財源がほぼない状況では、地方創生として少しお金をもらっても間に合わないですよね。よって、国に対して、しっかりと要望していくことを強くお願いしておきます。

話題を変えます。各校授業料額が３８万４，０００円から４５万７，２００円と、幅がありますが、どのような設定根拠でしょうか。

総務課長

各学校で設定している授業料が違うため、こうした表記になっております。

小原正晃委員（分科員）

では、幅は学校によって違うということですね。

総務課長

そのとおりです。３８万４，０００円で予定されている学校が１校、４５万６，２００円で予定されている学校が３校となっております。

小原正晃委員（分科員）

幅があるとの話ですが、もし今後、私立側が独自に授業料を値上げした場合、この上限額も上がって県費が増えていく可能性はあるでしょうか。

総務課長

制度の上限が４５万７，２００円になっているため、それを超える部分は県が負担することはございません。

小原正晃委員（分科員）

私は今、低い金額の学校が値上げした場合――３８万４，０００円の学校が、４５万７，０００円までの範囲で値上げした場合、そこで出た差額で県費が増える影響があるのかを聞いたつもりでした。

総務課長

県費負担４分の１の部分で言えば、そこは県費として増える形になります。

小原正晃委員（分科員）

先ほどのお話ではないですが、本当に不安です。今回、かなり大きなお金で、今後、給食費の補助も進むため、しっかり見ていかなければならないと思っています。今回は掛かるとしても、多額の県費を投じている以上、際限ない負担増を防ぐためのルールづくりや、私立側との今後の協議は行っていくのか。言われた金額のまま進める感じなのか、その辺はどうでしょうか。

総務課長

この授業料の値上げについては、無償化に便乗して行うことのないよう、国から指導が来ています。そうしたものに基づいて、適正な授業料の値上げであるかを、学校側とも協議していきたいと考えています。

小原正晃委員（分科員）

もう一つ、今回の実質無償化によって、経済的理由で公立を選択していた層の私立への流出や、公立、私立間の志願倍率などに変化は生じるとお考えですか。

総務課長

先行して私学の無償化を行っている大阪府や東京都などの大都市圏では、公立から私学に流れる現象があると承知しています。ただ、本県とは学校の規模や数などが大きく異なるため、必ずしもそうした状況になるかは、まだ分かりません。県内の私学関係者からは、私学の受験生の大幅な増加などの状況にはなっていないと聞いています。

小原正晃委員（分科員）

秋田県は他県に比べて私立が少ないため、そこまでの影響は出ないかもしれませんが、一つ懸念なのが、無償化と併せて県内私立が特待生制度などを強化していった場合に、相対的に公立高校が不利にな

る――例えば隣県の花巻東高校のように、県内私立が様々なスポーツに特化して集める場合、公立高校に影響が出てくることは考えられませんか。

総務課長

県内で言えば……。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午後１時５１分　休憩

午後１時５１分　再開

委員長（会長）

再開します。

教育長

私学の特徴として、自分たちの思い切ったことを実施できることがあり、特待生も含めて、特色が作りやすいとは思います。

秋田県は５校しかないため状況が異なりますが、他県では非常に規模の大きい学校など、私学がたくさんあり、高校無償化に関して、かなり危機感を感じています。公立が生き延びるにはどうしたらいいかの議論も今、行っておりますが、公立には、専門高校や、またはトップ校から、いろいろ受け入れる学校まであるなど、そうした意味での特色があります。

私立が強い分野は一般的な普通科が多いため、そこと区別して魅力を出していく必要があると思います。特に専門高校は私立にはほとんどないため、秋田県では、工業、商業の専門的知識などを含めて特色を持っていかなければならないと思います。今回のことに関して公立は大きな危機感を持っています。

小原正晃委員（分科員）

公立が生き延びるためと、先ほど教育長も言われましたが、今回の補正で行われた基金なども、国の危機感の現れだと思います。

所管でも話しますが、こうした時代になってきたのであれば、高等学校再編計画の中間的見直しというか、かなりしっかりと見直して、方針も変えていくなど、ある程度、集中特化したり、特色を持たせたりすることを進めていかなければ、多分、私立に勝てなくなります。しかも、今度は県外私立にとられてしまう現象が始まり、ここでいくら計画を立てても、非常に恐ろしいドーナツ化現象が……。

県外にとられてしまう現象を防ぐためにも、もう一度、ここで我々が踏ん張って、公立高校の魅力と、併せて、こうした事業等を、危機感を持って再考していかなければならないと思っています。

是非、皆様も危機感を持っているとは思いますが、本当にスピード感、危機感を持っていかなければ遅れてしまいます。所管でも議論をしていければとお願いして、終わります。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、施設整備室関係について質疑を行います。

渡部英治委員（分科員）

今回の整備事業、各高校でいろいろ出されていますが、最初に湯沢高校の関係で聞きたいと思います。

湯沢高校のスケジュール及び概要に関して、当初の基本設計、基本計画では第２体育館の改築がありました。地元の高橋副委員長はご存じかと思いますが、昨年の暮れ頃の地元説明では、第２体育館は改築せず、特別学級か何かの形で計画を進めているとのことでした。その方向で間違いないですか。

総務課施設整備室長

昨年９月議会の委員会でも説明しましたが、委員おっしゃられたように、第２体育館を改築する計画だったものを取りやめ、特別教室棟を改築する――２つの棟があるものを合体をして、特別教室棟の改築に向けた設計を行っているところです。これに関しては、学校、ＰＴＡ、同窓会等と昨年来、何回か御説明しながら協議を重ねてきております。

渡部英治委員（分科員）

なぜこれを聞こうとしているかというと、具体的には特別教室の関係ですが、今回、第２体育館にある武道館と、例えば音楽室などの特別教室とを合体することについて、地元説明会ではいろいろな意見が出ています。端的に言うと、例えば音楽室と武道館が同じ建物であるのは、仕切りはするにしても、非常にそぐわないのではないかと。地元説明会では、そういった確認はしていますか。

総務課施設整備室長

地元で話を進める中で、委員がおっしゃられたように、今、考えている設計の方向としては、武道場――具体的には剣道場と音楽室が比較的スペースを多くとるため、これらを１階と２階に離すなど、いろいろな検討をしましたが、部屋の構成上、隣接すると説明しております。

懸念として、やはり音が気になるとの話があったため、それぞれの音が気にならないよう、防音に十分配慮しながら進めていくとお話をして、おおむね了解は得られていると認識しております。

渡部英治委員（分科員）

おおむね了解を得ているとのことですが、なぜ今これを話題にしているかというと、教育長の耳に入っているか分かりませんが、地元から――同窓会長だと思いますが、知事に手紙を出しているのです。湯沢高等学校整備事業の武道館設計に関する内容で

あり、地元の人たちが懸念を持っていて、十分に納得していないのではないかということが、まず一つあります。

それから、こうした状況に変わることについては、資材高騰など、いろいろな理由があると理解したとしても、今のスケジュールでは、特別教室棟は令和１０年から建築されるわけですね。もう少し吟味して、可能性を追求してもよいのではないかと、そうした旨で４項目ほど、鈴木知事に出されています。教育長、そうした話は教育委員会に届いていますか。

教育長

同窓会だと思いますが、同窓会でも意見が分かれているとの話は聞いております。よく説明をして進めていますが、反対の意見を持っている方も確かにいると聞いています。ただ、全体を通して考えたときに、全ての要求を取り入れるのは、なかなか困難です。今、一番いい形で、あまりお金が掛からずに、できるだけ短期間で行っていくために設計も見直して、できるだけ抑えながら行っているところです。

御意見を全て聞いていると、なかなか大変な状況になり、それで御説明申し上げており、同窓会でもいろいろ御意見があるのは承知していますが、大多数が今のもので問題ないとの話も我々で聞いています。伺いながら、何とか御理解いただいて進めていくしかないのではないかと思っています。

渡部英治委員（分科員）

今の教育長の話では、十分に話し合って、地元としてはおおむね納得しているとのことですが、ただ現実に、同窓会長名でこうしたものが出ているため、やはり単独行動しているとは思えません。賛否分かれたり、いろんな意見が……。

先ほど音楽室の話もありましたが、具体的な話で申し上げると、例えば「床面積は拡張したが、用具置場が一緒になっているため、野外倉庫として設置するべきではないか」と、こうしたことも述べているようです。これらも含め、令和１０年度に向けた検討余地など、設計の修正の可能性があるのではないかとの意見ですが、これについてはどのような対応をしていますか。

総務課施設整備室長

年末の段階で、おおむねの方向を確定させて、今、作業を進めております。このスケジュールにあるとおり、来年度の予算要求にその工事費を上げる場合、基本的には、令和８年度の夏までには設計ができていなければなりません。着工までの期間はありますが、時間が限られていることと、その要望のあった部屋を外に配置するなどを行うと、構造の計算を一から全てやり直すことになるため、今の建物の範囲で、どちらかの部屋の面積を大きくする形で行えないか、一度お話をしています。

また、学校の意見もあります。学校としては武道場だけではなく、音楽室など、いろいろな機能も必要ですし、物を置くための倉庫のスペースも管理運営上、必要であるとのことでした。

学校から頂いた案をベースに同窓会と協議し、そこで同窓会の他の会員からも、基本的には同意するとの御返事を頂いたものと理解しております。

渡部英治委員（分科員）

今の説明だと、これからの部分も含めて、修正の可能性はないと受け止めていいのですね。

総務課施設整備室長

現在、県で考えている計画の方向で進めていきたいですが、もし、もう一度修正となれば、３か月程度遅れると令和９年度の着工は難しくなると考えています。

渡部英治委員（分科員）

言わんとすることは分かりますが、私から言うと、当時の湯沢高校改築に向けた動きは、建てる場所など――あの場所は、利便性が必ずしもよいとは思いませんが、いろいろな部分で問題があったのではないかと思います。いろいろな意見があった中で、これでよしとなり進んできていると思います。ただ、高校は地域と一体となった機能であるし、生徒や保護者も含めて……。

そうしたことを考えると、これから修正してさらにいいものを目指した場合、予算の関係もあり工事が遅れるとの話も分からないわけではないですが、地元に寄り添って、納得してもらう働きかけを、もう少し行うべきではないかと思います。

教育長、先ほど答えているとおり、賛否はあるが、おおむね了解を得たから、それでいいとのことですが、個人プレーではないという前提で、知事にそうした動きをしていること自体が、地元が腑に落ちていないということではないかと思って今、確認しています。その点、もう一度お願いします。

教育長

同窓会の皆さんにもいろいろなお考えがあることは我々も伺っています。我々も説明しますが、同窓会で一致団結した御意見をもらえればいいのですが、なかなかそうした状況になっていないのが今、つらいところです。今後もその辺は話をしながら、御理解いただけるように説明していきたいと思います。

渡部英治委員（分科員）

要は、もう少し丁寧な形で、ある程度、意見集約をして、いいものを目指すということだと思いますが、プロセスや今後のことも含めて、再度、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

関連で、まず全体的な部分から伺います。

横手高校、大曲高校、金足農業高校、湯沢高校、

栗田支援学校、各高校の全体事業費が５０億円から９０億円と、物すごく巨大な事業だと思いますし、どれも工期が長いです。建築資材の高騰や労務費の上昇で、当初予算からどんどん上振れしたと思いますが、現時点で、全体でどれほど上積みが発生していますか。

総務課施設整備室長

横手高校、大曲高校については継続費設定をしておりますが、昨年の段階で継続費の補正を行っております。横手高校は当時、グラウンド整備について継続費に盛り込まれておりませんでしたので、それは純増ですが、それも含めて１１億円増となっております。大曲高校については、整備内容の一部見直し――例えばセミナーハウスをやめるなど、そうしたものによる減もありますが、増減を含めて２億６，０００万円になっております。

金足農業、湯沢高校については、あくまで概算の総事業費であり、発注の都度、金額を積算せざるを得ないため、継続費の設定はしておりません。金足農業高校については、当初の設計では１００億円を超える数字でしたが、今、やめるものはやめるということで、例えば屋外施設など、改築しようとしていたものを全て停止をすることで、資料にある９０億円程度を目指して進めております。湯沢高校も同じく６０数億円掛かる予定でしたが、先ほど話題となった第２体育館の改築をやめることで、５７億円まで圧縮して進めていく段階まで来ております。

小原正晃委員（分科員）

金足農業高校、湯沢高校は、最初から建築費はこの程度と言わず、その都度、積算のため、なかなか試算を出せないと思いますが、当初よりもかなり上振れしていると思います。

今、金足農業高校でやめるものをやめて、１００億円が９０億円になるとの話がありましたが、これは何をやめて、どうするのですか。

総務課施設整備室長

例えば屋外実習施設――総合の実習棟ではない、水稲系や畜産系など、個別の屋外施設がかなりあります。もともと、これらも全て改築する計画となっておりましたが、それらは既存のまま使用することとし、やめた事例があります。

小原正晃委員（分科員）

それは築何年ですか。今後の予定としては大丈夫ですか。

総務課施設整備室長

築年数は施設ごとに異なるため、具体的に何年と申し上げられませんが、４０年から５０年たっているため、必要な時期に小破修繕や改修をしながら使用していく考えであります。

小原正晃委員（分科員）

今後の工期も結構あるため、まだまだ、想定よりも上振れしていくのではないかと思います。そうしたときに、できるところまでコスト削減に取り組んでいる話を聞くと、削るにも限界があると思います。知事部局にも話して予算を確保し、児童や先生も含めて、学びに支障のない形を最低限、確保してもらいたいと思いますが、そこはどうですか。

総務課施設整備室長

いろいろな計画変更をしておりますが、教室管理棟のようなメインとなる施設は既に着手しており、これらをやめるというわけには、なかなかいかないと思います。まず、そうした大きな施設は確実に実施してまいりたいと考えております。

小原正晃委員（分科員）

子供たちの学びやスポーツの機会に影響がないように、お願いしたいと思います。

今、横手高校や大曲高校も進んでいますが、これらの体育館工事は順調ですか。

総務課施設整備室長

横手高校については、昨年の基礎工事の段階で、基礎が十分ではないため、工事費を追加させていただいております。そのため、契約期間を３月まで延長しました。そのペースでいきますと、一応、今のところは予定どおりと考えております。大曲高校は予定どおり進んでおります。

小原正晃委員（分科員）

横手高校や大曲高校など、県南は雪のため、秋田市などと違って室内競技が多いことから、大体育館と中体育館の合体の際に、面積を減らしてほしくないと話しました。結局、予算減など、いろいろなコストの見直しにより要望はかないませんでしたが。

先ほどの私学の話と併せて、スポーツも全部一律に行っていくのではなく、人数減少に対応して、以前のような指定校にしていくなど、ルールの見直しも行いながら、同時にその場所を確保していくことなどを考えていかなければ――施設は施設、ルールはルールで別々に作ってというのは、ちょっと……。私は、１０年先、２０年先の学校をどうしていくのかをこの場で議論して、予算だけでなく、その先も見ながら整備を行ってもらいたいと思っていますが、その辺は行っているのですよね。教育長、お願いします。

教育長

今年４月から第八次秋田県高等学校総合整備計画が始まりますが、計画では都市部の学校数を３校から２校にしていくこととしており、例えば横手市も２校体制とすることになっています。今、３校で分担して行っていることを、２校に特色を持たせて行っていくことは、当然、考えていかなければなりません。そうした話合いにおいて、部活動、教育内容

や課程、特色などの部分は、横手市を始め、我々も一緒にこれから検討していくことになると思います。

小原正晃委員（分科員）

今、横手市の話が出たので、関連して湯沢の話をさせていただきます。湯沢高校についても前からお話しさせてもらっていますが、国の人口動態調査等を見ると、校舎が完成する令和１１年における湯沢市の１５歳から１９歳の子供たちは、１学年で大体１９０人ほどです。湯沢市には高校が二つあり、しかも、湯沢翔北高校も築十数年と新しく、大きな校舎です。湯沢高校が令和１１年に完成した後、今のスペックを今度どのように――クラスの減など、規模を維持していくにはどうしたらいいのか。

湯沢も横手も、秋田市の高校に進学する人が今までよりもどんどん増えており、もともと地域にいた子供が減っている状況です。魅力があり、子供が地域に残って、ほかの地域からも来てくれる学校を造ることをワンセットで考えていかなければなりません。人数で見れば、もう２００人もいない地域に学校が二つあるのですから、湯沢高校も非常に危なくなってくると思います。横手も同じく、３００人余りしかいない地域で、計画では旧横手に２校、平鹿郡に１校ですが、３校を維持するのも大変になってきます。やはりここは、他県からも呼び込むことなども考えたり、秋田市の学校を少し減らしてでも地方の学校を増やしたりするなど、地方の学校をどのように残すかの視点に立って計画を進めていかなければ、こうしたものを造るときも非常に不安に思います。この事業にかかわらず、そうしたことを考えながら行ってもらっているか――所管でもこの後お話ししたいと思いますが、一言もらえればと思います。

委員長（会長）

小原委員、この件は所管でお願いします。

小原正晃委員（分科員）

令和１１年までかかるというので、そこで引っかかって。

委員長（会長）

気持ちはすごく分かりますが……。

小原正晃委員（分科員）

分かりました、所管で話します。

では、最後です。新校舎の整備に当たり、ＧＩＧＡスクール構想のＷｉ－Ｆｉや、脱炭素社会に向けた環境配慮の設計、長い間ずっと議論してお願いしている秋田の木材の使用などの点について、どの程度取り入れられているのか、お聞きしたいと思います。

総務課施設整備室長

ＧＩＧＡスクール構想は、基本的には校内のネットワークを整備することになりますが、これは各学校で着手しております。

木材利用に関しては、木造建築とするには建物の規模が大きく、なかなか困難であるため、内装の木質化を取り入れております。ただし、今、何％との話はできかねますので、そうした視点での整備は行っているということで回答とさせてください。

最後に、脱炭素の形にするには、認定を受けるために、相応のものを使わなければいけなかったり、設備費用がさらに掛かったりするため、現状では、基準を満たすような設計、整備にはなっておりません。

小原正晃委員（分科員）

木材に関しては、子供たちの教育のためにも、地元への貢献のためにも、秋田の木材を使用してほしいと、委員会でずっとお願いしてきた経緯があると思います。是非、取り入れていただきたいと強くお願いして、終わります。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、教職員給与課関係について質疑を行います。

島田薫委員（分科員）

教育長の退職手当の支給割合を減ずる必要があるとのことですが、その理由を確認させてください。

教職員給与課長

もともと、県の報酬審議会において、知事、副知事の報酬や退職手当に関する話題がありました。その後、部局において退職手当について方向性が出たことと、ボーナスについても他県と比較して高い状況にあったことから、知事部局とも協議して、横並びでの対応となったいうことで御理解いただければと思います。

島田薫委員（分科員）

そうすると、給料月額の増額に伴い退職手当も増額するなどの理由ではないのですね。

教職員給与課長

委員おっしゃるとおり、もともと退職金算定には給料月額を活用して、算定基礎として計算しておりますが、これについては、給料は給料、退職手当は手当で線引きした内容になります。

島田薫委員（分科員）

退職手当は、やはり重要だと思います。よって、途中でルールが変わって下げられるのは、いかがなものかと心配で質問しました。そうすると、生涯給与で考えれば、それほどの減額にはならないのでしょうか。

教職員給与課長

こちらでも、あらかじめ収入と退職手当の積算を行いました。確かに退職手当は下がりますが、給料

が上がるため、結果的に、トータルではマイナスにはならないとの結論になっております。

小原正晃委員（分科員）

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正案について、今回の最低賃金引上げに伴う初任給の底上げは非常に重要だと思います。ただ、新たな手当の新設によって、採用二、三年目の若手と、３０代から４０代後半、５０代前半ぐらいの中堅層との給与差が、これまで以上に縮まることになります――公務員全体や民間も含めた課題だと思いますが。

今の初任給が手厚いと感じる先輩世代もおり、給料の逆転や、圧縮に近い現象が現場の士気に影響するのではないかと思います。その辺の改善は必要だと思いますが、どう考えられていますか。公務員全体の話だとは思いますが、採用倍率が非常に低くなってきており大変な状況のため、こうした教員の待遇改善も必要ではないかと思います。そこについてはどうですか。

教職員給与課長

給料の各年齢層での格差について、国や人事委員会での勧告では、近年は人材不足などもあるため、若い世代に重点を置いているのではないかと思います。今回の初任給調整手当も、ある意味、給料の保障の点で国も動き、県及び教育委員会が行う形で今に至っていると思います。

中堅層や、さらに上の年齢層についても、若干ではありますが、国でも動こうとしているのは今年の人勧でも見られており、県としてもその動向を見ながら今後、考えていくことになるかと思います。

行政職の職場もあれば、学校のように教育職が多い職場もあるため、一律にはなかなか難しいかもしれませんが、年齢を問わず頑張っている教職員に何らかの保障や対応はしていければと、気持ちとしては思っております。

小原正晃委員（分科員）

ここは大変難しい点で、人事院勧告などもあることは重々承知しています。ただ、少し上がっているといっても、それ以上に物価が上がっている状況であり、初任給が上がっていても、我々や皆さんの世代の上がり幅が小さ過ぎる状況だと思います。

世の中を見ていると、景気が悪いときには公務員が批判されますが、今はあらゆる物価が上昇しているため、やはり国に求めていかなければならないと思います。先ほどの給食費とともに、私立も含めての待遇改善――新入社員だけでなく、現場で一番大変な仕事をしている皆さんの給料が上がることが、現場の士気を上げていく肝だと思います。

是非、そうした点も国にしっかり要望してもらい、皆さんの働く環境を維持してもらうように、教育庁としても頑張ってもらいたいと思います。就職氷河期世代などの厳しい状況も重々お分かりと思いますが、そうした点も踏まえて、頑張ってほしいと思います。教育長から一言頂きたいです。

教育長

初任給に関しては、人材不足を何とか補うため、今、注目されて進んでおりますが、全体を上げていくことも、当然、大事であるため、折を見て、国にも話していきたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置についてお聞きします。土日の部活動の指導手当が１，２００円引き上げられ、３，９００円になるとのことですが、この金額は、先生方の専門性や、精神的、肉体的負担を補うものとして十分であると考えているのか、県としての率直な見解を伺います。

教職員給与課長

現行で２，７００円の単価が３，９００円となり、１，２００円アップする内容であります。もともと、国での概算要求のスタート時は１，６００円の３時間分として４，８００円でしたが、財務省との折衝の結果、３，９００円に見直されることとなりました。

委員おっしゃるように、活動に見合う手当かどうかとなると、なかなかお話しができませんが、国でこの単価により進めることとなり、それに見合う国庫負担金の見直しも鑑みて、今回提案させていただいたものとなります。

小原正晃委員（分科員）

視点を変えますが、県では部活動の地域移行を進めています。手当を上げることで、かえって教員が部活動を抱え込み続ける懸念もあります。地域移行を加速していくべきとのメッセージも出していると思いますが、こうした点をどのように両立させていくのか、お知らせいただければと思います。

委員長（会長）

その件は所管でお願いします。

小原正晃委員（分科員）

所管で聞きます。

この項目で最後にしますが、全体的に、県費は幾ら増えますか。

教職員給与課長

１，２００円のアップにより、全県で申し上げますと、ざっくりですが、小中高、特支含めて、およそ１億円程度増える見込みです。

学校数、指導者数が多いことから、令和６年度の実績で、単純に上がるとどうなるかを積算しております。

小原正晃委員（分科員）

全て一般財源というか、どのような予算ですか。

教職員給与課長

小中学校については、義務教育費国庫負担金の対象になります。

小原正晃委員（分科員）

県費は幾らですか。

教職員給与課長

ざっくりと申しますと、義務教育費国庫負担金は３分の１が国からいただけます。県負担は３分の２という仕組みになっております。

小原正晃委員（分科員）

県３分の２であれば、これも大きな負担になると思います。予算を使って、このように引き上げていくのであれば、より効果がある仕組み作りも、同時に進めなければいけないと思います。

所管で話しますが、こうした予算は地域移行にも関わることだと思います。今後、この大きな予算を掛けていくのであれば、是非、いろいろな効果が全体的に出る配分を考えていただくよう、お願いして、終わります。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

それでは、審査の途中ですが、暫時休憩します。

再開は午後２時４５分とします。

午後２時３４分　休憩

午後２時４３分　再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説 明 者

休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

休憩前に引き続き、教育委員会関係の議案に関する質疑を行います。

次に、幼保推進課関係について質疑を行います。

高橋健委員（分科員）

新事業の、障害児保育のための職員加配について伺います。端的に言いますと、施設で預かる子供たちが増える、増えないの話だと思います。現場はかなり流動的だと思いますが、予算も流動的なものになると考えてよろしいですか。

幼保推進課長

施設によって出どころは違いますが、障害児がいる施設での職員加配に対して、市町村、県、国の補助があります。その補助の上乗せとして、今回、県の補助金を新設したものです。

障害児に対して職員を加配するかどうかは、そのお子さんの状況にもよります。クラス担任の先生が見られる場合もありますし、保育士を加配して手厚く支援する必要が生じる状況もあるかと思います。よって、一概に障害児数だけに左右されるものではないと思っております。

高橋健委員（分科員）

保育施設が、障害のある子供たち――例えば自閉症の子や、発達障害などを持っている子供を受け入れない状況になると、非常に困ると思います。この事業によって、施設の負担を少しでもカバーできると捉えてよろしいですか。

幼保推進課長

そのとおりです。今のところ、保育施設には子供の受入れに関する応諾義務があり、特別な事情がない限り、そのお子さんを受け入れることになっているため、自閉症や発達障害のあるお子さんであっても、施設は受け入れていきます。この補助金により、加配がしやすくなり、また、施設が持ち出しで負担していた部分に対する支援ができると考えております。

高橋健委員（分科員）

１年か２年ほど前だったと思いますが、自民党会派で、施設の運営者との意見交換を行いました。そのとき、まさにこのお話があり、保育施設としては、そのような子供たちも受け入れて、きっちり面倒を見て育てたいが、職員の負担があまりにも多い上に、加配する予算もないとのことでした。事業所の資金面も考えると、今後、断らざるを得ない状況が出てくるのではないかと心配する声も、施設の運営者からありました。簡単に言うと、障害のある子供を受け入れると、会社として見たとき、損してしまうと。そうした場合、どちらをとればいいのか、非常に心が痛むとの相談を受けたことがあります。このような新事業は非常にありがたいと思います。

質問に戻りますが、例えばグレーゾーン――多動などの子供たちがいると思います。その子供たちが入園し、現場の先生や保育士の負担が大きくなり職員を加配するとき、申請手続に時間がかかるのであれば、現場に寄り添えていないと思います。申請すれば、すぐに加配の準備を進めてもらえるのですか。例えば年度をまたがないといけないなど、時間がかかるルール設計になっていませんか。

幼保推進課長

今回創設する補助金は、既にある補助金のスキームの上乗せとなります。発達障害の場合でも、診断が付いたお子さんや、医師や巡回支援の専門家の意見書等で「特別な配慮が必要な子である」との意見が付いたお子さんであれば、園で判断して加配を付けるなどの対応になるかと思います。一方で、そう

した診断や意見は付けられないが、園としては加配が必要なお子さんについては、この補助金では今のところ、市町村が補助対象にしていない限りは上乗せができないと考えております。

宇佐見議員からの一般質問でも、気になるお子さんについても支援してほしいとのお話がありました。来年度から始まる事業のため、施設の声も聞きながら事業を進めるとともに、さらに手厚い支援ができるかについては、研究してまいりたいと思っております。

高橋健委員（分科員）

課長のおっしゃるとおりだと思いますし、プロの方を前にして私が意見するのもおかしいと思いますが、子供が障害を持っている場合、保護者の方がそれを認めることから始まると私は思っています。

例えば多動などで心配している子供がいて、親がそれを認めるか認めたくないかの境界線上にある状況が入園時期と重なった場合、アンタッチャブルというか、触れてはいけない空気が施設側にも保護者側にもあると思います。そうしたときの対応は、施設と市町村に任せているのですか。

幼保推進課長

親御さんに「もしかしたら」との思いがあれば、入園前の段階で市町村や施設にも相談があるものと思っております。ただ、家の中で過ごしている分にはそうした兆候は見られないが、入園後の集団保育で特性が見られる場合もあります。施設側から保護者に状況を伝えて診断に結びつける際に、保護者から「家ではそんなことはない」と、認めたくないといったこともあり、保護者対応に施設が困っているとの声も聞いてはおりますが、入園時に保護者が分かっている段階では、まず相談があるものと考えております。

高橋健委員（分科員）

施設側の加配に係る負担が、子供の受け入れの判断への障害にならないような手だてを講ずる事業であってほしいです。園側が「この子を受け入れると保育士の手が足りない」と考えるのは当然の話だと思います。そうしたときに、きっちりと園を支える支援事業であれば、子供たちが安心して保育してもらえる環境作りにつながると思います。

是非、運用しながら、支援や窓口を増やしたり、設計を変えたりするなど、柔軟な対応をとれるようにお願いします。

島田薫委員（分科員）

加配職員数は、この補助金により、ある程度の増加が見込まれますか。

幼保推進課長

予算上の加配見込みの人数は、令和６年度の障害児の在籍状況や県補助金の状況等から、施設ごとにどの程度の加配になるかを積み上げたものになっています。障害があれば必ず加配するわけではなく、子供の状況を見ながらにはなりますが、不足がないような数を見込んでおります。

島田薫委員（分科員）

人手不足というか、募集してもなかなか応募がない――潜在保育士の件でも質問しましたが、実際、どれだけ来てくれるか、その辺はどのようにお考えですか。

幼保推進課長

令和６年度に施設に対してアンケートをとった段階では、気になるお子さんを含め、障害児保育を行っている施設が大部分であり、人材確保や、子供の状況に関する保護者への認識の共有などで苦労しているとの声を聞いております。

人材確保については、今までの補助額が低かったため、低賃金で募集せざるを得ない状況もあったかと思いますが、新たな県補助による上乗せがあること、４月からは保育士・保育所支援センターもできるため、人材は確保しやすくなると考えています。

また、障害児保育に関する研修も幾つか行いますので、人材育成の部分でも支援していきたいと思っています。

島田薫委員（分科員）

是非、実効性のある事業としていただきたいと思います。

髙橋武浩委員（分科員）

関連して伺います。今回、補助額が月５万円、年６０万円と、施設、市町村にとっては負担軽減となり、助かると思います。

先ほど、「次年度以降、運用しながらいろいろ研究していく」との答弁がありましたが、今、賃金及び物価が上昇しています。補助月額５万円について、後々改定するルールを設けることまでは検討していますか。

幼保推進課長

今のところ、令和６年の県内保育士の賞与を除いた賃金、年額２８０万円に対する現行の補助金制度の不足分の半額として、６０万円を見込んだものです。

委員おっしゃるように、今後、全体的な賃金アップは出てくるかと思いますが、国に対して、国の補助制度や交付税の算定基礎でのさらなる上乗せなど、今の人件費に見合っていない部分の見直しを要望しています。そうしたベースとなる補助金の部分等の状況も見ながら考えていきたいと思っています。

髙橋武浩委員（分科員）

施設の規模によっても負担の大小は出てくると思いますが、小規模施設こそ手厚く、といった部分も必要かと思います。規模の大小に応じた加配のルー

ルなどの検討はしていますか。

幼保推進課長

今の補助金では、規模の大小による区分はない仕組みとなっています。かなりの人数の障害児を受け入れているところもありますが、そうしたところは、ある程度の規模の大きさを持った施設であります。そうした点もあり、今のところは規模の大小での傾斜はつけていない状況です。

髙橋武浩委員（分科員）

いろいろ調査をして判断されるべきとは思いますが、やはり小規模であればあるほど、大変な苦労が多いとも聞いているため、優先した配分や加算などの検討を提言したいと思います。

それから、今回の事業では、受入れの枠を幾らか広げる目的もあるかと思いますが、その辺どうでしょうか。

幼保推進課長

先ほど申し上げた中で、施設の応諾義務の話がありました。よほどの理由がない限り、どんなお子さんも、まずは園で受け入れて、障害の有無にかかわらず保育をしていくことになっているため、この補助金によって障害児の受入れの枠が広がることにはならないと思っています。今のところは、全員受け入れて――その施設で受入れできなかったとしても、市内の別の施設が受け入れる形にはなっていると思っています。

髙橋武浩委員（分科員）

そうすると、処遇改善がメインのようですが、先ほど副委員長が話したように、利用者側が、なかなか相談しにくい部分もあると聞いています。施設から受入れを断られるなど、入所までの手続がとれなかった事例は把握していますか。

幼保推進課長

保育団体との打合せの際、保護者が幾つかの園に電話したが、受入れができない――もしかしたら、どこも定員がいっぱいだったかもしれませんが、それが何件か続き、最後にやっと受け入れ可能な園が見つかり、大変喜ばれたとの話を聞きました。本来は受け入れるべきですが、施設の規模や保育室の面積等により、どうしても受け入れられない場合もあるかと思います。こうした場合、いずれかの施設で受け入れられるように、本来は市町村で調整するべきであるため、今後、市町村とも話をしていきたいと思っています。

髙橋武浩委員（分科員）

関係者とも意見交換をしながら、できるだけ改善につながるように取り組んでいただきたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

人件費の支援総額１２０万円、これは大きいと思います。この事業を行うことで、深刻な保育士不足への対策となり、新たに雇用も生まれると思います。先ほどの島田委員への答弁では、はっきりとした数字が出ませんでしたが、この事業を行うに当たり、どれだけの雇用が生まれると考えているか、目標や数字があれば教えてください。

幼保推進課長

この補助金は、市町村、県、国等による現行の補助金への上乗せとして考えているため、今、加配されている保育士への補助に対する上乗せがメインになります。よって、これからどれくらい増えるかは、子供の障害の状況によって加配がなされるかによりますので、そういった目標は特にない状況です。

小原正晃委員（分科員）

もう一つ、いろいろな税金等で引かれる分もあると思いますが、１２０万円上がることによって、現場の職員の実質的な所得は、どのくらい増えると予想していますか。

幼保推進課長

補助額は、県のみからで年額６０万円です。施設がどの程度、加配職員の賃金を上げるかは、県としては何とも言えないところです。この事業の効果としては、今、加配されている保育士の賃金アップの面もありますが、施設運営に関する補助としての面もあります。そうした場合は、まず施設に補助金が入っていくことで、加配職員だけでなく、ほかの職員にも薄くですが、何かしら賃金アップの部分があるかと思います。あるいは、募集時の賃金を少しアップできるなどの効果を見込んでいます。

小原正晃委員（分科員）

やはり、ここはしっかり賃金の上昇につなげる政策にすべきだと思います。

全体的なところで少しずつ底上げしていくとの話がありましたが、こうした事業を行って成果を出していくのであれば、最終的には賃金上昇と待遇改善につなげて、人を増やすことや、利用する子供や保護者が良かったと思える事業にしていくことが非常に重要だと思います。是非、給料の上昇をしっかり確認する――コロナのときに、保育士への支援を国が行ったときも、赤字の補填や、何か着るものなどの増加はありましたが、現場での賃金は上がらなかったとの話も聞いています。是非とも、せっかく行うのであれば、施設だけが利益をとる仕組みにするのではなく、働く皆さんに対しての結果を求めることが重要だと思います。そこについて意見をもらいたいです。

幼保推進課長

この補助金では、現在の国の制度上、加配職員への人件費補助が１人分に見合っていないことに対して、少しでも県で支援することを目的の一つとして

おります。施設の運営費に少しプラスになるため、職員の賃金が少し薄くでもアップすればという部分はありますが、もともと、人件費の不足分に対する支援の部分も大きいため、施設側に「賃金アップに必ず結びつけてください」とは言いにくい面があります。まずは施設で持ち出しをしている部分を少しでも埋めていくものであることを御理解いただければと考えています。

小原正晃委員（分科員）

ある程度、事情は理解しますが、１２０万円という大きな金額ではないですか……

【何事か呼ぶ者あり】

小原正晃委員（分科員）

６０万円の大きな金額で行うなら、やはり成果を求めたいと思います。１年間で１人当たり６０万円が急に増えて、それで給料が増えないことは、正直考えられないと思うため、是非、そこは結びつけていただきたいとお願いします。

補正で行った人材確保策とも関わっていますよね。ここはどのように連動しているのか、教えてください。

委員長（会長）

小原委員、すみません。これに関してもう一点、確認したいことがあります。

小原正晃委員（分科員）

わかりました。

瓜生望委員（分科員）

今回の支援事業では、今まで非常に足りていなかった部分を行っていただき、現場も大変喜んでいると思います。そこに対してはありがたかったと思っています。

この補助額の部分で、施設ごとに、５万円掛ける加配職員数掛ける実施月数となっています。これは、例えば１０月に新規入所して年度末まで実施した場合、やはりその期間のみの補助になるのですよね。

幼保推進課長

そのとおりです。加配職員が子供の入所月からいれば、そこから年度末まで担当することになります。

瓜生望委員（分科員）

例えば９月や１０月に入所するとなったとき、現場では、そのタイミングで加配職員を採用できるものでしょうか。雇う側も雇われる側も、期間雇用よりは、１年間しっかり雇用していただけるほうがよいかとは思いますが、現場からそうした声は上がっていませんか。

幼保推進課長

今のところ、そうした声は聞いておりませんが、入所時期は事前に分かると思いますので、今の保育士等でやりくりできず、フリーの保育士もいない状況であれば、新たに雇う必要は出てきます。ただ、そのお子さんが例えば３歳児であれば、５歳、６歳になるまで数年間あるため、その間はおそらく継続して雇用されることになると考えています。

瓜生望委員（分科員）

今、声は上がってきていないとのことですが、将来的にそうした部分も見ていただけるようであれば、さらに円滑な対策も園側で行えるかと思います。今回、第一歩だと思いますので、その辺は研究をしながら進めていっていただきたいと思います。

また、先ほど副委員長からもありましたが、グレーゾーンの対応についても、一気にとは言えませんが、現場はすごく困っていると思うため、将来的に対応を考えていただくよう、お願いします。

幼保推進課長

これから始まる制度であるため、進める中で現場の施設からもいろいろな声が聞こえてくるかと思います。そうした声を丁寧に拾いながら、施設に寄り添った支援を行い、子供たちが安心して保育を受けられる環境になるように考えていきたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

先ほど、話の途中となりましたが、補正等で実施した、人材確保策との連動をどう考えているのか、教えてください。

幼保推進課長

４月から保育士・保育所支援センターが開所しますので、施設側の求人では、保育内容を詳細に掲載してもらいます。例えば障害児への対応について掲載されたとき、求職してきた保育士が尻込みをしてしまうこともあるかもしれませんが、センターの職員、スタッフは、保育施設に勤めていた方を募集する予定としていますので、現場の状況を分かっているスタッフに丁寧に説明してもらって、できるだけ就職に結びつくことをしていきたいと思っています。

小原正晃委員（分科員）

是非、よろしくお願いします。

事業の今後の見通しというか、ずっと継続して行っていけるのか、その辺を教えてください。

幼保推進課長

予算規模として２億円ありますが、これに関しては、鈴木知事のマニフェストにもあり、行く行くは保育施設の運営を安定化させ、最終的には保育士全体の賃金アップにつなげていきたいとの思いもあるため、まずは始めるところです。

今後は、要望している国制度の補助金がどうなるかも見ながら、考えていきたいと思っています。

小原正晃委員（分科員）

国でも今、いろいろ議論されていると思うため、是非、国に要望し、国に払ってもらえるものは払ってもらうべきだと思います。秋田県が早めに動いたことは非常によいと思いますし、今後も頑張っても

らいたいと思います。

この事業に限らず、福祉関係や農林関係など、いろいろな補助金に関して、市町村から言われていることがあります。県でのいろいろな事業を進めたときに、途中ではしごを外されて、結局やめられず、市町村で払わなければならなくなっている事業がいろいろとあるため、途中でやめられると非常に困るとの話を頂きます。今回の事業も、これを行うことで事業者が一息つける、すばらしいものと思いますが、途中でいろいろと制度が変わることもあるかと思います。

やはり、安定的な予算の確保――できれば一般財源でなく国費で行ってもらうことが一番ですが、そうした部分も見てもらわなければ、いきなりなくなり、そのお金をどうするか、ということになります。そうならないための配慮も行っていただきたいと思いますが、その辺の安心感を与えるお話を一言頂きたいと思います。

幼保推進課長

今回の県補助金に関しては、これまでの子育て支援制度、保育料助成、副食費助成、子供の医療費助成などと異なり、市町村への２分の１負担は求めない、県１０分の１０の補助制度であります。市町村の補助への上乗せとなるため、市町村に支援し、市町村から施設に交付してもらうスキームとしていますが、委員おっしゃるように、せっかく補助金をもらったのに何年かでやめてしまわれると、また施設運営ができなくなることもあるかと思います。

まずは県の事業として頑張って続けつつ、先ほどの国への要望に加えて、障害児保育の補助だけでなく、大本の公定価格――保育所等に対する国の運営費の公定価格を小規模園でも運営していける単価とする見直しも併せて要望していきたいと思っています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、生涯学習課関係について質疑を行います。

鶴田有司委員（分科員）

青少年交流センターについて質問します。直営により貸館のみ再開となりますが、ボーイスカウトのように、前から借りている団体が３団体あったと思います。そうした団体への貸し出しや、会議室や体育館などの施設の貸し出しが行われることになると思います。この貸館については、以前、閉じる可能性のある施設もあると、お話ししたこともありましたが、そうしたものも今後、借りられるのか、あるいは、ワーキング検討委員会でそうした部分も含めて検討していくことになるのか、その辺をお聞かせください。

生涯学習課長

鶴田委員おっしゃるとおり、４月から戻る予定ですが、活動拠点となる部屋に３団体が入っております。それほど余裕があるわけでもなく、また、そこを利用したいとの話も、今のところ頂いておりません。物理的な面もあるため、今後、予定している部局横断のワーキング検討委員会において、そうしたニーズがあるかや、宿泊施設をどのようにしていくのかなど、いろいろな課題を部局横断で検討していくことを考えています。あまり時間をかけずに、どのようなニーズがあるかなどをつかみながら対応していきたいと考えています。

鶴田有司委員（分科員）

取りあえず４月から再開になりますが、ワーキング検討委員会では今後、どのようなスケジュールで、これからの方向性を検討する予定ですか。それも新年度にならないと分からないのか、聞かせてください。

生涯学習課長

ワーキング検討委員会は今年度中に立ち上げたいと思っています。３月上旬に、知事部局の主管課にアンケート調査を実施した上で、年度内に１回、ワーキング検討委員会で議論していきたいと思っています。宿泊施設は休館継続になりますが、今回の貸館再開は暫定的なものとして考えております。

今後のスケジュールとしては、まずはワーキング検討委員会を部局横断で行いながら、ある程度、方向性が見えたところで有識者を入れて、どのような施設にしていくのかの結論を出した上で、できるだけ早期に本格的な再開へつなげていきたいと思っています。具体的には、最短では１年ほどで結論を出せればと思っています。可能であれば令和８年中に結論を出し、来年度当初予算に関連予算等を出した上で……。運営形態についてはワーキング検討委員会や有識者を入れた検討委員会で決めていくべきと思いますが、仮に指定管理制度を活用する場合、手続に半年程度はかかると思いますので、本格的な再開は、早くても令和９年度中になるかと思います。なお、施設設備の整備等が必要となった場合、改修等により、再開に少し時間がかかることになりますが、その点も検討委員会で様々な議論、意見等が出てくると思いますので、そうしたことを見ながらスピーディーに対応していきたいと考えています。

鶴田有司委員（分科員）

宿泊機能は、今のところ行わないわけですが、ワーキング検討委員会で、行うか行わないかも含めて検討すると思います。コロナがあった関係もあるでしょうが、なかなか活用度が思わしくないと感じます。宿泊機能に関しては、県内の方々が大会や合宿

などで秋田に来る際に利用し、瞬間的に活用度が高まることもあったようです。毎年行っている事業では、ある程度こうした施設があると認識され、予約されることもあると思いますが、今後、宿泊機能を生かすとすれば、ある程度の宣伝――例えば、高校や大学の合宿に最適であるとか、夏場に涼を求めてこちらにやってくるなど、そうしたことも含めて検討していくことも必要ではないかと。宿泊機能をやめるのであれば、また別ですが、生かすとすれば、そうしたことも含めて検討していかなければならないと思います。その辺はどうですか。

生涯学習課長

宿泊をどのようなものに使っていくかは、今後の議論でも出てくると思っています。おっしゃるとおり、宣伝等についても民間手法を十分に取り入れていかなければならないと思っており、ワーキング検討委員会において、民間事業者からの意見を求めるサウンディング等も実施する予定です。その辺のノウハウについては、知事部局の行政経営課で把握して所管しているため、行政経営課とも連携を図りながら、民間からの意見を取り入れた上で、持続可能な運営等にしていきたいと考えています。

鶴田有司委員（分科員）

まだ活用できる建物であるため、十分に生かせるように、多面的に考えていただくようお願いします。

先ほど、最短でも１年はかかるとの話がありましたから、令和８年度は使えない状況になるわけですね。

生涯学習課長

今のところ、１年間は貸館のみの直営で運営する予定ですが、ワーキング検討委員会等で、すぐにでも使いたいなどのニーズが出てきた場合には、柔軟に対応していきたいと思っております。

渡部英治委員（分科員）

関連で質問します。いろいろと検討してもらい、直営でも、この施設を有効に使う方向で取り組んでもらっていることは非常に良かったと思います。

ただ、ワーキング検討委員会で１年かけて結論を出したいとのやり取りを聞いていて、１年間、貸館しかできないことは非常にもったいないと思います。スピード感を持って進めるため、せめて半年――有識者も含め、この検討委員会のスケジュールをもう少し早めることはできませんか。

生涯学習課長

委員からの御意見等も踏まえ、さらにスピーディーにできるかは検討してまいりたいと思っております。やはり有効活用の観点は非常に重要と思うため、そこについては検討させていただきたいと思います。

渡部英治委員（分科員）

是非、そのような形でお願いしたいと思います。

ワーキング検討委員会に関する先ほどのやり取りで、いろいろな項目を検討するとのことですが、今すぐでなくても、ワーキング検討委員会の検討項目――主たるものや、どのような項目を検討するかを、ある程度、我々に教えてほしいです。なおかつ、利用者のアンケート調査もあるため、利用者にも、どのようなことを検討するか、周知するべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

生涯学習課長

検討の経過等については、随時、教育公安委員の皆様に情報提供させていただくとともに、必要に応じて、利用者にも情報が届くような方法も検討していきたいと思っております。

渡部英治委員（分科員）

また、宿泊機能を行えるか行えないかの判断理由として空調の記載があります。今後の採算や、将来の指定管理の再開などの選択肢にも関係するため、例えば空調設備の改修に関する予算なども、逐一調査をして報告してもらうことでよろしいですか。

生涯学習課長

設備等も情報提供させていただきたいと思います。

渡部英治委員（分科員）

繰り返しになりますが、大事な施設であり、非常に前向きな形で今回、こうした結論を出してもらいました。秋田県青少年交流センター条例の改正により配置する事務職員、技術職員等にも負担がかかるかもしれませんが、是非、積極的な対応をしてもらいたいと思います。

生涯学習課長

青少年交流センターが直営となることは、相当久方ぶりになります。まずは、しっかりと県民に利用していただける環境を整えるため、研修の実施や、マニュアル等の整備を行った上で対応していきたいと思っております。県民に喜んで施設を使っていただけるように、前向きに対応してまいりたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

先ほど渡部委員からもありましたが、ワーキング検討委員会について関連で質問します。

検討委員会の参加者、開催時期の間隔や回数、議題など、さらに議会の意見――先ほどのような、早く進めたほうがよいのではないかなどの意見は反映されるのか。そうした点を、ある程度、我々に教えてくれるとの話でしたが、６月議会など、いつ頃に出るのか、スケジュールも含めて教えてください。

生涯学習課長

大枠については、知事部局で指定管理や公の施設を担当している行政経営課と協議をしていますが、実際には「このくらいのスパン、このような形で」のような、ある程度、抽象的な形でしか決まってい

ない状況です。教育委員会としての考え方も説明した上で、ニーズ調査により、どのような方向性があるかを確認していきます。

それから、どのように民間からの意見をとるのか、最短でどのくらいのスケジュールで行えるのかは、再度、行政経営課と協議して方法等を探っていきたいと思っています。その上で、６月議会において、どのような進捗であるかなどについて情報提供したいと考えています。

小原正晃委員（分科員）

いろいろな財源が必要になるため、ある程度、県全体での集約は必要になってくると思います。部局だけでなく、こうしたワーキング検討委員会などで全体的に見て、機能集約や複合化を頭にしっかり入れてもらいながら、これから進めていただきたいと、お願いしておきます。

秋田県青少年交流センター条例の改正についても確認しますが、結論が出るまで、条例第１条の目的は維持したまま、単独の施設として存続していくのか、確認させてください。

生涯学習課長

基本的に、暫定利用の期間中は、条例、目的が変わらない限り、これを維持していく予定であります。

結論が出て、教育施設ではなく、例えば知事部局に関わる目的の施設として使うのであれば、新たな条例を立ち上げないといけないと思います。その辺、テクニック的な話になるかもしれませんが、新たな機能を入れるかについても知事部局と連携を図りながら、見落としのないように、しっかりと対応していきたいと思っております。

小原正晃委員（分科員）

では、今のところ、第１条の設置目的の部分は残した上で、もしも今後、ユースパルの存続や、いろいろな方向性が変わってきて、知事部局も関係することになれば、そもそもの条例を変えて――それにも結構、時間がかかるということですよね。

生涯学習課長

条例改正の検討に期間を要するわけではありません。まずは、機能をどのようにしていくかをしっかりと決めた上で、その内容を条例等に反映させていくことになります。並行して進めてまいりますので、そこも含めてスピーディーな対応を心がけていくことになると思っております。

小原正晃委員（分科員）

先ほど、皆さんからもお話がありましたが、県民は早く行ってもらいたいと考えていると思いますし、施設は大概、５０年、６０年の寿命です。長期間かかれば寿命が来てしまうため、県民の財産を預かる身としては、やはりこうしたことはスピーディーに行ってもらいたいとお願いして、終わります。

鶴田有司委員（分科員）

あきたＭｕｓｅｕｍ機能強化事業について伺います。

フランスのランス美術館との連携を目指した事業を県立美術館で行うとのことですが、恐らくこれは藤田嗣治の関連だと思います。この事業そのものは新規になっていますが、ランス美術館との連携は前にも実施したことはありますか。それとも今回が初めてですか。

生涯学習課長

ランス美術館との交渉等については、今回が初めてとなります。

鶴田有司委員（分科員）

私は行ったことがありませんが、この美術館を調べてみると、藤田嗣治との関連が随分、あるとのことです。そのため、こうした形になっているのだと思いますが、軽井沢の美術館――安東美術館でしょうか、そちらでも連携しているところがあるようです。例えばインバウンド対応など、県立美術館に、このようなすごいものがあることも当然、宣伝していかなければならない、そして、お客も外から呼び寄せたいということもあるかと思います。そちらともつながっていったら、多角的な広がりが出てくるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

生涯学習課長

藤田の作品を所蔵している美術館との関係が全くないわけではなく、今までも連携等はしておりましたが、今回のランス美術館との連携協定を契機として、例えば軽井沢の安東美術館や、既にランス美術館との連携協定を結んでいる名古屋市美術館などとも、作品の貸し借り等の、さらなる連携強化を図ることができます。国外に限らず、国内でも連携を図り、国内のお客さんも呼び込んでいければいいかと考えています。

鶴田有司委員（分科員）

飛躍するかもしれませんが、ここも大事にしつつ、せっかくフランスに求めるのであれば、ルーブル美術館とも何かつながりを広げていくこともできるのではないか思います。いかがですか。

生涯学習課長

まずは、一つ一つということで、ランス美術館との連携を確実に整え、その先は今後の研究課題かと思っています。来年度、パリでのアウトリーチ活動として、「秋田の行事」や秋田蘭画などをプレゼンする機会があります。そうしたところが目について、より広がりが出てくればよいと思っております。

鶴田有司委員（分科員）

大いに期待して、質問を終わります。

小原正晃委員（分科員）

ランス美術館は正直、年間入場者があまり多くな

いのではないかと思いますが、人数はどのくらいですか。

生涯学習課長

利用者数については、今のところ持ち合わせておりません。ランス美術館は現在、リニューアルのため休館中です。今回の節目とも一致しますが、２０２７年に再オープン予定です。休館中は当然、利用者はゼロだと思いますが、それ以前にどのくらいの利用があったかは、後で答弁させていただきたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

私がＡＩにより確認したところ、休館前は４万人ほどでした。そうすると、本県の近代美術館よりも格が落ちると言えばあれですが、正直、入場者にしてみれば……。例えば、近代美術館でも今回、ジブリ展を行って、初めて２０万人に達しましたが、片やあちらは、プレオープンしても、そこには届かないぐらいのところです。

展示物や絵画など、いいものや、本県にないものがあると思いますが、費用対効果の面で言うと、２，０００万円掛けてランス美術館と連携等を行い、どのような芸術作品をこちらに持ってこられるかや、また、秋田の観光への波及や来場者などに関する具体的な方策がしっかり示されなければならないと思います。さらに、せっかく行うのであれば、どのようにヨーロッパから波及させていくのかも考えて事業を進めていかなければならないと思います。

観光などへの波及効果や、県民が見たことのない芸術を見せられることなど、何かしらの効果がなければ、こうした事業を進める必要性がないように思いますが、そこはどう考えますか。

生涯学習課長

県立美術館に何人誘客するかは、現時点では、目標設定が、なかなか難しいと考えています。まだ交渉段階であることもありますが、そもそも県立美術館だけでヨーロッパからお客さんが来るかとなると、そこも難しいと思います。そのため、ＰＲとともに、パッケージで売り出す、面的な活動が必要ではないかと思っています。資料にも記載しておりますが、食文化、お酒、伝統工芸などのＰＲも含め、誘客推進課などと連携を図りながら、インバウンド需要を高めていくことを考えております。

目標設定についても、県立美術館に何人ということではなく、県全体として外国人の延べ宿泊者数をいかに増やしていくか――観光文化スポーツ部で次期総合計画の目標を設定していますが、外国人延べ宿泊者数の目標値を達成するために、こうした事業をパッケージとして売り出していく必要があるため、知事部局と連携を図りながら、外国人延べ宿泊者数達成に向けて取り組んでいきたいと考えています。

また、教育委員会としては、ふるさと秋田の文化芸術のすばらしさを県民に改めて認識していただき、愛着心を育むことが重要だと思っています。これについては、新たに借りてきた作品を見られることも含め、県民に良質な芸術を提供していきたいと考えております。

結論としては、観光文化スポーツ部で掲げている指標達成に向けて連携しながら取り組んでいく考えであります。

小原正晃委員（分科員）

であれば、観光部局で行う事業と合わせて、ヨーロッパへの秋田のＰＲと誘客に向け、本事業が少しでも効果が出るような目標を、一緒に組み込んでほしいと思います。また、秋田にいる人間からすると、なかなかヨーロッパへは行けません。そうした場所の芸術文化を秋田でのイベント――例えば近代美術館で美術展を行うなど、コネクションやルートを作って、県民にとってプラスとなる事業にしてほしいとお願いしておきます。

もう一つ、近代美術館におけるメタバース展示のデジタル活用についてです。前回もお願いしたと思いますが、メタバースだけでなく、いかに施設に来てもらって横手市周辺に経済効果を波及させるかが、私は重要だと考えています。是非、こうした事業も進めながら、現地にも足を運びたいと思われる仕掛けを作っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

生涯学習課長

来年度の事業については、「秋田の行事」はレプリカを持っていくことができると思います。秋田蘭画については「メタバース×キンビ」というデジタル媒体を活用しながら秋田蘭画の良さをＰＲしていきたいと考えております。フランスという遠い土地ですので、まずは友好関係の締結に向けて活用していくことになりますが、それを見て、本物を見たいと思うきっかけ作りになるように、知恵を絞りながら対応していきたいと思っています。

小原正晃委員（分科員）

ＭｕｓｅｕｍＤＸ推進事業やランス美術館との連携もそうですが、Ｍｕｓｅｕｍネットワーク形成事業も、認知症高齢者や障害のある子供たちのワークショップを行って、県民の皆さんに裾野を広げて芸術鑑賞を行ってもらい楽しんでもらう、よい取組だと思います。

Ｍｕｓｅｕｍ情報発信強化事業の年度計画として、令和１９年の「秋田の行事」１００周年に向けた、かなり長いスパンでの目標が資料に記載されています。こうした目標や計画を立てて予算を付けていくのであれば、県民がよかったと思える予算、計画にしてもらいたいです。そのためには、経済効果や、

秋田の知名度向上、県民への非日常体験の提供などが必要になってくると思います。そうしたものも念頭に置きつつ、今後のことも考えると、海外の美術館とのネットワークも重要だと思います。

また、秋田蘭画については、上野の国立博物館などでも、秋田で見たことのないものを、かなり所蔵していると思います。海外だけでなく、国内のものも含めて、県民に楽しんでもらえる展示方法も検討いただきたいとお願いして、一言頂いて終わります。

生涯学習課長

国外、国内の様々なお話など、貴重な御意見を頂いたと思っています。すばらしい秋田の芸術作品等を県民が認識し愛着を持っていただくことと、また、秋田にないものを含め、いろいろなきっかけを用いて相互に作品を貸し借りする交流は、非常に重要だと思っています。専門家からも意見を伺いながら、広がりが持てる施策の展開を検討していきたいと考えています。

小原正晃委員（分科員）

地域の学びを支えるプラットフォーム構築事業は、予算５６万８，０００円と非常に限られており、各地域に専門人材をどのように配置して支援を展開していくか、イメージが湧きませんが、その辺をご説明いただきたいと思います。

生涯学習課長

公民館職員が減少傾向にあるなど、市町村の社会教育行政を担う体制が脆弱な状況にある一方、地域課題やニーズは増大、多様化しています。こうした中、市町村の取組に対する県の支援として、生涯学習や社会教育の充実を図っていくのが本事業となります。今年度、経常事業により、ある程度、実施してきましたが、来年度は政策事業として事業規模を拡大し、市町村の支援をさらに充実させてまいります。

概要にも記載していますが、県の社会教育主事を派遣し、市町村等に寄り添った支援を長期、短期で展開したり、市町村が主体的に取り組めるのであれば、コンソーシアムの形成支援として重層的に支援したりするなど、市町村の社会教育等の課題に応じて、県がいろいろな形でバックアップする事業です。さらに、こうした取組を通じて、関わっている市町村だけでなく、ほかの市町村への横展開も考えております。

政策予算として新たに立ち上げることで、様々な課題に対応できると考えていますので、市町村とともに対応していきたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

これからどのように、何年ぐらいかけて市町村との連携構築や横展開を進めていこうと思っているのか、単年度だけでなく、長期スパンでのスケジュール感を教えてください。

生涯学習課長

人材確保に関しては、これからも続く課題だと考えています。したがって、その時々に出てくる課題等に、いかに対応していくかの観点から、まず、３か年は続けていくとともに、３か年経過後、新たな課題も出てきていると思うため、どのように展開していくかは随時、検討を進めていきたいと思っています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、文化財保護室関係について質疑を行います。

小原正晃委員（分科員）

民俗文化財継承支援事業です。県指定のものを含めて、お祭り関係のいろいろな支援を県でもできないかと、以前からお願いしています。しかし、予算的にはアーカイブなどの記録の保存や、ミルハスでの実施などに注力していて、実質的な支援は市町村が行うべきとの考え方は、ずっと変わらない気がしています。

秋田県には国指定の重要無形民族文化財が１８件あり、全国で一番ですが、こうしたお祭りを維持していくためには、今は地域だけでは難しく、いろいろな支えが必要になっています。そうした認識や、今後の在り方、予算の付け方などの考えを教えてもらえればと思います。

生涯学習課文化財保護室長

国指定の重要無形民俗文化財については、先般、鳥海山北麓獅子舞番楽が指定の答申をいただき、もうすぐ１８件になるため、喜ばしいと思っています。鳥海山北麓獅子舞番楽の構成団体では、昔から各地域で関わる人たちをある程度絞り、集落単位や男性のみで行ってきたところは、次第に厳しくなりつつありますが、一方で、地域外の人も含め、参加希望者に門戸を広げて活性化させようとする取組を進める団体も出てきています。

お祭りの運営そのものへの補助は、なかなか行っていませんが、今は、民俗芸能の活動を一般の方々に見てもらう機会や場所を提供することを重要視しています。道具の補修などもありますが、後継者育成のための教室や地域の学校、親子教室などで、子供たちやその親世代に民族芸能を広く見ていただくことにより、自分の地域にもこうしたものが根づいていると再認識してもらい、つなげていくことができればと、一生懸命行っています。

今の継承事業では、子供が頑張っている団体に的を絞り、子ども民俗芸能交流大会を行っています。保存会単位では、ほかの地域で民俗芸能を行ってい

る子供がどのように頑張っているかを知ることができないため、毎年五、六団体に集まってもらい、団体同士での交流や、子供たち同士で関わりを持ってもらうこと、また、親世代において指導に関する認識の共有などを図ってもらうことで、保存会活動をさらに活発にしていくことにつなげられるよう、重点的に取り組んでいます。

小原正晃委員（分科員）

場を提供していただくとの話がありましたが、これはずっと行っていると思います。国際教養大学でアーカイブも作っていますが、それでも参加者が少なくなってきて、いろいろなものが縮小傾向にあります。これは、県が悪いとか、市が行わなければならないとかではなく、秋田県全体で、お祭りなどの文化を守っていく力が失われてきているのだと思います。だからこそ、広域行政をつかさどる県の役割を、いろいろな人の連携や観光、教育にしっかり生かしてほしいです。一部の学校では実施してもらっていますが、国指定と県指定を合わせれば５０以上あります。秋田県が最も売りにできる、非常に良い分野で、国指定が１８件もあるのは素晴らしいです。２位の愛知県などが１４くらいであるため、断トツで日本一であり、秋田県が最も売りにできる部分ですから、縮小していくのではなく、私たちが誇るべき分野として、大々的に市町村や観光分野、学校教育とも連携して、しっかり盛り上げて、基礎を固めて残していく方向にかじを切るべきと思います。

私は、この２２７万５，０００円の予算は、正直少なく、学校との連携を進めていくには足りないと思っています。現在、学校との連携はどのくらいの規模で、何校ほどありますか。また、どの程度行っていますか。

生涯学習課文化財保護室長

学校については、小学校、中学校、高校との関わりがあります。地域単位では小学校が一番多いため、各学校で、民俗芸能をクラブ活動や放課後の活動などに取り入れていましたが、統廃合が進み、広域の児童を受け入れる状態になってくると、特定地域の芸能に取り組むことが昔よりも難しくなったとの話を保存会から聞いています。そうした側面に対する取り組みとして、子供が主力で活動している民俗芸能に対し、子ども民俗芸能交流大会を行い始めたところです。来年度は４年目となるため、統廃合が進み、小学校の児童の広域化も進んできている現状で、どのような新事業を実施するかは今、考えていかなければならないと思っています。

小原正晃委員（分科員）

具体的に何件実施しているのか、教えてください。

生涯学習課文化財保護室長

令和６年度の調査で、小学校で伝統芸能の継承に取り組んだのは１６９校中１２７校との数字があります。

中学校では、同じく令和６年度の調査で、伝統芸能等の継承に取り組んだ学校が１０４校中４８校との数字が出ております。

小原正晃委員（分科員）

私の地区でも金沢の掛唄などを行っています。掛唄は、地域の人たちは、ほとんど行っている状況の中、ほかの地区の子供たちは、ほとんど行わず、すごく縮小してきていることが見えていたため、もったいないと思い、自分の息子にも行わせていました。

室長が言われるように、学校が大きくなれば、その時期だけのクラブ活動になってしまい、行える方が非常に少なくなってきているのも本当にそのとおりだと思います。それでも、私たちは秋田の文化を残していかなければなりません。足りない場合に横の連携を行い、参加希望者をいろいろな地域から集めてくることは、広域行政の県だからこそ、できると思います。しっかりと予算を付けて、子供たちに行ってもらい、先生たちも働く現場でいろいろなことを言われて大変だとは思いますが、こうしたことこそ地域の方々の力を借りて、お祭りなど、地域の伝統を残していくことが、秋田の一番の売りにつながると思います。是非、教育と観光分野との連携を強化してもらいたいと思いますが、教育長、お願いします。

教育長

教育委員会で、民俗芸能の団体や、長く携わっている人を表彰していますが、懇談の際、子供が少なくなり後継者が大変との話を必ず聞きます。室長が申し上げ、委員もおっしゃられたように、統合が進むと地域単位から次第に離れていくため、継承していく人がいなくなっていくとの話も、随分聞きます。ただ、おっしゃるとおり、これを守っていくことは非常に重要だと思いますし、県だけでなく、市町村も一緒に、何ができるかを考えていかなければならないのではないかと思います。

現在の事業は来年度、秋田市で実施して終了となります。次の事業については、どのような形で観光部局や市町村と連携をとって、継承し、盛り上げていくかを考えていく必要があるのではないかと思います。私たちも気に留めながら行っていきたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

室長も、気に留めながら来年頑張っていただきたいと思います。応援していますので、よろしくお願いします。

鶴田有司委員（分科員）

新規事業の戦争遺跡調査事業について伺います。委員会提出資料に目的が書いてありますが、今まで

も、こうしたものはあったのではないかと思います。つながりという点で、今までなかったということですか。戊辰戦争から第二次世界大戦終了までを調査するとありますが、今まで調査してきているのではないかと思いますが。

生涯学習課文化財保護室長

いわゆる遺跡の調査というと、縄文時代や竪穴住居など、土を掘って調べる遺跡の調査がイメージされるかと思いますが、この戦争遺跡については、必ずしも埋まっている遺跡ではなく、建物が残っていたり、かつては建物があったが今は田んぼや畑になってしまった場所など、様々な形で残っている遺跡を取り上げることとしています。

戦争に関わる遺跡といっても、江戸時代以前のものであれば調査対象になったことはないわけではありませんが、幕末や明治の近代国家になった後の戦争に関わる遺跡は、今の政治体制から直接遡れる時期にある、あるいは当時の政治と表裏一体で作られたものであります。痕跡という意味では、戦争のときに建てられたもの、関わっているものだと、ある程度、知っている人がいても、政治的な意味合いを持つため、記録を残したり、保存して現物で残したりしようにも、中立性の観点から取り扱いにくいものとされてきました。

戦後８０年が経過し、当時を記憶している方々が今、どんどん減っています。もともと戦争のために作られたものであれば、基本的には秘密にされているものでもあるため、地域の人にも広く知られてはおりません。関係者がいるうちにそれらを聞き取り、どのようなものだったかを調べるには、今が最後のタイミングです。今年度は予算は付いていませんが、全市町村に対し、戦争に関わるものがどれぐらいあるかのアンケートをとったところ、現在、９００件近いリストができております。そのうち、８割近くは石碑ですが、それ以外にも「かつて飛行場の跡があった」、「陸軍の標柱だけが残っている」といったものもあります。これらを取りまとめた上で、「こうした見地で記録を残していく」、「このような考えで保存したほうが戦争教育にも役立つのではないか」などについて、有識者に議論していただき、県として取りまとめてまいります。

県としては、県指定の史跡などにできればと考えていますが、考え方を整理することにより、各市町村でも文化財として残していくことが可能となることを目的として、事業化を考えています。

鶴田有司委員（分科員）

戦後８０年というタイミングが一番いいということですね。

生涯学習課文化財保護室長

タイミングとしては、もう遅くなりつつありますが、戦争に直接関わった方々からお話を伺うとすれば、ほとんどが聞き取り調査になると思います。それについては、今が最後のタイミングだと思っています。

鶴田有司委員（分科員）

今、恐らく第二次世界大戦の辺りを念頭にお話しいただいたと思いますが、戊辰戦争の時代から調査するということですね。

生涯学習課文化財保護室長

まずは、いわゆる近代国家としての明治維新の頃から今までの分について、できるだけ掘り起こしていきたいと思っています。

鶴田有司委員（分科員）

少ない予算で全県を駆け巡るのは大変だと思いますが、頑張ってください。

小原正晃委員（分科員）

最後のタイミングとおっしゃいましたが、この戦争遺跡調査は、何を守り、次の世代に何を伝えていくかが問われる、貴重な機会だと思います。

この調査では、過去の掘り起こしだけでなく、次の世代へ、どのようにつなげていくかの視点も大事だと思いますが、その辺りの展望について、どう考えているのかお知らせください。

生涯学習課文化財保護室長

有識者の委員には、戦争を調べている大学の研究者もおりますが、文化財保護審議会委員や歴史分野、遺跡分野に関係する委員、教員経験のある委員などもおります。そうした方々にも入ってもらい、単に記録として残す、あるいは現物を保存していくだけではなく、それらを取りまとめて、現物も残すことによって、委員おっしゃったように、何を子供たちに考えてもらい、引き継いでもらうのかも含めて議論していただき、県指定あるいは市町村指定の史跡などとして保存したものを見て勉強することで、戦争教育にも役立てていくことを考えております。

小原正晃委員（分科員）

小中高で異なる教え方が必要になり、なかなか難しいとは思いますが、せっかくこうした事業を実施するのであれば、資料館や図書館の奥にしまい込むのではなく、是非、子供たちへの今後の教育につなげてもらいたいとお願いして、一言頂いて終わります。

生涯学習課文化財保護室長

小学生、中学生、高校生、それぞれの年代において、感じ方は全く違うと思います。博物館や資料館に展示して終わりにするのではなく、各地域に残る生きた教材として活用してもらいたいと思います。

また、調査では、戦争遺跡がどのような意味を持って作られ、残されたかを聞き取っていくことになります。それを勉強することで、語っていただいた

方々の気持ちも理解してもらうよう、伝えていきたいと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、福利課関係について質疑を行います。

高橋健委員（分科員）

福利厚生費について、その内容としてはメンタルヘルス等や、健康診断後の指導について説明いただきましたが、指導の流れを確認させてください。

福利課長

健康診断後の精密検査については、受診勧奨として実施しております。県立学校においては６５％が精密検査が必要となっています。教育庁については、５０％近い方が要精検との現状にありますので、各所属長にも依頼して、受診勧奨に努めているところです。

高橋健委員（分科員）

精密検査が必要な方の数字が高く、職員の皆さんが、そんなにストレス抱えて仕事しているのかと心配になりましたが、職員の皆さんの健康管理は非常に大切であると再認識しました。引き続き、結果につながるよう、指導していただけたらと思います。

島田薫委員（分科員）

メンタルヘルスに関して、ストレスチェックを定期的に実施することになっていると思います。県庁職員は高ストレスと判定される方の割合が高いとの話を、ストレスチェックの開始の際に聞いていました。要受診や要精密となった後、確実に面接指導などを受けているのかどうか、その辺のフォローの状況はいかがですか。

福利課長

ストレスチェックは各設置者で実施することとなっております。秋田県では年２回――前期、後期で実施しております。受診率は９９．４％で、そのうち高ストレスと判定される方は９．９％となっております。厚労省の高ストレス者の推定が１０％であるため、平均的な割合ではあるかと思います。高ストレス者のうち、面接指導の申出をしている方は２．４％と、少ない状況ではあります。

医師との面接のほか、ストレスチェックの集団分析が各所属に届くため、それを基に所属のストレス要因等を把握して、各所属で職場環境整備、改善のための対策などを実施しているものと思っています。これは、働き方改革にもつながっていくものと考えております。

島田薫委員（分科員）

確かに、個々の職員への指導も必要ですし、それを基に職場環境を改善することも非常に大事であるため、しっかり進めていただきたいと思います。

もう一つ、例えば高血圧や脂質異常、高尿酸血症など、採血等の結果により要受診や要精査になっても、受診されない方が多くいるかと思います。そうした方々に、しっかり受診するように勧めていただくことも大事かと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

福利課長

特定健診に係る部分にはなりますが、福利課に公立学校共済組合秋田支部があり、保険者として、特定健診に係る精密検査等の受診勧奨も行っております。引き続き、勧奨に努めていきたいと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

審査の途中ですが、本日はこれをもって散会し、明日、３月３日火曜日午前１０時に委員会及び分科会を開き、引き続き、教育委員会関係の審査を行います。

散会します。

午後４時３１分　散会

令和８年３月３日（火曜日）

本日の会議案件

１　議案第４５号
　令和８年度秋田県一般会計予算（教育委員会の関係部門）　（趣旨説明・質疑）

２　議案第９８号
　秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例案　（趣旨説明・質疑）

３　議案第９９号
　学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案　（趣旨説明・質疑）

４　請願第１７号
　ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、２０２６年度政府予算に係る意見書採択について　（現況説明・質疑）

５　陳情第１１－１号
　私立学校（私立高等学校、私立幼稚園）への助成強化並びに建学の精神に基づく特色ある教育の促進について　（質疑）

６　教育委員会関係の付託案件以外の所管事項
　（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	瓜生　望
副委員長（副会長）	高橋　健
委員（分科員）	鶴田有司
委員（分科員）	髙橋武浩
委員（分科員）	島田　薫
委員（分科員）	渡部英治
委員（分科員）	小原正晃

書記

議会事務局議事調査課	山崎友寛
議会事務局議事調査課	小田嶋研斗
教育庁総務課	山崎裕介
警察本部警務部総務課	雪松　亮

会 議 の 概 要

午前９時５７分　開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	瓜生　望
副委員長（副会長）	高橋　健
委員（分科員）	鶴田有司
委員（分科員）	髙橋武浩
委員（分科員）	島田　薫
委員（分科員）	渡部英治
委員（分科員）	小原正晃

説明者

教育長	安田浩幸
教育次長	鈴木雄輝
教育次長	久慈隆正
総務課長	高橋公康
総務課施設整備室長	佐藤政彦
教職員給与課長	伊岡森　亨
幼保推進課長	加藤千晶
義務教育課長	伊藤　悟
高校教育課長	古屋桃香
高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長	勝又貞臣
特別支援教育課長	小山高志
生涯学習課長	内田鉄嗣
生涯学習課文化財保護室長	五十嵐一治
保健体育課長	野中仁史
福利課長	冨士盛亜紀

委員長（会長）
　ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。
　昨日に引き続き、教育委員会関係の当初予算関係の議案に関する審査を行います。
　学校教育系の義務教育課、高校教育課、全国高等学校総合文化祭推進室、特別支援教育課、及び保健体育課関係についての説明を求めます。

義務教育課長
　【議案［７］、予算内容説明書及び提出資料により説明】

高校教育課長
　【議案［７］、予算内容説明書及び提出資料により説明】

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長
　【予算内容説明書及び提出資料により説明】

特別支援教育課長
　【予算内容説明書及び提出資料により説明】

保健体育課長
　【予算内容説明書により説明】

委員長（会長）
　以上で説明は終了しました。
　ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。
　質疑は、義務教育課から順に課室ごとに行います。
　初めに、義務教育課関係について質疑を行います。

小原正晃委員（分科員）
　生徒指導総合支援事業について、スクールソーシャルワーカーの年間配置時間が５７６から６００に

増えたとのですが、これによってどの程度、負担軽減や、子供たちを見られるなどにつながったか、教えていただけますか。

義務教育課長

スクールソーシャルワーカーのニーズは、近年、ますます高まってきている状況です。当初は人員の増員を目指していましたが、今回は１人当たりの担当時数を増やすことで進めることになりました。ニーズが増えてきているため、時数が増えたからといって、その全てを賄えるものではないと思いますが、時数の増加分に応じて、相談件数が増やせると思いますので、最大限活用して、学校、子供たち、保護者のためになるよう、充実させていきたいと考えています。

小原正晃委員（分科員）

このような様々な需要に応えていただくことは非常によいことだと思います。ただ、専門職との連絡調整そのものに時間がかかる場合があるため、現場の教員の実質的な負担軽減には、なかなかつながりにくいのではないかと思います。単に窓口を増やして体制を拡充させるだけでなく、先生方が子供たちと向き合う時間に集中できるよう、負担軽減にもつなげてほしいと思いますが、その点についてもコメントをお願いします。

義務教育課長

近年、新たに配置になった地区等もあり、スクールソーシャルワーカーの活用自体に学校が十分に慣れていない、周知が進んでいないなどの点があると考えています。引き続き、周知を図るとともに、スクールソーシャルワーカーが自ら出向いて、活用方法を学校に知らせるなどの活動も取り入れながら、進めています。

学校や保護者、児童生徒の困り感に応じていけるように、今後も引き続き取り組んでいきたいと思っています。

小原正晃委員（分科員）

校内教育支援センター支援員の配置予定数は１２市町村で３１名とのことですが、この１２市町村について、具体的に教えてください。

義務教育課長

本事業に対して手挙げを呼びかけた結果、手挙げのあった市町村となります。

小原正晃委員（分科員）

配置されない市町村に支援の格差が生まれないよう、どのようなバックアップ体制を考えているのか、お知らせください。

義務教育課長

配置予定の市町村ですが、大館市、藤里町、北秋田市、三種町、八峰町、男鹿市、井川町、大仙市、仙北市、湯沢市、羽後町、秋田市の１２市町に３１名となります。

校内教育支援センター支援員の配置によって上がる効果ですが、従来、別室があっても、常駐している人がいないため、子供たちが登校しても自習をしていました。また、空き時間の教員がそちらに行って指導する体制もあったため、教員の負担が増えることもありました。このため、子供たちへの支援と学校全体への支援の役割を持てるようになります。

現在、支援センター自体の設置がない学校もまだありますので、そうした学校には、必要性に応じて、センターを設置して、支援員配置を要望してもらうことを呼びかけていくことも必要だと思います。できるだけ学校の負担にならないよう、子供たちに関わることができる体制をアドバイスしていきたいと思っています。

小原正晃委員（分科員）

すこやか電話の相談体制について、夜間の体制などもありますが、子供たちはいつ頃連絡してくるのでしょうか。夜や休日など、一人でいたときに悶々として苦しい状況ではないかと想像します。実施してみて、相談がどのような時間帯に、どのくらい来ているか、把握されているでしょうか。

義務教育課長

具体的な数字やパーセンテージは、今、把握しておりませんが、夜間や休日の相談は多いと把握しています。

小原正晃委員（分科員）

やはり、なかなか声に出して言えない子供たちも多いと思います。電話だけでなく、例えばＳＮＳなど、様々な形で声を上げられる環境を整備していく必要があるのではないかと思いますが、それについてはどのようにお考えですか。

義務教育課長

現在、夜間や休日の相談については、児童相談所等と連携しながら、転送された電話での相談を受け付けて対応しています。

ＳＮＳでの相談について、令和８年度予算ではＬＩＮＥ等での相談に関する予算を計上できてはおりませんが、今後、様々なチャンネルを持つことは非常に大事だと思うため、検討していきたいと思っています。

小原正晃委員（分科員）

現在、子供が直接電話をすることが少なく、友達とも携帯電話やＳＮＳなどを利用して連絡していることも多いため、私たちの世代とは、様々な手段が違うのだろうと思っています。直接声を上げづらい子供たちのためにも、こうしたＳＮＳの対応は、県として整備していくべきと思っています。せっかく行うのであれば、電話だけでなく、こうしたことも併せて行うことが必要と思うため、是非、早急に進

めていただくようお願いします。
時間外には中央児童相談所に電話が届くと思いますが、そちらとの確実な引継ぎはスムーズに行われているのか、お知らせいただきたいと思います。

義務教育課長

休日や夜間のすこやか電話相談等については、中央児童相談所に転送されて、相談支援を行っています。そこでの相談内容については、資料を作成してもらうなどして義務教育課等に情報を届けてもらったり、また、緊急を要する場合には、市町村教育委員会を通じて学校に連絡したりするなどの対応をしています。今後も続けていきたいと考えています。

島田薫委員（分科員）

スクールカウンセラーについて、目的が不登校児童生徒の支援、いじめ、問題行動の未然防止や早期発見等ですが、現状をどのように分析されているのか伺います。児童生徒数は減少していますが、不登校児童数は増加していると認識しています。スクールカウンセラー等の不足によるものなのか、あるいは、その関わり方や内容に何か問題がないかなど、その辺をどのように評価しているか、教えてください。

義務教育課長

不登校児童生徒は、近年、全国的に急増しています。令和６年度も過去最高を更新しており、秋田県でも同様の傾向があります。ただ、直近では、不登校の出現率の伸びが少し鈍化してきています。また、不登校については、学校に登校することをゴールとするのではなく、将来的な自立に向けた力を付けていくために、様々な学びの場を確保し、保障していくとの考え方が大事になってきていると認識しています。そうしたことも含めて、不登校支援を考えていく必要があると思っています。

島田薫委員（分科員）

今回の予算において、全ての公立中学校に配置することとなっているのは、数が不足していると認識していて、それを増やしていく考えであると理解してよろしいでしょうか。

義務教育課長

中学校のスクールカウンセラーの全校配置は、昨年度も実施しており、今年度も同規模で全校に配置する形をとっています。県内のスクールカウンセラー人員の関係で、全ての中学校に常駐させる対応は難しいため、複数の学校を兼任して務めていただいております。

島田薫委員（分科員）

そうすると、いずれは全校への常駐を目指していく考えですか。

義務教育課長

現在、中学校は全県に９７校あります。中学校スクールカウンセラーの実人数は、令和８年度予定では４４人であり、まだまだ、需要と供給がマッチしていない状況にあります。引き続き、心理師協会等とも連携を図りながら、協力いただける方や、学校に多く関わっていただける方を増やしていく取組を進めていきたいと考えています。

鶴田有司委員（分科員）

関連して伺います。兼務も含め、スクールカウンセラーを各学校に配置するとの話がありました。目的にあるように、複雑化、多様化している状況で、カウンセラーが求められていると思いますが、年を追うごとにいろいろと変化もしてくるでしょうし、最近はＳＮＳが非常に発達しているため、想像できない事態が起きることも当然、考えられると思います。そうした場合のために、その方々の資質向上や、お互いの情報交換が特に重要になると思いますが、その点はどのような対応をされているのか、お聞かせ願います。

義務教育課長

学校における不登校等の課題等に対しては、生徒指導主事等の教員や担任が中心となって関わっています。スクールカウンセラーや学校の生徒指導担当が集まり、情報交換や対応の成功例などを共有する協議会も開催しているため、そうした場を通じて、いろいろな対応の仕方等について共有しながら進めております。

鶴田有司委員（分科員）

そうすると、最近の傾向や変化している部分も、当然、把握していることと思います。それでも、なかなか少なくならないため、しっかり対応していかなければならないのではないかと思います。また、先ほど課長からもお話がありましたが、「こうした体制を組んでおり、安心して学校で学んでいただきたい」といったことも、子供本人もそうですが、保護者にも理解していただくため、日頃からクラスなどを通じて伝えておくことが非常に重要と思います。改めて集めてというわけにはいかないかもしれませんが、その点もしっかりと対応をお願いします。現在、そうした対応を進めているものと思いますが、その点についてお願いします。

義務教育課長

先ほどの質問にもありましたが、近年の不登校に対する捉えとして、学校への登校自体をゴールとするのではなく、様々な学びの場を保障することによって子供の自立を支えていく考え方があります。
一方で、子供たちが通いたいと思うような、魅力ある学校をつくっていくことは非常に大事なことだと思うため、教員や子供たち同士の関わりを大事にしながら、登校できるよう働きかけていくことは基本にあると考えています。

渡部英治委員（分科員）

昨年１０月の魁新聞で、県内の不登校が小中で合わせて過去最高の２，０２７人となったとの記事がありました。支援事業としてスクールカウンセラーやソーシャルワーカー、支援センター支援員の配置などで対応しているとの話がありましたが、そもそも、この不登校に対する考え方も、必ずしも学校に来なければならないということではなく、家庭でも対応できるといった考え方も今回の統計での増加につながっているとのことでした。

多様な学びという話もありましたが、その点、教育委員会としては、どのような方針で各学校に指導しているでしょうか。

義務教育課長

不登校児童生徒が増加した背景として、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」があり、この法律では、児童生徒は休養が必要であることを明示しています。こうした趣旨が浸透してきていることもあり、以前は学校に通わなければ大変だと思っていた保護者の意識や、登校についての考え方が、少し変わってきているのではないかと思います。

また、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導や必要な支援、生活リズムの不調等を抱える児童生徒に対する支援などが、コロナ禍に十分に及ばなかったことも、近年の不登校児童生徒の増加につながってきているとの考え方もあります。そうしたことも踏まえて、様々な機関と連携しながら対応していくことが必要と考えています。

渡部英治委員（分科員）

これは非常に難しい問題でもありますが、小中高のデータを見ると、やはり中学校では小学校の倍ほど、そして高校に行くとさらにその倍ほどです。同じ児童生徒かどうかは別にしても、小学校、中学校、高校で、高学年になるに従って不登校が増えています。それは時代の流れなのか、あるいは子供たちの成長によって不登校が生まれてくるのか、その辺の関係はよく分かりませんが、そうした点については、どのように分析しているのでしょうか。

義務教育課長

高学年、中学校、高校となるにつれて、不登校の児童生徒数が増えていくとすれば、やはり学力も関係してくると思われます。よって、基礎的な学力をきちんと身に付けるための指導をしっかり行うことも、不登校指導に与える影響は大きいのではないかと思っています。

渡部英治委員（分科員）

あわせて、いじめの件数も増えています。いじめと不登校の相関関係をどのように捉えていますか。

義務教育課長

個別の事案等を見れば、そうしたこともないわけではないと思います。ただ、全体的には、いじめが直接不登校の要因になっているとの調査結果や、大きな相関は出ていません。

また、いじめの件数は、小学校低学年の子供が実は一番多くなっており、自分がしていることと、されていることの客観的な判断を、なかなかできない子供たちが声を上げている状況もあるのではないかと思います。高学年になるにつれて、いじめの件数は次第に減少していることが全国的な数値としても現れています。

渡部英治委員（分科員）

なぜこうしたことを話しているかというと、支援事業として、カウンセラーやソーシャルワーカーの活用などを拡充しながら、未然防止策を進めていますが、拡充に関しては、もう少しスピード感を持って――財政の問題もあるかもしれませんが、もっと拡充すべきではないかという点が１つあります。

また、学校全体で不登校やいじめの問題に全体で取り組むことは、当然行っていると思います。校長先生はじめ、先生方はいろいろと大変かと思いますが、そうした雰囲気はきちんと作っていかなければならないと思います。教育長、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

教育長

不登校が増えているのはそのとおりですが、理由は様々であり、学校はどのような場合であっても、担任や学年の先生を含めて、できればその児童生徒に戻ってきてほしいとの思いでいます。先ほど述べたように、学校がその子にとって魅力的な勉強する場であることが最終的な目標であるため、何らかの理由で来られなくなっても、何とかして戻ってきて勉強してほしいとの思いを持っています。家庭訪問や連絡など――連絡することが負担になる子供もいるため、加減はありますが、そうした努力を学校や担任は常にしていることを御理解いただければと思います。

また、学校として、専門的な支援があったほうがよいと判断した場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに会ってもらうなどしています。知見がある人に相談に乗ってもらうと効果が出る場合もありますし、スクールソーシャルワーカーには福祉施設につなぐ役割もあります。今後、拡充していくことは非常に大事だと思いますし、役に立っている部分はたくさんあります。ただ、学校としては限りなく頑張っていると思っています。いずれにしても、コンタクトをとることをやめず、どこかでつなぐ、さらに言えば課題を与えたり、勉強させたりすることも大事ですので、その点に関してもつなぎながら行っています。

また、もう一つは、不登校が増えてきており、学校に来られない子供に関して、様々な対応を行っていますが、それでも来られない場合は、フリースクール――県で言えばスペース・イオなど、学校外でも勉強できるシステムがありますので、その点に関して、学校だけではないということも伝えています。

不登校を減らすまでは、なかなか手だてがないため、現在は対症療法で、学校に来なくても勉強できるようにすることと、居場所を作ることの、２つを一生懸命取り組んでいます。勉強させるという意味では、先ほど申し上げたようにフリースクールやイオなどがあります。また、居場所についても、適応教室などがあるため、学校以外の場所でもよいので、子供がどこかで社会性を身に付けていけることを目指して進めています。

不登校は増えてきていますが、意外と高校になれば――また不登校になる子供もいますが、登校する子供も結構います。だからこそ、小中学校の時期に、そうした悩みを抱えている子供に対して、専門的な力も借りながら、何とかして子供たちに、できれば学校に出てきてほしいとの思いで学校運営を行っていることを御理解いただきたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

学習状況調査について伺います。本県が長年この調査でトップクラスの成績を収めていることは、現場の先生方の御尽力のたまものであり、敬意を表しますが、現在、学習状況調査そのものが県や学校にとって順位を落とせないといった強迫観念に変わり、順位を維持すること自体が自己目的化していないかと危惧しています。これについて、皆様の認識を伺います。

義務教育課長

学習状況調査は、課題を把握し、指導の改善を図ることや、子供がその弱点等を自覚し、力を入れていくことなどを目的に行っています。順位等を重視しているわけではありません。

小原正晃委員（分科員）

先ほど、課長から教員の負担軽減といった説明がありました。以前から再三指摘しているように、教員の多忙は待ったなしの課題だと思っています。現場からは、調査本番だけでなく、事前対策や膨大な採点、詳細なデータ分析、報告書の作成など、様々な仕事があり、子供たちと向き合う時間が削られているとの声も非常に多く聞かれます。

県教委では働き方改革を推進すると言いながら、学習状況調査に伴う膨大な作業にはメスを入れていないのではないかと思います。これは矛盾していると思いますが、どのように説明されるのでしょうか。

義務教育課長

この学習状況調査については、全国学力・学習状況調査ではなく、県の学習状況調査と捉えてよろしいでしょうか。

小原正晃委員（分科員）

どちらもです。

義務教育課長

まず、対象学年と実施時期ですが、全国の場合は年度当初に実施しています。県の学習状況調査は、１２月上旬に実施しています。対象学年も、県の場合は小学校４年生、５年生としています。小学校６年生は前年度から実施しないことにしましたので、その分、負担が軽減されております。また、中学校での対象学年は１年生、２年生であり、全ての学年が継続して、そのような状況にあるわけではないと思っています。

採点については、教員が分担して採点することもありますし、管理職も含めて採点している学校もあると聞いており、学校ごとの負担軽減の取組はあると思っています。また、実際に指導している教員が採点することによって、指導の成果をじかに感じることができたり、子供の弱点に気づくことなどもできると思います。

負担軽減をさらに進めながら、この調査の目的に合った取組を行っていきたいと考えています。

小原正晃委員（分科員）

負担軽減していると言っても、学校の先生方からすれば、負担は変わらないわけです。ここは本当に……。

次に移ります。子供たちへの影響についてです。いい点数をとらせるために、本来の授業時間を割いてまで過去問や反復練習、テスト対策が行われているとの声も耳にします。私の子供たちのときもそうだったと思っています、少し変わってきたのかもしれませんが。

現在、国や県が目指している、主体的・対話的で深い学びや、探究学習とは真逆のベクトルではないかと思っています。この点数至上主義が、子供たちの自由な発想や学ぶ楽しさを奪っているのではないかとの話も聞いています。現在の高校や大学受験なども大分変わってきており、義務教育段階でも、このような点数至上主義から変わっていかなければならないのではないかと思いますが、この点については、どのようにお考えでしょうか。

義務教育課長

事前対策などを県として推奨していることは全くありません。もし、学校でそのような取組があるとすれば、その点は見直していかなければならないと思っています。

先ほど委員がおっしゃった、見える学力と見えない学力といった考え方は、非常に大事なことだと思います。ただ、県としては、全国調査の質問調査の

結果等から考えたとき、点数として見える部分だけでなく、子供たちの意識などの点で、全国よりも、かなり高い値が出ていることも事実であるため、そうした見えない力も育ってきていると言えるのではないかと捉えています。

小原正晃委員（分科員）

県として行っていなくても、各地域で行っているのであれば、結局、内容を県として把握していないだけです。であれば、調査してもらいたいですし、負担軽減になるよう、そうしたことを行わないようにしてもらいたいと思いますが、どうですか。

義務教育課長

過度な事前対策などは、調査で得られる成果を見えなくしてしまうのではないかと思いますので、調査の趣旨がきちんと反映させられる取組につながっていくよう、指導してまいりたいと思っております。

小原正晃委員（分科員）

指導とは、全県でそうしたことがないように調査していくことと理解してよろしいですか。

義務教育課長

指導の仕方については、この後、担当等も含めて検討してまいりたいと思っております。

小原正晃委員（分科員）

検討するのであれば、しっかりと検討して、負担軽減につなげていただきたいです。子供たちに過去問を解かせて点数を上げていくことは、学力の底上げには必要だと思いますが、本来の趣旨からずれており、過度な方向に行き過ぎて、いろいろなもののひずみにつながっていると思っています。

現在は時代が変わって、ＡＩが台頭しており、ペーパーテストの点数だけでは計れない能力が求められるなど、大学の試験も含めて変わってきています。こうした詰め込み型の教育を継続して行っていくことが本当に正しいのか、私は非常に疑問を持っています。

先ほどもお話ししましたが、教職員の疲弊を防ぐことや、子供たちに学びの余白といった、詰め込み型だけでない多様な学習機会を取り戻すためにも、県独自の学習状況調査だけでも思い切ってやめるか、当面、休止する、勇気ある決断をしていくべき時期に来ているのではないかと思っています。この点について、教育長に伺います。

教育長

まず、点数至上主義では全くありません。そうした意味の、よい点数を確保するためのテストではありません。

県の学習状況調査と国の調査がありますが、これらは、子供たちがどの分野が弱くて、どのように勉強し、どのような力を付けているかをトータルに見るため、現在行っています。検証・改善サイクルとも言いますが、県のテストと全国学力・学習状況調査と高校入試を一体化して捉え、小中学校で学力をしっかりと身に付けた上で高校に進学し、そして社会に出てもらう。そうした意味で、点数を取るだけではなく、どのような部分が弱いか、鍛えていくかを見るために実施していると、御理解いただければと思います。

また、事前に行っているとの話について、以前、市町村の教育長とも話をしていますが、そうした対応を行っている認識はないと思っています。もし事前に行っているとすれば、それは点数を増やすために行っているのではなく、子供たちにどのような能力を伸ばしてほしいかを見たときに、「この部分を勉強させましょう」といったことを行っていると思っています。例えば数学で図形が苦手であれば、やはり図形を勉強させようと思いますし、分数ができない子供が多くいるなら分数を勉強させようと思います。過去問を解かせて、同じようなことをできるようにさせているとは聞いていません。そのように私たちは認識しています。現在、本県の学力が上位であるため目立って言われますが、非認知能力を含めて、学力以外の部分に関しても、いろいろなことを行っていることは御理解いただければと思います。

私たちからすると、小中学校のときにしっかり覚えるべきことは覚えたり、学ぶべきことは学ぶことは、やはり大事なことだと思っており、それを基に社会に出てほしいとの思いもあるため、こうした形で行っていますが、併せて、教員の負担軽減については当然、考えていかなければならないですし、この部分に関しては毎年言われているため、考えていきたいと思います。今後、テストをどのような在り方にすればよいかは、当然、これから考えていこうと思っています。また、ほかの様々な仕事もありますので、教員の負担をどのように減らしていくかは、考えていくべきかと思っています。

小原正晃委員（分科員）

今、いろいろ考えていくとのお話を頂き、ありがたかったです。

小中学校のときに学ぶのが大事だということは、そのとおりだと思いますが、公立学校の限界というか、学力の基礎をしっかり維持していくことが基本にある中で、現在の生き方や子供たちの考え方、そこに強く言えない保護者なども含め、そうした点での限界があると思います。それによって、スクールソーシャルワーカーが必要とされたり、不登校につながったり……。義務教育として行わなければならないのは重々分かりますし、保護者としても、県民、国民としても、全体的な部分を底上げしなければならないことは分かりますが、興味を持てなかったり、別のことに深く取り組みたい子供たちなど、義務教

育の課程から外れてしまった子供たちが不登校などになりやすいのではないかと思います。

学習状況調査を基礎として、子供たちを見ていくとのお話も分かりますが、一方で、別の見方も絶対に必要であり、そのボリュームが非常に増えている時代に来ていることを認識していただき、学習状況調査を含めた見直しを県教委で図っていただきたいと強く要望して、質問を終わります。

教育長

学力やスポーツ、芸術など、様々な力のある子供がいるため、学校としては、必ずしも勉強だけでなく、子供のいろいろな力を伸ばしていきますが、勉強に関しては最低限、必要であるため、それを含めてスポーツなどの様々な力を伸ばしていき、将来に向けて開花さていくものと考えています。先生方は、子供のいろいろな特徴を見ながら関わりを持って頑張っていると御理解いただければと思いますし、実際、最近はそうした時代になってきています。様々なことに関して、行わなければならないことが多くなってきており、国も授業数を減らしてきているため、その点は私たちも注意しながら進めていきたいと思います。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午前１１時２６分　休憩

午前１１時２６分　再開

委員長（会長）

再開します。

小原正晃委員（分科員）

条例案について伺います。今回、免許等の審査で数百円引上げとのことですが、具体的にどのようなコストが上昇して、引上げとなったのか教えてください。

義務教育課長

この手数料は、２５年前に設定したまま現在に至っています。免許更新制度が令和４年になくなったことにより、更新手数料の歳入もなくなり、現在の歳入は当時に比べ半減している状況です。また、国で導入した免許管理システムは、マイナンバーカードの数字と連動する作りとなっておりますが、その維持費や、様々な物価高騰や人件費等を考えたときに、近年、一般財源で補填する部分が増えてきているため、その対応としての条例案提出となります。

小原正晃委員（分科員）

他県と比較して、本県の水準は適正と言えるのか、確認させてください。

義務教育課長

従来の手数料等は、全国とほぼ同様の数字となっています。近年、同じような事情から、少しずつ手数料を値上げしていく動きが徐々に現れてきており、岡山県や、近隣では岩手県でも、次年度からそうした動きがあると聞いております。値上げ幅も全国的な部分と均衡がとれる形で設定したものです。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、高校教育課関係について質疑を行います。質疑ありませんか。

鶴田有司委員（分科員）

県立高等学校地域留学伴走事業について伺います。男鹿海洋高校は以前からこうした形で行っており、他県から学生も来ています。鹿角高校、矢島高校、角館高校も、これに参画し、特色化、魅力化を進めていくとのことですが、具体的にどのような点でこれから対応していくのか、教えていただけますか。

高校教育課長

それぞれの学校で、今、取り組んでいる教育課程等のブラッシュアップを図っていきます。矢島高校については先日の一般質問でも御質問を頂きましたが、地元の由利高原鉄道と連携し、鉄道に興味、関心のある生徒を引きつける放課後の取組を行っております。また、角館高校では、地域の観光資源などを活用し、それらに魅力を感じている生徒の声もあると聞いております。そうしたところと連携しながら特色化、魅力化を図っていく考えです。

鶴田有司委員（分科員）

そうすると、カリキュラムに入るのかどうか分かりませんが、そうした学びの機会が得られることになるわけですか。

高校教育課長

学校の教育課程であれ、放課後であれ、地域資源を生かした学びをしていく環境を整えていくことになろうかと思います。

鶴田有司委員（分科員）

補正予算で、Ｎ―Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクール事業の説明がありました。これから、それに関するいろいろな取組をしていくことになると思いますが、こちらとも関連させて進めていく形になりますか。それとはまた別ですか。

高校教育課長

必ずしもセットで考えているわけではありませんが、Ｎ―Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクールも非常に大きな金額を投資しての取組になるため、当然、県内だけでなく、県外からも魅力のある学校にしていく点は共通するかと思います。

鶴田有司委員（分科員）

高校無償化の時代に入り、秋田県は私立学校がそれほど多いわけではありませんが、少なからずあるため、他県の取組なども意識していかなければならないと思います。生き残りとまで言ってよいか分かりませんが、やはり、選ばれる学校づくりも考えていかなければならない時代に入ってきたと思います。その点をある程度、具体的に知らしめていかないと、せっかく取組を進めても、今までと同じ形で……。地域を越えた宣伝まで行うと思いますが、他県からも選ばれる学校にしていくために今後の取組をさらに強く進めていくことについて、課長から、もう少し聞かせていただきたいと思います。

高校教育課長

今の委員のお話は、選ばれる学校づくりを進めていくとともに、県内外への魅力の発信をどのようにしていくかということと思います。地域みらい留学に参画している学校であれば、例えば東京や大阪で行う留学フェスや、オンラインで関心のある生徒に対して直接アプローチをする機会があるため、そうしたところでの情報発信は、引き続き行っていくものと思います。

地域みらい留学に参画していない学校の特色や魅力の発信については、各学校でのＳＮＳの活用や、ホームページの充実もありますが、県としても、ポータルサイトの形でまとめて発信することも庁内で検討しております。そのような取組を進めていきたいと思います。

鶴田有司委員（分科員）

今後、Ｎ―Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクール事業もありますが、地域留学伴走事業については、新年度、この４校が中心になろうかと思います。これは、増えていくことも当然、考えていますか。

高校教育課長

地域みらい留学の参画については、いろいろと調整が必要なこともあり、県の一存で増やしていくには至らないかと思っています。といいますのも、住居の確保や、生徒がどこに、どのように住むか、家族は来るのかなども含めると、学校が所在する市町村との調整が非常に重要になってきます。そうしたことに関心を持っている市町村も多くあると承知しているため、連絡協議会の場も含め、市町村との情報共有を図りながら、できるだけ多くの学校が参加できるような環境整備に努めてまいります。

鶴田有司委員（分科員）

所管もあるため、今、改めて具体的には触れませんが、例えばスポーツでの特色を出していくほうがよい学校も出てくるでしょうし、それから、昨年に私が一般質問で取り上げた、増田高校のマンガ学科など、特色の持ち方はいろいろあると思います。先ほど、角館高校や矢島高校の話もありましたが、その地域の資源をしっかりと見据え、是非、前向きな方向に進んでいただければよいかと思います。

事業概要に、全国からの生徒募集に向けた広報活動の強化とあります。予算額１７９万９，０００円、そのうち委託費が１０９万円ですが、この予算で全国から募集するための広報活動はできますか。

高校教育課長

今回の経費では、主に、生徒が東京の留学フェスに行ってＰＲする際の旅費や宿泊費を多く計上しています。東京での説明会については、こちらでも、できるだけ参加を後押ししたいと思っています。もちろん、ＰＲの機会や方法は多いほうがよいため、来年度に向けて拡充を図っていきたいと思いますが、まずは、この金額で対面での説明機会を重要視しながら、そこでどのような話をするか、どのようなＰＲができるかなど、できる限り工夫していきたいと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

生徒が出かけて、いろいろなＰＲをしてくるとの話がありました。どのようになっていくかは、今後の議会でお話を聞けると思いますが、よい方向に、Ｎ―Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクール事業以上に特色のある学校の取組が進むように期待して、質問を終わります。

高橋健委員（分科員）

関連して、地域みらい留学についてお伺いします。

一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームの、秋田担当の事務関係者とお話しする機会がありました。その方からは、市町村の首長のやる気が大きなポイントになるとお聞きしました。今回の新規事業は、伴走事業として、県教委が後方支援する形――例えば、市町村を介して手挙げする高校が出てきたときに、県教委として支援するものと思います。ただ、地域みらい留学は、先ほど課長おっしゃったとおり、その子供によって、本人だけが来るのか、家族が来るのか、子供だけの留学であればどこに住まわせるのか、家族が来たときにはどのように住まわせるのかなどの課題があります。これは全国的にも広がっていますが、問題も出てきていると聞いています。例えば、地域の学校に留学するのは、もともと地元の高校、地域になじめない子供たちが大半を占めると聞いています。その子供たちが来て、やはり駄目だとなったときの責任の所在や、問題行動が起きた場合――例えば、けんか、人を傷つけた、それ以上のことが起こったなどの場合に、伴走支援している側である県教委の責任等も含めて、きちんとした制度設計をしないと、無責任な事業になるのではないかと思います。これについて、どのようなお考えか、お知らせください。

高校教育課長

県内からでも県外からでも、学校に様々な生徒が

入ってくることは同じであって、各学校で丁寧に対応していくかと思います。必ずしも、地域みらい留学で来た子供だけが後ろ指を指されることではないと考えております。

ただ、例えば中学校の先生と、なかなか密にやり取りができない、保護者とすぐにお話ができないなどの状況は容易に想定されるため、入る前に、子供の住む場所はどのような感じなのか、学校の雰囲気はどのような感じなのかを、保護者も含め、よく知ってもらって、丁寧なやり取りを行い、信頼関係を構築した上で来ていただく体制を作っていくことが非常に重要と思っております。そちらは、各学校ともよく連携をしながら進めていきたいと思います。

高橋健委員（分科員）

ただ、やはり問題が起きてからでは遅いと思います。もちろん、先ほど課長が答弁なさったとおり、地域みらい留学の子供たちを危険因子として見ることは、私はしていませんが、もしそうなったときの状況を考えると、両手を挙げて「来てください」と県教委が旗振り役を行い過ぎるのも、私は心配な気がします。新規事業で目に付きましたし、事務局の方とお話しする機会もあったため、ここで発言しておきたいと思っておりました。こうした心配事も含めて、制度設計を注視していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長（会長）

関連の質問はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

では、別でいきます。

渡部英治委員（分科員）

新規事業のスクールロイヤー活用事業について伺います。

いじめや不登校事案の適切かつ速やかな解決に向けて、教育問題に知見のある弁護士４名を委託するとのことですが、この４名は、県北、県南、中央の、それぞれ地元の方に対応してもらうとのことでよいでしょうか。

高校教育課長

具体的な人選は、まだ詰めていませんが、こちらで考えているものとしては、できるだけ、その地区になじみのある方や、その地区の学校の様子などに目を配っていただける方を想定しています。

渡部英治委員（分科員）

県立高校は６３校あります。教職員向けの研修を行うとありますが、講師となる４名の弁護士が一緒に行うのか、別々に行うのか、その辺はどうですか。

高校教育課長

委託予定の４名の弁護士に、それぞれ研修を行っていただくイメージです。

渡部英治委員（分科員）

いじめや不登校などの問題は、小中高であります。全国的な動きかもしれませんが、高校と限定している理由としては、高校が多いからでしょうか。

高校教育課長

今回の事業は、高校に限定しているわけではなく、県立高校と特別支援学校、そして市町村教委の相談も受けることになっており、その部分で小中学校も対象にしています。

渡部英治委員（分科員）

先ほど、鶴田委員からも予算の話がありましたが、委託料、報償費、旅費、これらを含めて４名分で１９９万６，０００円と、相当タイトな事業になるのではないかと思います。どのような見積りをしたか分かりませんが、予算的には非常に心配です。実施しながら補正も検討する、そうした気持ちで取り組むのか、その辺を確認したいと思います。

高校教育課長

スクールロイヤーは、４７都道府県のうち、実は本県のみが未配置となっており、ようやく今年、こうした形で提案させていただきました。

相談件数が最終的にどれぐらいになるのかは、イメージがし切れていない部分があるため、今回は、各学校と市町村教委から年間２回相談を受け付ける形で積算し、この金額となりました。この部分は、「足りなくなったため今年は受けられません」とならないように、財政当局とも調整しながら進めていきたいと思います。

渡部英治委員（分科員）

年２回の相談で想定しているとのことですが、突発的にいろいろな事案が起きることもあると思うため、今のように柔軟な対応をすることは非常に大事だと思います。その辺、タイムリーに取り組んでほしいと思います。

小原正晃委員（分科員）

関連で伺います。今回、初めての事業で、どれくらいのボリュームになるか分かっていないとのことですが、現状、学校現場に対する過剰な苦情や不当な要求がどれぐらいあるか、実態は把握していますか。

高校教育課長

件数としてお示しすることは、なかなかできないのが正直なところですが、例えば、１年や１年半の長期にわたって、学校と保護者とのやり取りが継続している案件や、保護者から直接こちらに声が寄せられる案件も含めれば、各学校で、そうしたものは何件か持っているかと思います。

小原正晃委員（分科員）

では、実施しながらということですね。

秋田市と潟上市は除かれているので分からないと

思いますが、地域ごとの偏重もあるかと思います。今回、各校２回ほどの相談で想定しているとのことですが、形式的平等による配分でなく、もし偏重があれば、柔軟な形で対応していくとの考えでいいですよね。

高校教育課長

委員御指摘のとおり、今回、各校２回程度のカウントになっておりますが、予備の部分もあり、こちらは特にニーズの高いところに重点的に配分するなどを考えております。

また、来年度の予算計上に当たっては、今年度の状況をしっかり分析した上で、必要なところに必要な分の時間数や人員を配置できるようにしていくことを考えております。

小原正晃委員（分科員）

今回、このように予算計上してもらったのは非常によい第一歩です。ただ、法的な正しさもあると思いますが、トラブルを解決した後、苦情を言った人たちとの信頼関係の再構築の視点も必要だと思います。「法律的にこうです」と言っても、相手は納得しないこともあるかと思います。そうした点をどのように解決していくかは、進めていきながらだとは思いますが、考えながら進めてもらわなければ、これを行ったからといって１００％解決できるわけではないと思うため、その辺をどうされるのか、教えてください。

高校教育課長

どちらの立場が正しいかの対立構造を生むことが目的ではないと思っています。保護者も学校も、生徒をどのように育てていきたいか、また、よく成長してほしいとの思いは同じだと思いますので、そうした点での共通認識を一緒に持ちながら、生徒のためにできることを一緒に作り出していく――何か対立を生むのではなく、協働して行っていくという点を、この事業を実行するに当たって、学校にも伝えていきたいと思います。また、先ほどお話しをしました、弁護士による研修においても、信頼関係構築の部分などを、きちんと伝えられるようにしていきたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

先生方が、理不尽な要求などによって辞めたり、心を痛めたりしないように、今回の事業を契機に、県もバックアップして先生方を守っていくというメッセージを発信していただきたいとお願いして、この項を終わります。

髙橋武浩委員（分科員）

スクールロイヤー活用事業の相談対象は、管理職だけでなく、全ての先生になりますか。

高校教育課長

スクールロイヤーと直接話すのは、管理職を想定していますが、その案件は、先生が最初に対応していたものです。先生が対応して長期にわたるものは必ず管理職に話が行くため、管理職において、スクールロイヤーに相談してみようと持ちかけていただくことを想定しています。

髙橋武浩委員（分科員）

是非、現場が使いやすい設計にしてほしいと思います。

事業実施後の効果検証について、アンケートをとるなど、いろいろ分析して今後に役立てると思いますが、その辺、どのような考えを持っていますか。

高校教育課長

効果検証の仕方については、引き続き検討していきたいと考えていますが、例えば保護者対応で長期化する案件の減少や、先生の実感としての負担感の減少などを把握できればと思っています。

髙橋武浩委員（分科員）

予算を見ると旅費が結構ありますが、オンラインの活用は検討していないのですか。

高校教育課長

最初のうちは、弁護士と学校との信頼関係構築や、学校の雰囲気を見ていただくことなどから、対面がよいと考え、旅費を計上しています。ただ、実際にやり取りしていけば、オンラインや電話で行うこともあろうと思うため、その辺は柔軟に考えていきたいと思います。

髙橋武浩委員（分科員）

是非、こうした事業を活用して、学校のトラブル解消や先生の負担軽減につながるよう、頑張っていただければと思います。

小原正晃委員（分科員）

教員採用選考全国共同実施について伺います。

これは、全国的な教員不足や、自治体間の負担等を背景とした動きかと承知していますが、本県にとって、この共同実施に参加することの具体的なメリットは、どういうものになりますか。

高校教育課長

メリットとしては幾つかあると考えていますが、複数の自治体が問題作成に参画することによって我々の作問負担が減り、二次試験での人物評価に注力していけるのではないかと考えています。また、受験者においても、自治体ごとに対策を行うのは非常に大変な面があるため、共通化によって本県の受験者増にもつながるのではないかと考えています。

小原正晃委員（分科員）

人物評価に注力できるとの話がありましたが、デメリットも考えると、試験が共通化して併願できるようになることにより、優秀な人材が、条件のよい都市部や他県に流出し、結果として本県が選ばれなくなる可能性もあるのではないかと思います。教員

の志願倍率低下や多忙化なども、再三、話してきたと思いますが、入り口が全国共通になれば、どの県が一番働きやすいか、若手へのサポートがいかに手厚いかなど、労働環境で就職先をシビアに決めていくようになるかもしれないと思います。

私は、試験の仕組みに乗っかるだけではなく、これを契機に、働き方改革の断行や、独自支援を行うことなど、他県に負けない、秋田で教員として働く魅力も戦略的に打ち出していかなければ、選ばれないおそれもあるのではないかと思います。このデメリットについてはどうお考えなのか、どのように秋田の魅力を向上させて、選んでもらうようにするのか、その辺のお考えを教えていただけますか。

高校教育課長

今も、試験日が重なっていなければ、他県や他の自治体との併願はできますので、他を志願し、合格した方に進むことは、今であっても、共同実施であっても同じ枠組みではないかと思います。そうした点で、本県で教員として働く魅力を高めていくことは、非常に必要なことだと思います。働き方改革の部分であれば、現在、新しい計画を作っているため、そうした面での取組をＰＲしていく、そして、見える成果を発信していくことが必要と考えています。必ずしも何か一つの方策で実現していくというよりは、教育委員会全体で総合的に取り組むべき事項であると認識しています。

小原正晃委員（分科員）

お話があったとおりだと思います。スクールロイヤー事業などで先生の働く環境を整備するとともに、給与や待遇、仕事のやりがいなど、全体を底上げしていかなければ、こうした共同実施により、他の自治体がよりよい環境であれば、そちらに行ってしまうおそれもあるため、是非、負けないようにお願いします。高校の倍率は、小中学校と比べてまだ高いとは思いますが、やりがいや待遇面で、他県の私立学校などに負けてしまうのであれば……。前回の私立学校に関する質疑とも関連しますが、先生方に選ばれることにも、子供たちに選ばれることにも、等しく注意して進めて行っていただきたいとお願いして、質問を終わります。

委員長（会長）

審査の途中ですが、昼食のため、休憩します。

再開は、午後１時３０分とします。

午後０時　０分　休憩

午後１時２７分　再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説 明 者

休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

休憩前に引き続き、教育委員会関係の議案に関する質疑を行います。

高校教育課関係について質疑ございませんか。

小原正晃委員（分科員）

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案について、全体で２０９名が削減されるようです。現場の課題が複雑化している中で、単純な生徒数割の計算だけで今の現場を支えられるのか、体制について伺いたいと思います。

高校教育課長

今回の定数減について、高校は生徒数減少に合わせたものですが、資料に記載されている教員だけでなく、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー、スクールロイヤーなどの外部専門人材や、地域の力も借りながら学校運営を円滑に進めていけるよう、総合的にサポートしていきたいと考えています。

小原正晃委員（分科員）

特別支援学校の教職員も１８名減です。人数は年々増加しているように思いますが、この削減は、純粋に生徒数が減ったためなのか、配置基準を見直した結果なのか。また、安全確保や、きめ細やかな指導に支障が出ない根拠を伺います。

特別支援教育課長

特別支援学校の教職員の定数については、児童生徒数の減少というよりは、児童生徒の障害の重複の程度も含め、学級数によって算出されるものです。今回、減員となった分についても、非常勤職員などで安全性の確保は図っていくため、一定数、担保されていると理解しています。

小原正晃委員（分科員）

小規模校において、事務職員や養護教諭も７名削減されています。小規模校での削減や兼務は、学校運営の停滞や健康管理体制の弱体化につながりかねないと思います。地域の環境格差に格差を生じない配慮はあるのか伺います。

委員長（会長）

小原委員、小規模校でなく、小中学校の事務職員の７名ですね。

小原正晃委員（分科員）

小中学校の事務職です。

義務教育課長

まず、公立小中学校、義務教育学校については、児童生徒数の減少があります。近年は、毎年度１，５００人から２，０００人程度、児童生徒数が減っている状況であり、これを３５人の学級標準で割

り返すと、大体４０や５０ほどの定数が毎年減っていく計算になります。これに加えて、学校統廃合により、令和８年度は小学校で４校、中学校で３校、合計７校減少しております。これに伴って、教員の定数も減少しております。

養護教諭、事務職員は、基本的に大規模校でない場合は、学校に１人の職になります。この７名の減は、学校統廃合による７校の減少が、そのまま数字として現れているものです。

配置の基準に満たない学校で、例えば学校が近隣になく、事務職員が１人もいない場合や、養護教諭が配置されていないような場合には、陳情等に対応しながら、特別の配置も行っております。

小原正晃委員（分科員）

今の多忙化も含めて、皆さんの仕事の環境整備にとって非常に重要なことだと思うため、児童削減に伴うだけでなく、なるべく緩やかに、ゆとりを持って仕事ができるよう、配慮をお願いして、終わります。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ないようですので、次に全国高等学校総合文化祭推進室関係について質疑を行います。質疑ございませんか。

小原正晃委員（分科員）

第５０回という大きな節目が本県で、非常に名誉なことだと思っています。せっかく全国から来てもらえる高校生の皆さんに、秋田の何を持って帰ってもらうか、どのようなことを伝えていきたいのか、お知らせいただければと思います。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

県内全域で開催されるため、各都市の伝統や食など、そうしたものを思い出として持ち帰ってもらいたいと思っております。

小原正晃委員（分科員）

いろいろな場所で開催されますが、今のところ、市町村との連携はどうなっていますか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

令和７年度については、開催市への表敬訪問を全て終えている状況です。また、写真部会の活動に含まれる撮影会や、新聞部会の活動に含まれる交流新聞作りに伴う取材活動などで、開催市以外の市町村にも生徒が訪問する予定です。そうした機会で、市町村との連携も構築していきたいと考えております。

小原正晃委員（分科員）

非常に多くの宿泊者が来ると思います。是非、観光分野を含めて秋田のＰＲにつながるよう、市町村との連携をお願いします。

宿泊施設の状況は、どのようになっているか把握されていますか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

現在、宿泊サポートセンターで、県内の宿を仮予約の形で確保しております。これから宿泊申込みの受付を開始し、その状況によって宿泊を確定させます。もし不足する場合は、その都度、検討していくこととなります。

小原正晃委員（分科員）

大事な部分だと思いますので、お願いします。

次に、運営を支える教職員の負担増にならない配慮や、事務局としてどのような相談体制やバックアップ体制をとっているのか、お知らせください。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

今回の予算でも計上しておりますが、可能な限り、非常勤講師や非常勤の事務職員などを配置し、負担軽減を図ってまいりたいと考えています。また、代表の教職員と連絡を取り、困っている点について、当推進室職員が小まめに確認しています。

小原正晃委員（分科員）

協賛部門として特別支援学校が盛り込まれているのは、すばらしい試みだと思っています。支援学校の生徒たちが自主的に頑張っていくために、どのような支援準備をしているのか、お知らせいただければと思います。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

昨年８月に開催された特別支援学校のプレ大会でも、生徒たちは頑張って、作品展示とステージ披露をしてくれました。特別支援教育課とも連携しながら、どのようなことができるかを、引き続き考えてまいりたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

非常に期待しています。次の６月議会が最後の審議になるとは思いますが、７月からすぐに始まるため、是非、第５０回大会ということも含めて、大きく発信してもらいたいと思いますし、秋田のレガシーとして残していく大会になることを願っています。また、皆様のこれまでの御尽力に敬意を表するとともに、盛り上がることを祈念し、広報に注力いただき、周囲からも盛り上げていただくことをお願いして、一言いただいて終わります。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

委員の御指摘にもあったとおり、広報活動に一層力を入れるとともに、関係市町村との連携も一層深め、盛り上がる大会になるように頑張ってまいりたいと思います。

鶴田有司委員（分科員）

実行委員会は事務局運営ですが、実行委員会と生徒の実行委員会とがあります。これは、どのように分かれるのですか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

大きく分けますと、実行委員会は大人で構成する組織といいますか、秋田県知事を名誉会長、県教育長を会長とし、開催する市や市教育委員会、県庁各課で構成する委員会となっています。生徒実行委員会は、その名のとおり、県内の高校生が集まって組織されている委員会であります。

鶴田有司委員（分科員）

何となく分かる感じはしますが、仕事の分担を教えていただけますか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

実行委員会で大きな枠組みなどを決定し、生徒実行委員会では、例えばおもてなし弁当のメニュー案の作成や、おもてなしガイドブックの作成など、具体的な内容を企画します。生徒実行委員会が考えた案を、実行委員会で了承する形になっています。

鶴田有司委員（分科員）

この実行委員会に、生徒は入らないのですか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

実行委員会には、生徒は入ってはおりません。

鶴田有司委員（分科員）

連携をとるため、入った方がよいのでは――数人が入るというよりは、代表で誰かが入る方法がよいのではないかと思います。生徒実行委員会で決めたことを実行委員会に諮り、否決されて再び差し戻されるとなると、もう時間がありませんので、煩雑ではないかと思います。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

生徒実行委員会は、月１、２回のペースで現在、開いております。実行委員会は、原則、年１回の開催となっており、その場で生徒が考えたことが否定されることは基本的にはないと考えております。各生徒実行委員会で組織される部会にも各学校の校長が指導者として入っているため、そうしたところで連携をとりながら進めております。実行委員会に生徒が入ることは、これまでの先催県でも例はありませんし、特に問題はないかと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

最終的にうまくいってくれれば、それでいいですが、連絡、連携がしっかりとれるようにすることと、生徒の意向も十分に尊重して進めてもらえればよいと思います。

先ほど、先生の負担軽減の意見がありました。非常勤講師など、代替で頑張っていただける方もいるでしょうが、一生に１回のため、私は、多少の負担はやむを得ないと思います。「ここで私は終わりです」となると大変ですから、先生にもしっかり頑張っていただいて……。全国的なものですし、成功して秋田県の存在感をさらに高めていただければと思っていますので、その辺もお願いします。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

約５０年に１回の大きな大会のため、もちろん、頑張っていただきたい思いはありますが、一方で、代表委員をはじめ、各学校の担当教員には非常に大きな負担をおかけしているため、特に心身の不調を来すことが決してないように、まめに連絡を取りながら、万全の体制で臨みたいと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

しっかりお願いします。

髙橋武浩委員（分科員）

関連でお聞きします。今回、大きな大会になるため、成功してほしい思いがあります。

７月２６日に屋外でのパレードがあります。順調にパレードを行ってほしいですが、万が一、大雨や猛暑など、安全対策や危機管理の面からパレードを中止する場合、その判断基準は何か設けていますか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

万が一の場合は、当日あるいは前日に発表される気象情報を基に、最終的には当日の昼に中止の判断をしたいと考えております。

（※５３ページで発言訂正あり）

髙橋武浩委員（分科員）

その場合、パレードの代替は何か考えていますか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

パレードは、ほかの日に実施することができないため、中止になった場合は、残念ながらそのまま中止になります。

髙橋武浩委員（分科員）

３か国を招聘し、レセプションなど県内高校との国際交流が行われますが、この大会が終わった後の継続的な交流などは、何か計画を立てているでしょうか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

現時点では、終わった後の交流は、特に計画していませんが、今回の交流をきっかけに、各学校の判断で交流を続けたいことがあれば、後押ししていきたいと考えております。

髙橋武浩委員（分科員）

せっかくの機会ですので、是非、国際交流を含めて続けてほしいと期待しております。

各地域で開催されますが、その波及効果は幾らか試算されていますか。どのような点を期待をしていますか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

経済波及効果の試算は、これからになりますが、県内３つの市にそれぞれ３か国が訪問してくれるため、そうした文化も持ち帰っていただくなど、訪問市の文化をうまく伝える、いいきっかけになればと考えております。

髙橋武浩委員（分科員）

せっかくの大きな大会ですので、県民も一緒になって楽しめるよう、内容を検討してもらえればと思います。

最後に、この大会を終えたとき、何をもって成功とするかの定義について伺います。文化祭であることから文化部の促進になりますし、いろいろな大会が各地であるため、生徒や県民に影響を与える機会となります。なかなか難しいと思いますが、最終的に、こうした点を達成できればこの事業は成功とする、判断や定義をどう考えているのか、お知らせいただければと思います。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

何をもって成功とするかについては、まず、大きな事故なく無事に終えることが第一かと思います。そして、委員からもありましたとおり、この大会をきっかけに、県内高校の文化部活動のさらなる活性化――翌年には、通常の県の総合文化祭に戻りますが、それが前よりも盛り上がる形になることと、さらに、我々の取組が後催県にうまく伝わっていくことが、成功の判断の目安になるかと思っています。

また、先ほどの質問に関して訂正します。パレードの中止の最終判断は当日の午後４時の予定ですので、訂正いたします。

（※５２ページの発言を訂正）

高橋武浩委員（分科員）

各部門、多岐にわたっていますが、しっかり検討して、成功に導くようにお願いします。

渡部英治委員（分科員）

関連して伺います。実行委員会の構成メンバーは、どのようになっていますか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

秋田県知事が名誉会長、秋田県教育委員会教育長が会長となり、開催市の市長と教育長、県内の関係各課と県警、そして開催部門の部会長で構成されております。

渡部英治委員（分科員）

部会長に先生方は入っていますか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

部会長は県内各校の校長となっております。

渡部英治委員（分科員）

教職員の負担軽減のための代替非常勤講師等の配置について、準備期間も入れて、大分、手当てするものとイメージしていますが、具体的にどの程度か、分かりますか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

代表委員の勤務する学校、１人につき、週１６時間を割り当てて予算計上しております。

渡部英治委員（分科員）

そうすると、週１６時間をその人数に掛ければいいわけですね。それがトータルとなりますか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

全２２部門、つまり２２名の非常勤講師で予算計上しております。

渡部英治委員（分科員）

大会の話が出ましたが、お成りの対応もあります。開会式やパレードがありますが、両方に参加するのですか。例えば、開会式だけですか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

お成り対応については、総合開会式とパレード、そして、各部門の視察は、２日目に開催される部門のどこか、との内容で現在、調整しております。

渡部英治委員（分科員）

恐らくこれは、事前にはあまり出されないと思いますし、その辺は慎重に取扱うと思いますが、これから進めるに当たって、いろいろなことを総合的に検討していかなければならないと思います。

先ほど、何をもって成功とするかの話がありました。私は前にも言いましたが、機運を高めることがすごく大事になってくるのではないかと思います。各会場に分散しますが、構成メンバーに市長や各学校の校長もいるため、日頃から連携して準備していると思います。ただ、行事の濃淡もありますし、実行委員会の回数も限定されているようです。

小原委員からも具体的な話が出ていましたが、機運を高めるため、再度、心意気をお願いします。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

今年度、各部門のプレ大会を開催しましたが、どの部門のプレ大会においても、出場、出演する文化部の生徒だけでなく、大会運営に携わる、その地域の高校生たちが一生懸命頑張ってくれておりました。ふだん、文化部にあまり関わりのない生徒であっても、こうした大会運営に関わることによって、「今日、このような大会があって、このような仕事がある」など、家庭でも、この文化祭が話題になるかと思っております。そうした形で、家庭や地域など、いろいろなところで、この文化祭を話題にしてもらって、機運を高めていければと考えております。

渡部英治委員（分科員）

ＳＮＳなど、いろいろありますが、例えばテレビコマーシャルなどは考えていますか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

テレビコマーシャル等のマスコミとの連携は、これから検討する部分でありますが、予算の状況も見ながら、検討してまいりたいと思います。

渡部英治委員（分科員）

是非、検討してほしいと思います。

最後に、１００日前及び５０日前のＰＲイベントがありますが、今の段階で何か描いているものがあれば、どのようなものか。または、今のところは全く定まっていないのか、その辺はどうですか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

１００日前イベントは、４月の第３日曜日で予定しております。具体的には、秋田駅で新幹線の到着時刻に合わせて、吹奏楽の演奏でお出迎えすることを計画しております。

５０日前イベントは、大会直前であり、また、全県総体の期間中であるため、高校生の動員は難しいですが、秋田市内を中心にビラの配布等を考えております。

渡部英治委員（分科員）

今からそうした心の準備をしておくのは、非常によいことです。５０日前イベントはビラの配布とのことですが、やはり関係者も含めて、知事や教育長が先頭になって行うイメージでいいですか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

今後、検討させていただきたいと思います。

渡部英治委員（分科員）

是非、インパクトのあるイベントＰＲをしてほしいと思います。教育長、そうした心意気はありますか。

教育長

分かりました。何とか考えてみます。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、特別支援教育課関係について質疑を行います。質疑ございませんか。

小原正晃委員（分科員）

特別支援学校生の雇用創出・就労促進事業について伺います。就労支援コーディネーター１名が拠点校に配置されるとのことですが、どこに配置され、どのように進んでいくのか、スケジュールを説明してもらえればと思います。

特別支援教育課長

今のところ、ゆり支援学校に就労支援コーディネーターを配置する想定をしております。

理由としては、現行の事業で由利本荘地域を就労開拓してきた方がおり、ＴＤＫも含め、企業とのネットワーク作りや就労支援のコーディネートに非常にたけているため、これを継続していきたいものです。

高橋健委員（分科員）

この就労支援員は、生徒側への支援かと思いますが、この前、地元で稲川支援学校を見学しました。そのときに、就労支援の今後の拡大といいますか、地元企業も含めた受入れに関するお話の機会がありました。そこでお話を聞いていると、受け入れる事業所側も、就労時間や雇用体系などを一般の方々と同じようにして生徒を受け入れなければ駄目だと勘違いしており、理解不足が非常に大きいと思いました。その辺の現状を説明していただけますか。

特別支援教育課長

特別支援教育課では、これまで２０年間、この就労支援の事業を続けてきましたが、委員おっしゃるとおり、特別支援学校の生徒が、世の中の就労形態に合わせて就職していく構図が続いておりました。ただ、法定雇用率の上昇やテクノロジーの進化によって、これまで就労を諦めざるを得なかった生徒も、コーディネート次第で、超短時間勤務やリモートで県をまたいで就労できる可能性が広がってきているため、今回の事業では、視点を変えて、思い切ってそこに切り込んでいこうと思っています。

本事業では、事業所側の理解をいかに促進していくかが大きな柱となります。そのためには実際に学校の生徒と会って、どういうことができるか、どのような関わりができるかを体験してもらいたい。こちらのアピールもそうですし、お互いに乗り入れて理解を図っていきたいという趣旨であります。

高橋健委員（分科員）

課長からお話を聞き、この就労促進事業の中身の大切さが分かって、質問して良かったと思いました。

事業所では、今までのイメージしかないため、例えば建設業は危険が伴う現場であり、支援学校を卒業した生徒を現場に出すことに対する心配が、物すごく大きいです。ただ、就労の雇用体系が変わって、例えば朝方の清掃や、現場の片づけだけ短期的に仕事をさせてもらえると分かると、事業所の間口は一気に広がると思います。そうすると、子供たちの就職や働くことの意義、幸福を見いだすなどの影響があると思います。もちろん生徒もですし、家族も安心できる部分があると思うため、この事業を大切に進めていただきたいと感じました。

すごくいい事業であるため、県の負担も大きいかもしれませんが、これからも何とか進めていただきたいと思います。

特別支援教育課長

委員からお話のあった建設業については、今年度、当課を中心とした部局横断プロジェクトで、特別支援学校生の就労支援をテーマに１年間進めてまいりましたが、その連携課として建設にも入っていただきました。特別支援学校の教員が建設現場に見学に行くとともに、建設業の職員と特別支援学校職員とで意見交換を行い、誤解があった部分や不明点などに関して、お互いの意思をすり合わせることができました。次年度以降、このネットワークを生かして、本事業にも反映させていきたいと考えております。

高橋武浩委員（分科員）

今の課長の答弁で、今回の視点は違うということを理解しました。教育の段階で、雇用拡大に向けて、

取り組んでいくとのことで、卒業して就職するまでは、教育委員会で行いますが、例えば就職後の定着につなげる部分は、健康福祉部でも支援するかと思います。そうした部分のすみ分けや、連携はどのようになっていますか。

特別支援教育課長

特別支援学校の進路指導の体系では、卒業後３年間、追指導の形でフォローしています。追指導では、健康福祉部障害福祉課で持っている、なかぽつセンター――障害者就業・生活支援センターの職員が特別支援学校の進路指導担当と関わっており、緩やかに移行できるよう、３年の期間をとっております。実際、卒業後に一度、離職して、なかぽつセンターの職員とうまく意見交換を行い、再就職できたケースもあります。引き続き、取り組んでまいりたいと思っております。

高橋武浩委員（分科員）

就労促進フェアの開催について、これまでも何回か類似のフェアを開催されたと思います。今回は視点を変えて行うため、中身は違うと思いますが、これまでにフェアを開催し、実際に雇用につながった事例や、参考となる数値があれば、教えてください。

特別支援教育課長

フェアへの参加企業にどれぐらい就職したかのデータは今、持ち合わせていませんが、フェアに来ていただいた際に「この生徒を会社で採用したい」と、その場で言っていかれる企業もおり、その後に現場実習に受け入れていただき、評価していただくケースはあります。

高橋武浩委員（分科員）

今回のフェアを通じて、新規雇用数の見込みなど、成果目標は立てているのか、教えていただければと思います。

特別支援教育課長

フェアに参加していただいた企業の何割に就職との数値は、まだ立てておりませんが、おおむね１割、２割あれば、大きな成果だとは捉えています。この後、詰めていきたいと考えております。

高橋武浩委員（分科員）

いろいろ工夫しながら、雇用につながる取組をしてほしいと思っています。

先ほど、他部局との連携もあるとのことでしたが、まずは県庁職員の障害者雇用率を上げるというか、これまでの枠を拡大するなども検討していただければと思いますが、どうですか。

特別支援教育課長

昨日、総務課から庁内の障害者雇用の話もありましたが、一昨年度から現場実習として、特別支援教育課で特別支援学校生を受け入れております。その姿を教育委員会各課の職員に見ていただくだけでも、大分、理解が進んでいると捉えています。今後、それを一つの形にまとめましたら、障害者を受け入れる際のノウハウとして、部局にも展開していきたいと思っております。

高橋武浩委員（分科員）

是非、就労促進につながるように頑張ってください。

小原正晃委員（分科員）

就労促進のフェアは、いつ、どこで、どのような職種の方々を集めて行う予定ですか。

特別支援教育課長

例年、１１月から１２月にかけて、県内３地区で行っております。労働局に、ハローワークを通じた障害者雇用の未達成企業向けのセミナーや、会場でのセミナーを行っていただいた後に、この就労促進フェアを見ていただき、障害者雇用に関する理解につなげる戦略を行っております。参加企業数は地区によって様々ですが、ふだん特別支援学校の進路担当とつながりのある方を通して声をかけたり、当課から中小企業家同友会を通じて声をかけて広げたりと、いろいろな角度から声かけをしております。

小原正晃委員（分科員）

このフェアに集まる企業の方々が、すごく大事だと思うため、是非、教育庁だけでなく様々な部局と連携して、底上げや、来場者へのＰＲを拡大してもらいたいと思います。先ほど、高橋委員からもお話ありましたが、企業側に雇いたい気持ちがあっても、どうしていいか分からず雇えないとの声も聞くため、こうしたフェアで是非、つなげていただきたいと思います。そのためには、一歩踏み出すというか、来てもらえる、理解を深めることが大事だと思うので、是非、そこはお願いしたいです。

また、先ほどＴＤＫの話がありました。これはすばらしい取組で、非常に頑張っていただいたと思いますが、ＴＤＫだけでなく、以前から話の出ている農福連携など、地元企業で活躍できる場をどのように作るかは、非常に長い間議論されている課題だと思います。そこについては、どのように取り組んでいますか。

特別支援教育課長

農福連携については、特別支援学校で１０年以上前から連携を進めようと取り組んでおりますが、就労場所が自宅から遠く、学校からも実習に行きづらいなど、移動手段に困難さがあるため、就職に結び付かなかったケースが多くありました。今後、農福連携を進めていく上では、近年のリモートワークの技術もあるため、場所のバリアを越えた方法も探りながら、どのような連携が図れるかも一つの視点として、取り組んでいきたいと思っております。

小原正晃委員（分科員）

是非、同じような業種だけでなく、子供たちがいろいろと選べる環境にしてもらいたいと思ういます。就職はゴールではなく、人生のスタートだと思うため、子供たちが自分の居場所を――今でも、高校を出て就職した子供の、３年以内の離職率が非常に高くなっていると思います。特別支援学校の子供たちも、自分の環境や、いろいろなところと合わなくなっての選択だったり、本人の気持ちもあったりすると思います。よって、分母が多くなければ選べないと思うため、是非、自分の居場所を見つけるためにも、協力してもらえる企業の掘り起こしがすごく重要だと思います。あらゆる力を総動員して、取り組んでもらいたいとお願いして、一言いただいて終わります。

特別支援教育課長

おっしゃるとおり、特別支援学校を卒業して社会から孤立してしまうことは避けたいと思っております。先ほどお話ししました、短い時間でも社会とつながる就労や、あるいは福祉サービスと併用して、いろいろな自分を発揮できる活躍の場を作るなど、そうした意味での進路指導を、今後も続けていきたいと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ないようですので、次に保健体育課関係について質疑を行います。質疑ありませんか。

鶴田有司委員（分科員）

新規事業の学校防災力向上支援事業について、学校支援チームはどのような形で……。恐らく、募集をかけて何人かを集めて、そうしたチームを作るかと思いますが、その辺、詳しく教えてもらえますか。

保健体育課長

学校防災力向上支援事業は、まず国が進める事業があり、例えば２年前の能登半島地震のときに各都道府県から人員派遣し、本県からも何名か行っております。ただ、派遣者が研修を受けた上で行っているかというと、そうではありません。今後、県内外で災害があったとき、研修によって、ある程度の知識を持った方が指定避難所を運営したり、学びを継続したりすることで、学校の先生方には子供たちの学びを再開する、心のケアをするなどが期待されているため、そうしたことを支援していく事業となります。

鶴田有司委員（分科員）

そうすると、能登半島地震の例のように、県外で起きた場合に派遣されることもありますが、チームを作っておいて、ふだんは時々集まって訓練されるかもしれませんが、万が一何かあったときには、招集をかけて、そのチームで行くという形で考えていいですか。

保健体育課長

研修を終えた方――来年度は３０名を見込んでおり、毎年３０名とすると、年度ごとに人数が増加していきますが、そのリストを作り、その中から、災害が起きた時期での派遣が可能な方をピックアップし、災害のあった場所に行っていただく形となる予定です。

鶴田有司委員（分科員）

最近、自然環境も随分、変わってきて、いつ何が起きるか分からない状況もありますし、特に大地震は時々起こり得る状況が見受けられるため、是非、これは取り組んでいただきたいです。

この研修を受ける方は、今年は３０名ですが、これに限らず、地域単位や学校単位、子供たちなど、広がりが持てる形で行ってもらえればいいと、大いに期待していますが、その辺はどうでしょう。

保健体育課長

研修を受けた方には学校の防災リーダーとして、防災の大切さを学校に広めていただくことと、また、この研修の重要性をどんどん県内に広めていきながら、受講者が増えるようにもしていきたいと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

私も地元の町内で、去年は机上防災訓練――天候悪化により、会館内で地図を広げて行いましたが、大雨災害を想定し、どこに、どのような経路で逃げるかの訓練を行いました。先日は、消防署の方に来ていただき、非常事態の訓練を行いましたが、町内の総会よりも人が集まりました。町内には１５０世帯ほどありますが、総会には２０人ほどしか集まらないのに、防災訓練では三、四十人から四、五十人ぐらい集まり、正直言ってびっくりしました。やはり、最近は、そうした意識が非常に高まっていると思います。よって、そうした広がりも持たせていただくよう、お願いします。

島田薫委員（分科員）

関連で伺います。能登半島地震のお話が出ましたが、医師会でもＪＭＡＴを作り、私も一員として行っており、そうした経験は非常に生きています。もう一つは、このように派遣される方への研修は、毎年行っていく必要があり、医師会としても今、力を入れております。そうした中で、何か必要な物品なども出てくると思います。これに関しては、別の予算で組んでいるのか、あるいは、今後、必要なものがあれば予算化していくのか、その辺はいかがですか。

保健体育課長

心のケアや、学びを止めないための教員派遣を想

定しており、学びに関する物品であれば、調達についても今後、考えていかなければいけないとは思っております。

島田薫委員（分科員）

是非、行く際に必要なものがあれば、今後、整備していくことを考えていただきたいと思います。

それから、資料右下に、既に学校支援チームを立ち上げている自治体があるとの記載がありますが、秋田県としてもそうしたことを視野に入れて進めていくことでよろしいですか。

保健体育課長

来年度、大きな震災があった兵庫県、熊本県、宮城県などの先進地に、本県職員が視察に行き、どのような研修を行っているかを勉強してきて、本県の研修にも生かしたいと考えています。

小原正晃委員（分科員）

公立小学校等給食費保護者負担軽減事業について伺います。負担軽減の事業であることは分かりますが、実質無償化となる市町村は、２５市町村のうち何市町村になりますか。

保健体育課長

１月に、保健体育課で２５市町村に聞き取り調査を行うとともに、本課への問合せ等もありました。現段階では、２３市町村が５，２００円以外を負担すると把握しているため、二つの自治体では保護者から徴収するのではないかと、１月、２月頃の時点では、そのように我々は考えています。

小原正晃委員（分科員）

２つの市町村は言えますか。言えないですか。

保健体育課長

多分、報道等で流れることにより、各市町村への影響もあるかと思いますので、どうでしょうか。

小原正晃委員（分科員）

後でお願いします。

保健体育課長

後でであれば、お伝えしたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

国などでは実質無償化の話で進んでいます。事業名が負担軽減であるため、市町村によってはそうでないところもあるだろうと思ってでした。大きいところなど、予算的に厳しいところは、そのようになるかとは推測しますが。

次に、県内給食地場産物活用促進プロジェクトチームについて伺います。代表質問でもお話しをしましたが、答弁では、教育庁や農林水産部で連携して部局横断のプロジェクトチームを立ち上げるとのことでした。これは、どのように組織を作って、どのくらい行って、いつまでに結論を出していくのか、具体的なことを教えていただければと思います。

保健体育課長

プロジェクトチームの立ち上げについては、１月頃から話合いを進めており、農林水産部農業経済課などと連携をとって、今、進めています。資料記載のとおり、県からは教育庁と農林水産部、そして、運搬、輸送を考えて産業労働部等と市町村、ＪＡ、給食会等とで、年数回の委員会、協議会等を考えております。５年後の目標値、野菜１５品目で３５％――今は２２％ですが、その達成に向けて何ができるかの話合いを進め、実際に動いていきたいと思います。野菜が秋田県の課題であるため、野菜が上がることで全体の数字も間違いなく上がると踏んでいます。全力で向かっていきたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

長年お願いしていますが、金額ベースでも上げる考えで同時に進めるとのことで、よろしいですよね。確認させてください。

保健体育課長

指標の一つ、全国調査が金額ベースであります。野菜が上がれば、自然に金額ベースも上がると思いますので、そうした点も意識し、活用率が上がるよう取り組んでいきますが、教育委員会としては、あくまでも地場産物の活用率を上げて食育につなげる、教育的な視点を忘れずに取り組んでいきたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

もう一つ、今回の答弁で、カット野菜、冷凍野菜などの１次加工に取り組む事業者の掘り起こしを進めると知事が述べられました。しかし、民間事業者を掘り起こすだけでは、動かないと思います。私は、農林と連携してカット野菜の取組を進めれば重量が上がり、飛躍的に伸びていくとの話を、十数年言い続けていますが、ずっと進んでいません。課題をどう捉えて、どう進めるかは、この十数年、同じ議論の繰り返しだったと思います。せっかくこうした事業を進めるならば、是非、カット野菜を伸ばしてもらいたいと思いますし、それが今回、ここを伸ばすための決定的な一打になるのではないかと思います。そこはどう考えますか。

保健体育課長

各調理場では、野菜の形がそろっていなければ加工ができない状況もあります。我々、現時点で、どこにカット野菜を加工できる工場があるかは分かりませんが、農林水産部と連携し、できる範囲で進めていきたいと思います。流通の問題も、我々、専門でないため、そうした部分にもどんどん踏み込んで――地場産物は県内産という意味であるため、県内で野菜が流通する形を作れないか、作るためにはどうするかを模索していきたいと考えています。

小原正晃委員（分科員）

先ほど、課長の答弁にあったように、作る現場で

一からでは非常に難しく、だからこそのカット野菜ですし、カット野菜のほうが値段も上がるし、農家も出しやすいし、保存も利くため、全てウィン・ウィンになるはずです。県内には、十数年前から大館のカット野菜の工場がありますし、ほかにもいくつかあります。さらに今、こうしたことに取り組みたいと思っている農業法人がたくさんあると聞いているため、そうしたところとも連携して……。コロンブスの卵ではないですが、農家の人たちは、買ってくれる約束があれば作れますが、約束がなければ、なかなか参入できません。何割かを給食に使ってもらえるのであれば、作ってみようとなるため、そのスタートを、このプロジェクトチームで作っていただきたいとお願いします。ここは一言頂きたいです。

保健体育課長

小原委員おっしゃるとおり、カット野菜を加工したい会社があるかなどの情報も集めるとともに、生産者や献立を立てる栄養教諭、流通の方々などの、いろいろな意見をマッチングさせて、うまく回る形を是非、作っていきたいと考えています。

小原正晃委員（分科員）

男鹿市のモデルを全県に展開していくとの話ですが、すごくいいと思っています。今後、男鹿市から他市町村に、どのように波及させていくのか、具体的な見込みを教えてください。

保健体育課長

今年度と来年度、男鹿市をモデル地域にしておりますが、協議会を重ねていくうちに課題が明確になっております。男鹿では野菜の生産が、なかなかありませんが、道の駅のつながりで、オガーレに野菜を運んでくることが今、できそうであると――道の駅については小原委員も詳しいと思いますが、そうしたつながりで、流通できることも分かってきております。そのような好事例やネットワークを紹介し、全県に広めていくことで地道に上がっていくかと思います。それと並行して、プロジェクトチームも進めていきたいと考えています。

小原正晃委員（分科員）

秋田型部活動未来創出支援事業について伺います。中学校運動部活動地域展開推進事業に関して、２５市町村中、僅か１１市町村の実施にとどまっていますが、進まない理由を教えてください。

保健体育課長

国の事業を活用するのが１１市町村で、独自で進めているところもありますし、あまり進んでいないところもあります。進んでいる市町村の傾向としては、キーマンになる市教育委員会の方の存在や、マンパワーがあるところです。そうした方を育てていくことも大事ですが、人が替わっても動く組織づくりも必要かと思います。これについても、うまく進んでいる羽後町等の事例を横展開し、どうすれば進めるのかを広めていきたいと考えています。

小原正晃委員（分科員）

正直、数年間実施して、進まない市町村が結構あると思いますが、市町村側の理由は把握されていますか。

保健体育課長

まずは、様子見をしていた３年間だったという市町村もあります。ただ、今年度に入り、例えば男鹿南秋地区では、隣の町や市と連携しながら進めていく動きも出てきており、いよいよ自分事として捉えるようになってきました。ただ、動けば動くほど、指導者や受皿などの課題が出てきて、自治体が主になって動かなければいけないことも自覚してきてくれたように感じています。

小原正晃委員（分科員）

私もある程度、課題や、進んでいない市町村の理由も聞いており、なかなか難しいと思っています。ただ、学校の先生の多忙化を防ぐことや、根本的な人手不足への取組、さらに子供たちの質の向上までつなげるとすると、クリアしなければならないことは、まだたくさんありますし、課長のおっしゃった人材などの点も、非常に問題あると思います。しかし、これはある程度、全体的に進めていかなければいけないことであり、少しずつ動いてきてはいますが、市町村ごとの差がすごくあると思っています。県としては、差があまり生じないようにすることや、特に町村だけでは取り組めない事例――子供たちがいなくなって部活動すらままならない地域も出てきているため、そうした差を、まずは埋めなければいけないと思います。先ほど、羽後町の話が出ましたが、どの程度進んでいるのか、今後どうしていくのか、教えてください。

保健体育課長

市町村によって進捗状況に差が出ているのは大きな課題ではありますが、例えば上小阿仁村であれば北秋田市との、藤里町であれば能代市との横のつながりも出来始めております。既に、町や村だけではチームができないため、必然的に連携していくしかない状況です。そうしたことに対して、こちらからも積極的に連携できる形を呼びかけていきたいと考えています。

小原正晃委員（分科員）

次に、高校運動部活動指導員配置事業についてです。３９名の指導員を配置予定とのことですが、一方で教職員の定員もかなり減っています。先生方の時間外勤務が軽減されるかなど、具体的に教えてください。

保健体育課長

高校の部活動指導員の配置については、県の単独

事業として新たに行いますが、希望のあった３９校に１名ずつ配置します。中学校の部活動指導員と大きく異なる点としては、教員の働き方改革を目的とするか、競技力向上を目的とするか、その両方とするか、各学校にある程度、選んでもらおうと考えております。働き方改革を選んだ場合は、先生１人当たり――１人ですが、年間２１０時間程度、部活動の指導時間が削減されると考えています。

小原正晃委員（分科員）

この３９名は、どのような方を採用するのですか。

保健体育課長

基本的には、手挙げをした高校で指導員を探していただくことになります。県の会計年度任用職員になるため、現在、部活動の外部指導者を行っている方や若いＯＢ、そして教員を退職された専門性のある方などを厳しく見ていただいた上で、採用にこぎ着けたいと考えています。

小原正晃委員（分科員）

高校の指導員――中学校の指導員もですが、ただ増やすのではなく、学校現場とのスムーズな連携や、子供たちの成長に責任を持てる指導員の質の担保も重要だと思います。そこはどのように構築していくつもりですか。

保健体育課長

それに関しては、そのような信用できる人材を採用していくことも大事ですが、県や学校での研修を重ねていくこと、そして学校の管理職から、きめ細かい指導をしていくことも、大切になってくるかと感じています。

小原正晃委員（分科員）

ここは、いろいろな点で非常に重要になってくると思っています。私の地元の中学校の部活も移行していますが、今までは学校の先生だったため、生徒の授業や態度などを見て全て分かっていたものが、そうでない人が来た場合に、出場など、いろいろな公平性が担保されるかや、平日と土日の担当によって教え方に差が出るなど、様々な課題があると聞いています。教員免許を持っていない人たちが先生と同等の権限を持って指導していくことに対し、質の担保に関する不安を持っている保護者もいます。そこをしっかりと線引きし、役割を差配してもらわなければ、進まないと思いますが、そこはどうですか。

保健体育課長

学校側での人選の際に、校長等の面談も経て、教員に代わるにふさわしい人材を採用していくとともに、研修を重ねて資質向上を図っていきたいと思います。また、教員に代わって行ったり来たりする可能性もあるため、担当教員との情報共有をしっかり行うことも指導していきたいと考えています。

小原正晃委員（分科員）

部活動躍進プロジェクト事業の、高校野球の強化について伺います。４３０万円の事業ですが、この規模で何を行い、どのように変えていきたいと思っているのか、お知らせいただければと思います。

保健体育課長

高校野球の事業も結構、長くなってきましたが、まずは例年行っているように、県外からアドバイザーに来ていただきます。春は、春季大会ベスト８以上の高校に巡回指導していただいています。甲子園出場チームに対しては、甲子園入りしてからの練習への帯同や、対戦相手の分析等も行っていただき、アドバイスを頂いています。秋には、講習会や講演会の開催や、全学校への指導などを行っています。

また、来年度は、新たに指導の仕方という意味で、モデルの学校において、例えば守備の指導を、指導者に見てもらうことも考えています。

小原正晃委員（分科員）

これは所管でも聞くかもしれませんが、今後、こうした部活の支援事業を行って強化するのであれば、総合的な集約や、以前の拠点校の話まで進めていかなければ、しっくりこないというか、効果が出ないと思います。いろいろと新しい事業に取り組んで前に進めようとしていただいているため、是非、子供たちが安心して、秋田に残って部活をできる環境づくりに取り組んでもらえればと思います。

渡部英治委員（分科員）

中学校運動部活動地域展開推進事業について、先ほど、１１市町村で実施するが、独自で行っているところもあるとの話がありました。状況によっては、さらに加わる可能生があるのか、この地域展開には入らないと決めている市町村もあるのか、その辺の実態はどうなっていますか。各市町村が移行する方針で進んでいるのか、確認したいです。

保健体育課長

２５市町村全てで協議会が設置されているため、進めることを前提に、話合いが進められております。

渡部英治委員（分科員）

その上で確認しますが、部活動には、いろいろな種目があります。地域によってはスポーツ少年団があるなど、種目によって、その地域での特色がありますが、競技関係の連盟とは、進める段階で市町村とどのように連携しているか、その辺は把握していますか。

保健体育課長

先ほど例に出した羽後町では、キーマンの方が市教委にいますが、そこから各競技団体と――例えば羽後町はハンドボールが盛んですが、ハンドボール協会が主導して週末の練習を進めています。また、秋田市でも、陸上に関しては、市教委というよりも陸上協会が進めています。

市町村教委と競技団体とが連携して進めるのが、理想的な形だと考えています。

渡部英治委員（分科員）

課長が言ったことに尽きるかもしれませんが、各地域によって、種目がすごく盛んなところや、指導者が長年継続して行っているところなど、温度差があります。いずれ、２５市町村が同じ方向で進むことについては確認をとっているため、独自の市町村は独自でいいですが、少なくともこの１１市町村の状況が出そろう形を、ある程度、見定めて進めていかなければならないと思いますが、その辺はどうですか。

保健体育課長

国事業を活用しながら進めていけば、予算的にも――今は補助事業であり、３分の１が国から来るため、いいかと思いますが、国の事業がなくなった場合の想定もしているのか、あるいは、膨大な資料を提出することを負担に感じているのか、いずれ各市町村の考えも尊重しながら、この事業を活用することの意味や有効性も伝えていければと考えています。

渡部英治委員（分科員）

そうした努力をしてほしいと思います。

先ほど、小原委員も触れていた、部活動躍進プロジェクト事業について、２つの事業がありますが、４３４万７,０００円の内訳は分かりますか。トータルで金額が出ていると思いますが。

保健体育課長

①運動部活動活力アップ事業については１７６万２,０００円、②高校野球強化、魅力アップ支援事業については２５８万５,０００円となりますが、さらに細かくということでしょうか。

渡部英治委員（分科員）

いいです、分かりました。

活力アップ事業と魅力アップ支援事業は、非常に大事な事業です。スポーツ立県秋田を目指すに当たって、部活動に魅力と活力がなければ……。

限られた財源ですので、未来創出支援事業の目的から考えると――野球については、ベスト８の高校や甲子園出場校への指導の話があり、まず分かりますが、ほかの部活はいろいろな種目があるわけです。活力アップとして、指導者サミット、若手指導者研修など、いろいろな事業を行わなければならないのは分かりますが、予算的には、もう少し、特化してもいい気がします。その辺、吟味はしていると思いますが、お聞かせください。

保健体育課長

高校スポーツ等の強化については、教育委員会はもちろん、県スポーツ振興課やスポーツ協会とも連携しながら行っており、各競技団体の補助金等で強化事業も行っています。その辺は横のつながりを大事にしながら、全体の底上げを考えております。

渡部英治委員（分科員）

この間のバレーは別ですが、最近、いろいろな種目で全国大会での１回戦負けが出ており、残念です。スポーツは県民に勇気や感動を与えるものであり、これから、大事なサッカースタジアムの問題などもありますが、底上げする努力をしてほしいとお願いして終わります。

鶴田有司委員（分科員）

運動部活動指導員の配置事業について、先ほど、中学校はどちらかというと、負担軽減として実施するとの説明がありました。高校は、負担軽減の部分と競技力向上の部分があるとのことですが、これは、知事が是非、実施しようということで予算が付いたと聞いており、よくやってくれたと思っています。

３９校への配置――１校に１人だと思いますが、負担軽減と競技力向上とで、大体、どのような割合になりますか。既にある程度、見通しが立っているでしょうか。

保健体育課長

昨年１０月に調査を行い、配置を希望するか、配置する場合には、どの部活動に配置するかを聞いて把握はしていますが、このたびの人事異動等により指導者が転勤することも考えられます。今、聞き取りはしておりますが、実際に決まるのは４月以降になると思われます。ただ、ざっと見ると、半分半分ぐらいになるのではないかと予想しています。

鶴田有司委員（分科員）

負担軽減だからといって、どなたでもいいというわけにはいかないと思います。特に、競技力向上になると、それなりの経験をしているか、資質が非常に高いと課長が判断するか分かりませんが、ある程度、見定めて行っているものと思います。その辺、どのような観点で、この３９人を選定する予定でしょうか。

保健体育課長

競技力向上に関しては、指導者がいる部活動への、もう一人のコーチとしての配置も想定しております。また、働き方改革――専門性のない顧問が付いている部活動への、専門性のある方の配置に関しては、例えば地元に人脈がない場合、保健体育課の指導者登録システムに２４１名が登録されているため、そうしたところから紹介したり、マッチングしたりすることも考えております。

鶴田有司委員（分科員）

渡部委員からも話がありましたが、雄物川高校のバレー部、監督が替わったにもかかわらず、よく春高で３位になってくれたと感激しています。誰でもそう考えると思いますが、せっかくの競技力向上なので、いつも初戦敗退というわけにもいきませんか

ら、ある程度、高めていかなければならないと思っています。その辺をしっかりと見定めて行っていただきたいです。

もう一つは、この間、バレー部の指導の在り方についての話がありましたが、その辺の指導も、ある程度、しっかり行うとよいのではないかと思います。また、管理も重要だと思いますが、その前に、その人の資質の問題や、運動に関する能力的なもの、そして指導に関するモラルの問題もあると思います。その辺についても、しっかりと指導を施してもらえればいいと思いますが、どうですか。

保健体育課長

県スポーツ協会会長でもある鶴田委員からのお話ですので、モラルというか、スポーツ指導者として、今の時代にふさわしい指導者になってもらうための研修を充実させてまいりたいと思います。採用の際も、面接等を通して、本当にこの方でいいのかは学校にも問いながら進めてまいりたいと思います。

鶴田有司委員（分科員）

是非、お願いします。高校野球協会については、継続していただきありがとうございました。

小原正晃委員（分科員）

スキー大会開催事業についてです。最近、記録的な少雪や、直前での異常気象――昨年から今年にかけて横手は少なかったですが、県北はすごく降るなど、気象がすごく変わってきて、スキー場も苦労しているとの話を聞いています。今回、鹿角地域で本事業を行うに当たって、人工降雪機の稼働や、他地域からの雪の確保などについて、どのように考えているのかお知らせください。

保健体育課長

現時点では細かいところまで分かりませんが、インターハイ開催に向け、協議会を立ち上げて会議を重ねていきます。万が一、雪が足りない場合はどうするのかについては、専門的な方々から知恵をお借りして、進めていきたいと考えています。

小原正晃委員（分科員）

今回の全国大会など、いろいろな事業を鹿角地域で行うのであれば、この機会に国から支援いただき、降雪機なども導入して、しっかりと準備していったほうがいいのではないかと思います。県の一般財源で行うよりも、国の事業を行うタイミングで要請していくほうが、非常に理にかなうと思いますが、そこはどうですか。

保健体育課長

今、お話がありました降雪機等についても、実行委員会で話題にしながら、必要であれば国に要求していくことも検討したいと思います。

小原正晃委員（分科員）

こうした事業を行う間に、いろいろなものを準備しておくべきだと思いますし、この大会をしっかり行うためのバックアップにもなると思います。是非、いいタイミングで必要なものを、県費でなく国費で導入できる形をとってもらいたいと、お願いしておきます。

もう一つ、県立高等学校地域留学伴走事業における鹿角高校との連携も、同じ地区で、スキー関係であることから、視野に入れて進んでいるのか――盛り上げていくために、何か連携して行っていく計画はありますか。

高校教育課長

このインターハイは来年度の事業であるため、具体的にどこまでできるかという部分はありますが、鹿角市からは、地域外からスキー部や陸上部などに入部した生徒に対する下宿費用の補助等も行っていただいており、既に連携も深まっております。こうしたイベント等も一つの契機として、盛り上げていければと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、教育委員会関係の当初予算関係の議案に関する質疑を終了します。

審査の途中ですが、暫時休憩します。

再開は午後３時５分とします。

午後２時５３分　休憩

午後３時　４分　再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説 明 者

休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

教育委員会関係の請願に関する審査を行います。

請願一覧表により、継続審査となっている請願について審査を行います。

しおりの１５番、請願一覧表の２０ページをお開きください。

請願第１７号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、２０２６年度政府予算に係る意見書採択について」を議題とします。

現況に変化はありませんか。

義務教育課長

【請願一覧表により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

請願第１７号について御質問等ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、教育委員会関係の請願に関する審査を終了します。

次に、教育委員会関係の陳情に関する審査を行います。

陳情一覧表により、審査を行います。

しおりの１６番、陳情一覧表の１０ページをお開きください。

陳情第１１－１号「私立学校（私立高等学校、私立幼稚園）への助成強化並びに建学の精神に基づく特色ある教育の促進について」を議題とします。

御質問等ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、教育委員会関係の陳情に関する審査を終了します。

次に、教育委員会関係の所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

総務課長

【共通資料３「秋田県総合計画 ～ 秋田再興への第一歩 ～ （案）」により説明】

総務課施設整備室長

【共通資料１「第２期あきた公共施設等総合管理計画（案）」により説明】

生涯学習課長

【提出資料「県立社会教育施設の再編等に向けた基本的な方針（案）概要」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する質疑を行います。

質疑は各課室一括して行います。質疑ございませんか。

小原正晃委員（分科員）

最初に、幼保推進課が知事部局に移管されたことが議案審査の際に話題になりましたので、私から一言申し上げます。

現場の子供たちにとって、学びの一貫性、連続性が途切れないことは重要だと思います。今回、教育庁から離れることにより、これまで培ってきた幼児教育の専門性や、幼小の連携が希薄にならないように、しっかり見ていただきたいと思いますが、コメントを頂ければと思います。

幼保推進課長

今の幼保推進課は、こども支援課に行くことになっています。幼保推進課指導チームには指導主事の教員がおりますが、そちらの教員も知事部局に行きます。指導主事の身分ではなくなりますが、幼児教育の専門的な知見のある先生方がそのまま行くことになっており、幼保小の接続の部分は、知事部局への移管後も義務教育課と連携しながら、今までの取組が後退するというよりは、さらに進んでいくように取り組んでいきますので、今後も頑張っていきたいと思っています。

小原正晃委員（分科員）

是非、お願いします。

別の組織の話に移ってもいいですか。

委員長（会長）

関連の質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

小原正晃委員（分科員）

文化保護に関する組織についてです。お祭りに関して、支援を含め、いろいろなことを行ってほしいと、ずっと話をしていますが、なかなか……。国指定に係る対応や保存など、守る部分は教育庁は得意で、国との連携も今までのように、すごく必要でいいことだと思いますが、一方で、例えば民間の財団の支援などへの応募は総務部で行っていますし、観光分野での地域連携や市町村との連携は、他部局で行っています。

この課で行っている守りの部分は、非常にいいと思いますが、１８の重要無形文化財があることが秋田の売りどころである点からすると、正直、予算もなかなか付かない状況で、この課だけで本当にできるのかと思います。守ることはいいです。ただ、攻めの部分は、非常に弱いのではないかと思うため、連携をより強化したり、攻める部分を他部局に渡したりするなど、何か話し合ったほうが、秋田全体のためによいのではないかと思います。ここはどう考えますか。

教育長

民俗文化財もそうですし、世界遺産もそうですが、保存と継承は我々に与えられた使命であり、そこに関しては十分も行っていかなければならないと考えています。ただ、それだけでは済まず、観光などへの活用も当然、必要です。その際の観光分野や市町村などとの分担が――お互い、どこでどれを行えばいいのかとなり、我々はなかなか観光までは手が出ないためお願いしても、あちらはあちらで制限もあるなど、なかなか難しいです。

委員おっしゃったように、どのような形でも連携して前に進めていくことは大事だと思いますが、そうした仕組みがまだ弱いと思います。確かに、守りの部分が多く、攻めの部分は少ないかと思っている

ため、他部局ともその辺を話しながら……。主導権は、なかなか握れず、少しやりにくいですが、話題にはしていきたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

この十数年、お祭りの話をしてきていて、ジレンマを抱えてはいますが、よく取り組んでいただいていると思います。室長にはいろいろ行っていただき、鳥海山北麓獅子舞番楽も指定されるなど、守りの分野も増やしてもらっております。できれば、横手のかまくらも入れてもらえれば――隣に、六郷のカマクラもあるためとの話も聞いたことがありますが、今後も期待しています。

秋田のこうした文化は、なかなかほかの地域にないものが多いため、日本一を断トツでとってもらい、守りの部分をこれからも強化してもらいたいです。一方で、先ほど教育長からもあったように、今後、秋田の売りとしていく攻めの部分も連携していかなければ、守りの部分に一番の売りがあることになってしまうため、もう一工夫必要ではないかと思います。支援の在り方や、市町村との連携の在り方も、守りの部分とは切り離して必要だと思うため、是非、来年度、検討していただきたいとお願いします。

生涯学習課文化財保護室長

委員御指摘のとおり、重要無形民俗文化財や世界遺産などをどのように知らしめていくか、あるいは、それを活用してどのように盛り上げていくかに関しては、非常に弱い部分があります。例えば、世界文化遺産、縄文遺跡群については守る立場ではありますが、関連分野である観光や交通政策など――県で言えば建設部や観光文化スポーツ部などでも様々な見方があります。

現在、県、北秋田市、鹿角市の関連部局を含めた連絡会議を行っており、我々が行ってほしい施策や協力してほしい施策をざっくばらんに話し合い、「こうした形であれば協力できる」、「こうした部分であれば協業できるのではないか」など、お互いの施策の状況や気持ちを理解、共有して進めていく体制を作りながら今、取り組んでおります。様々な文化財の類型についても同様の考え方で、協議を行い、いろいろなことを共有して施策を進めていくなど、横のつながりを深めていくことに留意して、取り組んでいきたいと思います。

鶴田有司委員（分科員）

社会人特別選考で、３人のスポーツアスリートを採用したことについてです。これは、以前はありましたが、しばらくなかったように思います。この選抜方法を取り入れた理由について、お聞かせいただければと思います。

高校教育課長

社会人特別選考――高等学校の保健体育の教諭の採用については、平成２０年度から平成３０年度にかけて採用試験を実施しており、１１年間で６名を採用しました。需給のバランスといいますか、教員配置の問題や、競技バランスも見て、年度ごとに採用試験を実施するか否かを判断しております。昨年度の教員採用試験において、県内のバランスを見たときに、採用を強化しなければならないと考え、実施したものです。

鶴田有司委員（分科員）

そうすると、競技力向上とは違う観点のものですか。

高校教育課長

本採用については、競技力のある者を採用することで、県内の競技力向上につなげていきたいと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

そうすると、今後はどのような計画になっていますか。バランスを考えて、実施の有無を決めることになるのですか。

高校教育課長

来年度実施の採用試験においても、社会人特別選考を実施する予定としております。

鶴田有司委員（分科員）

スポーツが全てではないかもしれませんが、求められるケースは結構、多いように思います。また、他県に随分、流出している――入ってくる方も多いですが、指導者を求めて子供たちが選択するケースがあるようです。受験の在り方についても今、いろいろと協議していただいていますが、こうしたこともあるようなので、競技力向上も考えながら採用に向かっていただければと思います。その辺、どのように考えているか、お聞かせください。

高校教育課長

今の委員の御指摘にもありましたとおり、スポーツだけでなく、文化活動も頑張りたい、勉強を頑張りたいなど、それぞれの生徒のニーズは多様にあると思います。その中で、スポーツを頑張りたいと思った生徒たちが秋田で力を発揮できる環境を整備していくことは、非常に重要だと考えております。そうした意味で、指導者の確保は続けていきたいと思います。

鶴田有司委員（分科員）

特色ある学校づくりの観点における、一つの大きな要素だと思っていますので、その辺、十分に配慮をお願いしたいと思います。

もう一点、横手の西地区３校統合について伺います。来年度、新しい学校づくりの方向性を決めると聞いていますが、具体的にどのような方向になるでしょうか。

高校教育課長

現在、学校において基本構想策定に向けた会議を進めております。年末に、こちらにも報告をもらって、それをフィードバックしながら、実現可能かつ特色を出していける案で今、検討を進めております。しかるべきタイミングで、議会でも説明させていただきたいと思います。

鶴田有司委員（分科員）

昨年の質問の際も話しましたが、マンガ学科について伺います。マンガ学科だからといって漫画家がそのままそっくり育つわけではないですし、漫画やデザインがいいからといって漫画家になれるものではないと、もちろん思っていますが、アニメーターやキャラクターデザイナーなどの人材不足の話も聞いていますし、地元のまんが美術館からも、そうした職種の方も求められる要素の一つにあると聞いています。地元の素材もこれから生かすとの話もされているため、名称がマンガ学科かどうかは別にして、そうした方向性も是非、取り入れて考えてもらいたいと思いますが、その辺どうでしょう。

高校教育課長

先ほど、学校に設置された委員会で基本構想を検討していると説明しましたが、その委員会でも、漫画やスポーツ等、地域資源をフル活用した形での、総合学科内の様々な系列の設定について検討しています。今後、まんが美術館とも話をしながら具体を詰めていくとも聞いております。今の委員の御指摘も踏まえながら検討していきたいと思います。

鶴田有司委員（分科員）

統合校には雄物川高校が入っているため、当然、バレーボールも要素に入ります。もちろん、それも重要ですので、生かしていかなければなりませんが、是非、私が先ほどお話しした件も要素として十分取り入れて、新しい学校づくりに進んでいただければと思います。よろしくお願いします。

渡部英治委員（分科員）

議案審査で、秋田型部活動未来創出支援事業がありました。提出資料に「中・高等学校における部活動の指導の充実と教員の負担軽減」、「秋田で競技を続けたいと思える持続可能なスポーツ環境の整備を図る」とありますが、この関連で伺います。

最近、高校の連合チームがありますね――単独ではできないと。一方で、中学校の場合は合同チームが認められて活動しています。それぞれの規定がありますが、これは高校や中学校、保健体育課で管理していますか。

保健体育課長

それぞれ、中体連や高体連で、高校野球に関しては高野連で規定を定めております。

渡部英治委員（分科員）

知事との対話で出てきたのか、保護者会から知事に手紙を送ったか分かりませんが、切実な問題があります。現在、十文字中学校と増田中学校では、部員が９人いないため、合同チームを作って活動していますが、令和８年度になり新１年生が入ると、片方が９人以上になりそうな状況にあります。そうしたときに――これは学校に相談したか分かりませんが、その状態では合同チームは組めないとのことで、どうしようかと、両方の保護者の間で話して……。例えば、クラブチームで参加すると中体連などの問題も出てくるため、それをクリアできるのか、また、途中での転校や退部などもあり得ます。そうした場合に、１年間を通じて柔軟な対応をとれないかという趣旨の要望ですが、駄目だとのことでした。その辺について、状況は把握していますか。

保健体育課長

お話があった件は、知事への手紙が保健体育課にも来ていましたので、状況は把握しています。

中体連の規定で、原則、人数を満たした場合は単独チームで行うルールがあります。私たちが聞いたところによると、十文字も増田も、新１年生が入ると９人ずつになると聞いていましたが、普通に考えると、野球の場合、１人欠けると没収試合になるため、９人ずつで戦うことがどうなのかということも関係してくると思います。

県中体連の規定ですが、柔軟に対応するようにとの時代の流れもあるため、中体連に問い合わせました。県中体連から横手地区中体連に、柔軟な対応を考えるよう、声かけを行っているはずであるため、対応を今、検討しているものと思っています。

渡部英治委員（分科員）

非常にいい答えが来たと思っています。やはり、大切なのは、柔軟な形で、とにかくプレーできることだと思います。確かに一つの目安はあるわけですが、途中で駄目になったり、９人で試合をすれば、誰かがけがをすると没収試合となる心配もあります。是非、そうしたことを再度、柔軟に対応できるよう、もう一歩、後押ししてください。

保健体育課長

中体連等にまた働きかけてまいります。

高橋健委員（分科員）

施設整備関係で２件、所管で伺います。

秋田県全体に関する話ですが、地元の湯沢高校を例に出します。湯沢高校の校舎の新築については、ここでもいろいろと議論がありますが、それとは違った観点で、地元の方から１件、２件ではなく、結構な割合で相談を受ける案件が一つあります。それは子供の送迎問題です。湯沢高校の立地上、学校までの通学路がすごく狭く、クマの出没等の関係で保護者が子供たちを送迎するときに、道路の擦れ違いもそうですが、非常に危険で、地域の皆さんも困っ

ているそうです。これに関して、学校が思っていることと保護者が思っていることとが、物すごく、ちぐはぐで、保護者としては困っているとの相談を受けました。

現状を言いますと、湯沢高校の保護者は送迎の際、例えば、コンビニの駐車場を勝手に使って待っているとのことで、これはコンビニも困るのです。そのほか、高校に入っていくにしてもスペースがないため近所の民家の前に車を止めた結果、その民家の人が車を出せなくなるなど、いろいろな問題が生じているようです。

どこまで言っていいかは分かりませんが、学校運営協議会のメンバーの方が新しく入った際にその話をしたところ、学校側はそれを分かっていなかったとのことでした。よって、そうした状況を県教委で把握されているのか、教えてください。

総務課施設整備室長

現在、どこで乗車、降車をしているかまでは、我々も実態としては把握していないのが実情です。ただ、道路もそうですが、学校の正面も、車の乗り降りができないほど狭いことは、重々承知しています。

今の改築では、もともとの特別教室棟を前面に持ってくる計画をなくして、できるだけ校舎の正面を広くすることで考えていますが、まだ完成していないため、その間の問題、暫時の対応については、学校とも確認をする必要があるかと思っています。

高橋健委員（分科員）

是非、これを簡単な問題ではなく捉えていただきたいのが、保護者同士のいざこざにもつながるそうです。そうすると、子供たちにも関係してくるなど、思っている以上に根が深い問題です。何件かあったため、高校に任せるだけではなく、県教委側からの提案も含め、施設整備の観点から子供たちの安全を、それこそ「こどもまんなか」の考えで、送迎も含めた学校の施設整備を考えていただくよう、お願いします。

もう一点、地元の支援学校を例に挙げますが、学校全体に関する話で、ウォシュレットについてです。今、県立学校でウォシュレットの整備状況は、ほぼゼロと考えてよろしいですか。

総務課施設整備室長

洋式トイレについて改修がされていることは、こちらでも把握しておりますが、ウォシュレットが何％くらい付いているかは、現状では手持ちはございません。

高橋健委員（分科員）

新設や設備更新をしたところにはウォシュレットが付くと思います。付いている学校もあるそうですが、稲川支援学校には付いていません。

何が言いたいかというと、障害を持っている子供たちは、自分でトイレに行けても、なかなかうまく処理をできない子がおり、その場合、現場の先生やスタッフがお手伝いをするそうです。その時間が非常に負担になっているといいますか……。家庭では、ほぼウォシュレットが付いているそうです。学校でもそのとおりに行いたいが、できない子供たちもいたり、それで我慢する子もいたり、我慢できず粗相してしまい、教員が片づけに時間や労力を非常にとられるそうです。また、子供たちがそうした粗相をしてしまったことを先生たちが知らないまま、帰宅することもあるそうです。誰が悪いかというと、誰も悪くないのです、多分。先生たちも愛を持って子供たちに接してくれているので、わざと見過ごすようなことは、ないと思います。そうした意味で、学校全てにウォシュレットというと、相当、負担もあると思いますが、学校に１つぐらいは、ウォシュレットを整備してもよいのではないかと思います。どのように思われますか。

総務課施設整備室長

委員おっしゃられたとおり、新設の学校であれば、全てではないですが、何か所かには付いている実態はあります。既存の学校の状況について、私も今、詳細を把握していないため、確認をしながら、対応を考えていきたいと思います。

高橋健委員（分科員）

是非、予算やスケジュール感もそうですが、これは状況を把握していただいて――これは絶対に、あったほうがいいと思います。支援学校だけでなく、普通の学校でも私はあり得ると思います。例えば、お尻に難がある子供もいないわけではないと思うため、体調管理も含め、各県立学校に、せめて１つぐらいは整備を進める方向性で進んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

小原正晃委員（分科員）

教員人事評価の処遇への反映――管理職のマネジメント評価などがあると聞いていますが、詳細な内容について伺います。

総務課長

管理職の給与反映の処遇については、今、庁内で検討しているところです。今年度、要綱や調査シートの設定等を見直しながら、現在、作業を進めております。

小原正晃委員（分科員）

管理職だけでなく、一般教員の人事評価の処遇についても話し合われていると聞いていますが、そうなのですか。

総務課長

今のところ、まず、学校管理職に導入し、その後、全教職員に導入するスケジュールで考えております。

小原正晃委員（分科員）

先生方からすると、モチベーション向上の側面がある一方、教員同士の過度な競争や、職場の分断を招きかねない、もろ刃の剣との話も聞いています。教員の多忙化が常態化し、成り手不足が深刻な中で、この制度が今後、教員を苦しめたり、離職を招いたりと、本末転倒なことにならないように制度設計してもらいたい、むしろ、魅力的な職場だと感じられる前向きな制度として、過度な競争を防ぎつつ運営してもらいたいと言われていますが、これについてお話しいただきたいと思います。

総務課長

現在でも教員の人事評価は既に導入済みですが、それを給与反映する方向性で今、動いています。

昨今、教員の働き方改革など、いろいろな面で進めていかなければならないことが多いため、関係機関とよく調整をとりながら、進めていきたいと考えています。

小原正晃委員（分科員）

あと、管理職の点についても１点伺います。管理職の評価については、今、県庁で導入しているマネジメント評価を含め、明確に導入していく必要があるのではないかとの話も聞いています。評価の客観性と信頼性を確保して、管理職のマネジメント能力を担保する施策にしてほしいと思いますが、そこについてお話しいただければと思います。

総務課長

人事評価については、いわゆる双方向の評価も重要だと思いますので、その辺も考慮に入れながら、制度設計を進めてまいりたいと考えております。

小原正晃委員（分科員）

次に移ります。この間の補正予算案や、今回の保健体育課の学校防災力向上支援事業も含め、防災の観点でお聞きします。補正予算案の審査の際、大館少年自然の家の災害復旧工事に関連して、県有施設の危険箇所を再点検してほしいと、施設整備室長にお話ししました。前回の質疑では、点検するとおっしゃっていただいたと思いますが、これは、行っていくとのことでいいですよね。確認させてください。

総務課施設整備室長

災害があった際に学校を避難所として使用するための学校施設の利用計画――具体的にどの部屋に避難していただくかの計画を、今、各県立学校に策定していただいております。その際、各学校の周辺に及ぶ危険箇所――例えば急傾斜地域や、河川の氾濫地域などの情報がないかを、その計画に盛り込み、状況を確認をしておいてくださいということで、策定いただいております。それをまず確認した上で、学校周辺にどのような危険があるかを集約し、実際に災害が起こりそうなときに、各学校で、その危険箇所の現状を現地確認する作業の段階で、確認していこうと思っております。

小原正晃委員（分科員）

学校や先生に全て任せるのではなく――例えば大館少年自然の家でも、通っている先生方も含め、見ていても分からず、崩れているのではないですか。山の上にある学校や危険箇所において、子供たちの安全を守るためには、ただの目視や確認ではなく……。教育委員会として安全を守るという、根本的なところから考えると、確認する必要はあるのではないですか。

総務課施設整備室長

学校には事務室があり、自然の家などの教育機関にも総務担当がおります。そうしたところと連携しながら、委員おっしゃられたように、我々も状況を確認することと併せて対応してまいりたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

高校などは結構、山や小高い場所にあることも多く、クマや安全面の問題など、いろいろな心配があります。皆さんもそうだと思いますが、我々、保護者としても県民としても、宝物の子供たちが安心して学校に通える環境を作りたい、作ってほしいと思っています。大館少年自然の家の道も、誰も壊れると思っていなかったはずですから、こうしたところはもう一度、再点検する必要があると思います。点検しても、し切れないと言われるかもしれないですが、あのようなことになったのであれば、子供たちの命を守るため、細心の注意を払って頑張ってもらいたいとお願いして、一言もらいたいと思います。

総務施設整備室長

例に出していただいた大館少年自然の家に関しては、確かに山のエリアで、上る途中の急傾斜がかなりある箇所であり、かつ、大雨の影響で水の流れが異常に出ました。そうした可能性があるところを、一つ一つ潰していく必要はあると思いますので、検討は引き続き行ってまいります。

小原正晃委員（分科員）

よろしくお願いします。

次、別の話題に移っていいですか。

委員長（会長）

はい。

小原正晃委員（分科員）

代表質問を踏まえた再質問になりますが、県立大学の無償化案についてです。知事部局の管轄であることは重々承知していますが、都立大学や大阪府立、神戸など、都会の無償化による強力な引力というか、そうしたところに対抗するためには、高校側の進路指導においても、秋田の大学を選ぶ強い動機づけが必要だと思います。高校段階から、県立大学のいろいろなレベルの高い研究に触れる機会の創出や、地

元定着を前提とした特別選抜枠の拡充、高校の教育機関と一気通貫になるような高大連携プログラムの構築など、外に出ていかずに秋田に残って研究し、地元に定着するための連携が、幼小連携や小中連携のように、すごく必要だと思います。これについて、どのように考えていますか。

高校教育課長

高大連携の状況ですが、今、委員おっしゃられたように、高校にいる間から県立の高等教育機関と連携して、例えば講師の先生に講義に来ていただいたり、キャリア設計ミーティングのようなキャリアに関するオンライン講義で、大学での学び、特に県内大学での学びについても紹介いただいたりする機会を持っております。秋田にある資源は有効に使っていくことはこちらも考えており、引き続き知事部局と連携しながら、この高大連携の部分は進めていきたいと考えています。

小原正晃委員（分科員）

是非、お願いします。

もう一つ、公立高校の部活動の特待生的な無償化支援についてです。知事からは、「全体の約１割で、特待制度等が県外進学に影響した」との認識についてお話がありました。そして、論点を整理して必要な研究を行っていくとの答弁でしたが、必要な研究はいつまでに行っていくのか、何か動きをしてもらえるものなのか。私としては、制度設計まで進むような話合いを、研究してもらいたいと思っての質問ですが、どのような状況でしょうか。

高校教育課長

知事からも御答弁をお願いしたところでありますが、いつまでということを明示するのは、なかなか難しいかと思います。

既存の制度との整合性や、部活をしている生徒としていない生徒、運動部活動か文化部活動かなどでの、いわゆる公平性の担保の観点も非常に大きいと思っていますし、また、恒久的に続けていくのであれば、安定した財源をどのように確保していくのか――これは、何かの補助金を使って行う性質のものではないと思っており、そうなれば県の一般財源を使っていくかと思いますが、そうした場合に、ほかの施策とのバランスをどのようにとっていくのかと、検討すべき事項は、多岐にわたると思います。

いつまでと決めて拙速に行うというよりは、それぞれの論点をしっかり潰していくことが必要と考えます。

小原正晃委員（分科員）

補正のＮ―Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクール構想のように、私立高校が無償化されていって、どんどん秋田の子供たちが、魅力がより大きい――いろんな部活が行える、いい指導者がいる、いい環境である、無償でできるなどで、県外に行くおそれが非常に高くなっていると思います。同時並行で今、秋田でもＮ―Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクールや、学校統合の話も含め、スポーツ学科やマンガ学科など、いろいろな魅力アップの話をしてもらい、動いてもらっているのは重々分かりますが、このスピード感――無償化になったのは、今ですよね。こうして私立も無償化になって、入りやすくなっている状況であれば、公立高校がしっかり選ばれていくため、こちらもスピード感が必要だと思います。

次に、安定した財源のお話につなげますが、今、一般財源もどんどんなくなってきていて、知事部局も教育庁も、様々な事業を行うことによって、いろいろな事業が削られていって、非常に苦しいとは、私自身も思います。ここに入ってきた１５年ぐらい前と比べると、あのときは３００億円ぐらいの一般財源があった感じがしますが、今では、使えるお金がほぼなくて、国のお金ばかりになっています。

東京学生寮の話もしてきていますが、今、秋田県財政が非常に苦しいと思います。そうであるなら、ここも覚悟を決めて、運用すれば３，０００万円から６，０００万円、売却しても２０億円で、その２０億円を基金化して資産運用していけるスキームを作れば、自分たちの資産でお金を生み出せると思います。秋田の土地では、売れる形はほぼないと思うため、是非、そうしたことも検討しながら、全体的な予算や運営、子供たちをどうやって守っていくのかなどを考えていかなければいけないと思います。これはまず、担当課長からお願いします。

委員長（会長）

どちらについて質問しますか。東京寮の運用ですか。

小原正晃委員（分科員）

東京寮の質問に移ります。

総務課長

東京寮については、委員御指摘のとおり、東京の下北沢にあり、公示価格は約２０億円となっています。売却して県の収入になるのであれば、多分、そうした事業にも使えると思いますが、現在、土地は県有地、建物が育英会所有となっています。よって、もし育英会の東京寮をやめるとなれば、育英会の承諾が必要になります。現在、育英会は寮の存続を強く希望しており、そこをクリアしないと、なかなか売れない現状になっています。そのため、建て替え案を今、検討していたものです。

小原正晃委員（分科員）

建て替え案については、私も高校３年生の親だったので、アンケートに記載しました。大学受験前だったため、私の子供が東京の学校を選択する場合、３万円、４万円ぐらいならよいとは思いながら、も

しかすると使うかもしれないとの思いがあったため、全部に丸をしました、いいと思うと。多分、他の方々もそうだと思います。アンケートでは、７万円から８万円がスタートだったため、「安ければ安いほどいいとは思うが、仕方ない」と思いながら丸をしましたが、アンケートをとれば、残してほしいとなるのは当たり前だと思います。しかし、予算がなくて、何かを捻出しなければならないのであれば、何かを我慢しなければいけないと思います。

東京の学生寮は、昔であれば、私の先輩や知り合いもたくさん入っており、そのありがたみや、横のつながりでの連携、人脈など、いろいろものがあるのは、前提として分かります。しかし、今の時代、どんどん大学が郊外に出ていて、東京寮周辺の学校は、そこまで多くない。東京都内だけで百何校、関東圏で合わせれば二百何校あるうち、半径１時間ぐらいで通える学校は少ないですよね。何校ぐらいありますか。

総務課長

１時間圏内では３０校あります。

小原正晃委員（分科員）

今は、タイパ、コスパを考えて選ぶ子供たちが多く、通勤に１時間、２時間かけて通うのは非常に考えにくいです。私の子供や、周りの子供たちに聞いても、東京寮――そもそもが７万円、８万円スタートであれば、寮から八王子などの学校に通うかというと、そちらのほうが安くなるため、なかなか考えにくいです。

先ほどの県立大学の話ではないですが、どこかで何かを我慢しなければならないのであれば、秋田に残って生活してもらう人たちに集中特化すべきだと思っています。東京に行って、東京から戻ってこない人たちに、そこまでお金を出す余裕はないのではないかと思います。

青森県の東京寮は、廃止の方向で進んでいると聞いていますが、秋田県教育委員会としては認識していますか。

総務課長

青森県が廃止の方向ということは聞いております。

小原正晃委員（分科員）

その理由や整合性も、秋田県で確認していますか。

総務課長

青森県の理由までは承知しておりません。

小原正晃委員（分科員）

是非、確認してください。いろいろなニュースでも見ていますが、私でも調べられるくらいなので。

他県がやめているのに秋田県が続けている状況は、私には理解し難いところがあります。東京寮に行った人の３割ぐらいは秋田に帰ってきていると聞いていますが、残りの人たちは、ほぼほぼ出ていきっ放しで、帰ってきていない状況になります。新しく建てることによって改善するのであれば、県の財産を使う理屈は、まだ立つと思いますが、秋田の人材をどんどん東京に出していくことになる寮を、育英会が行いたいからといって、県の財産を使って進めていく整合性は、私には見えません。もう一度、それを教育長から最後に聞いて終わります。

【「ちょっと待った」と呼ぶ者あり】

鶴田有司委員（分科員）

私は、現状で下北沢の東京寮を売却するのは反対です。私と小原委員とで、認識が少し違うかもしれません。今、東京都内の大学が郊外に移転しているとの話がありました。現状、郊外に移転した大学がありますが、東京の場合は、都心へ回帰行動しています――だから、よい、悪いという意味ではありませんが。

それから、状況を聞いていて、確かに使い勝手は、前の道路が狭いなど、いろいろあるようですが、場所を考えると、今、秋田県の財政が本当にひっ迫しているのであれば別ですが、まだ、もう少し考えようがあるのではないかと私は思っています。先ほど、委員から一方的に、大学が郊外に移転しているとの話があったので、その辺の認識は改めてもらいたいと思いますし、現実として都心に回帰している状況もあります。非常に場所的に――女子寮は大分、不便なところにあるようですが、下北沢の寮については、育英会が行いたいことですし、現状では売る必要はないと思います。築年数は大分、たっているようですので、いろいろな使い方については今後、考えはあるでしょうが、そのように思っています。そうした意見があることも御理解いただいた上で、先ほど、教育長に質問がありましたから、どうぞ。

委員長（会長）

教育長、両方の意見を踏まえた上で、御意見をお願いします。

教育長

東京寮に関しては、下北沢の寮が非常に古く、どうにかしなければならないとの話が何年か前からありました。すぐなくすというわけではなく、建て替えるとの話もあったので、それが可能かどうかという話で、建て替える方向性を持って導入可能性調査を行い、前知事、副知事、議会にも説明しながら、この二、三年で進めてきたものです。今、急に出てきた話ではありません。

導入可能性調査の結果として、県の負担をせずに民間資金で建て替えることは可能であると出ました。それは、単に東京寮だけではなく複合施設として、ほかの方々も入れる――簡単に言えば貸すことと思いますが、この形で行えば、採算が取れ、建て替えによって寮も残るとの結果が出ており、県負担がな

いのであれば、民間主導で建て替える手があるのではないかとの話をしています。

売却や貸出しの話も出ており、知事は、この間の答弁で、全ての選択肢から考えていくと話しているため、いずれの考え方もありますが、私から言えば貸出しに近いもの――東京寮も一部残りますが、ほかの人にも貸すため、そうした意味では、貸出しに近いものでないかと思います。売却については、せっかく県が一等地に持っている土地であるため、それを売るのは、なかなか簡単ではないのではないかと我々は考えておりますが、それは今後の議論かと思います。

下北沢は、やはり便利なところで、先ほど、大学は３０校と言っていましたが、京王線と小田急線が通り、渋谷まで３分、新宿まで７分ということを考えれば、大学、短大、専門学校を含めると、特に学生にとっては非常に便利な場所であります。

今は古いため、コロナ以降はあまり入っていませんが、寮が新しくなって、共同でなくなり、個室で風呂などもあり、食事付きで８万円となってくれば――あの辺の相場は今、８万円から１０万円くらいかと思います。私の子供も東京の大学にいきましたが、秋田から行く子供にとっては、非常に安心して、楽に行けるかと思います。

東京寮に関しては大きな面が２つあると考えてます。１つは、育英の意味です。物価の高い東京、首都圏に進学させるときに、少しでもそこを軽減させたいことが、非常に大きな理由です。今、言ったように、食事付きで８万円程度であれば、保護者も安心ですし、そこに関して――育英の仕方は奨学金を出すなど様々ありますが、学生の住むところに関しての面倒も見ることは、秋田県として、育英の意味が非常に大きいのではないかと思います。

もう一点、今はそこまで多く入っていませんが、新しくなれば、多分入ると思います。これから１０年、２０年くらいは多分、満室になっていくと思いますが、そこには交流スペースがあり、他県の学生も入ります。そうしたところで、先ほど委員がおっしゃられたように、秋田県の情報や、秋田県の学生同士の交流、あるいは他県の学生にも秋田県の情報を流していくという意味で、非常に――今、Ａターンで学生を何とか秋田県に呼び戻すといったとき、実は、起点が一つもありません。コアベースはありますが、あちらは一般の方がほとんどで、学生にとっての起点が一つもないと私は思っています。それがここに１つあれば、入居している学生の友達も遊びに来ますし、保護者が東京に行ったときに会って、秋田県の情報があれば、「秋田に戻ってこい」と言う保護者もいるのではないかと思います。こうしたつながりは非常に重要であり、学生版コアベースになるのではないかと私は思っています。そうした意味でも、非常にこれからの可能性は高く、今、３割戻ってきていると言いますが、できれば５割、７０人いれば３５人でも４０人でも秋田に戻ってくるような雰囲気を作っていければ、一つの学生の拠点として、秋田県の窓口になるのではないかとの期待もあります。

そうしたことも全て含めて考え、これから知事とも相談しますが、なかなか人が来ないのではないか、意味がないのではないかとの思いは、私はなく、やはりあったほうが、これからの秋田のためになるのではないかと思っております。

小原正晃委員（分科員）

もしかすると、出だしの部分での、厳しい財政への危機感の差かと思っています。二、三年前から議論してきたことは分かりますが、今回の当初予算では、教育委員会だけでなく知事部局も含め、あちこちが物すごく減っていて、かなり厳しい状況になってきていると感じています。だとすると、教育庁としても、いろいろな事業を行うために何か――ただなくせばいいという話ではないですよ。何かを生み出すため、残念ですが、取捨選別しなければいけないのではないかと提議しています。全部切ればいい、売ればいいという話ではなく、非常に厳しい財源の中で、どのようにお金を生み出すかの、一つの策ということです。

これ以外で利用価値のある土地は、秋田県内でもほぼほぼないと思います。県有地で売れるような、何十億円にもなる土地はありません。秋田県内の土地は、やはり土地がたくさん余っているから売れませんが、東京の土地だけは、やはり売れる確率が高いため、それを前提にお話ししていると思ってください。

先ほど、貸出しに近いとの話が教育長からありました。貸出しに近いのであれば、貸し出して何か、お金の面での利益を得られるのですか。

総務課長

例えば寮を建てて、そのうち幾らかを県出身者に、残りを一般に貸し出すと、賃料が事業者に入ります。知事が答弁したとおり、県は事業者から賃借料を得るスキームであります。

小原正晃委員（分科員）

それは一体どのくらいになるのでしょうか。

総務課長

賃料の試算的なものですが、年間４，０００万円程度――県に入る賃料を年間４，０００万円程度と想定しています。

小原正晃委員（分科員）

４，０００万円も入ってくるのですね。確認ですが、それでいいですね。７万円から８万円のもので、今

の寮を建て替えて新しくして、７割埋まるのか８割埋まるのか分かりませんが、どのような計算の下で４，０００万円が――生のお金が入ってくると仮定していいのですか。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午後４時２３分　休憩

午後４時２３分　再開

委員長（会長）

再開します。

教育長

今、試算はしますが、先ほど話した複合的なものが、どのようなものを複合させるかによって、大分、違ってきます。また、複合的な部分――県の寮以外の部分の料金をどのように設定するかや、一般の方も入れるかなどで、全然違ってくるようですが、試算したものは多分あると思いますので。

総務課長

例えば、民間に９０室貸し出した場合――９０室と、秋田県の入居分を合わせて１６０室ぐらいを貸し出した場合に、地代……。例えば２％だとすれば、大体４，０００万円ぐらいの借地料が県に入る計算になっております。

（※７０ページで発言訂正あり）

小原正晃委員（分科員）

こうした話、前から聞きたかったです。このようなお金がちゃんと入ってきて、しかも……。

ただ、整合性の点はあると思います。先ほど教育長が話した、私とは反対の視点で秋田の子供たちを守っていく、費用負担を下げる意味での育英事業として行うことの継続性と、１６０分の９０、民間を入れるとすると、民間のほうが多くなるため、それを育英事業として――育英会や、民間がどうなるかということもありますが……。

４，０００万円ものお金が入ってくる、しかも、秋田県がお金を使わずに建ててもらって、賃料が入ってくるのですよね。そうであれば、そこまで目くじらを立てて文句を言うものではないと思いますが、今まで聞いていた話では、そうした４，０００万円とのお話は出てきていなかったため、そこで少し誤解があって申し訳ありませんでしたが、毎年４，０００万円入ってくるのであれば、私はいいと思います。

総務課長

訂正させてください。寮費との関係があり、今、想定している相場――例えば１４万円の寮費であれば……

委員長（会長）

賃料ですか。賃料が１部屋１４万円。

総務課長

１４万円で寮費を設定――民間です。民間と県を含めて、１４万円がそのまま入ってくれば、年間４，０００万円程度の収入がありますが、育英事業として県の分を下げるスキームを考えているため、４，０００万円が丸々入ってくるわけではありません。

（※７０ページの発言を訂正）

小原正晃委員（分科員）

県で持っている東京の財産が、秋田の子供たちのためになるのであれば、私はいいと思うし、それが何千万か――例えば、４，０００万円とは言わなくても、２，０００万円ぐらいが定期的な賃料として、秋田の教育の部分に入るのであれば、お金がない中、ありがたい話だと思います。

お願いになりますが、今の川崎寮のような２８％ということにならないように――誰が責任をとるのかという話になってくると思うので、そこはしっかりと、いろいろな人に利用してもらう……。全て、これから検討するとの話なので、どうなるか分かりませんが、もし進めるのであれば、入居率を高める取組をしていくよう、強くお願いします。

また、先ほど教育長からもありましたが、アキタコアベースのような形にすることで、３割が帰ってきている状態から５割、６割にというか、秋田に戻ってくる人数を増やすことにプラスとなる取組であればいいと思いますが、秋田の少ない子供たちが安価で暮らして東京で就職していく拠点に――逆コアベースになられては困ると思います。かわいい子には旅をさせよではないですが、子供たちに世間を、いろいろなところを見せたいし、東京も見せたいし、東京に行ってもらいたいとは思います。そこから帰ってきてもらえる施設であれば、私もそこまでは言いません。

収入が定期的に入ること、子供たちが戻ってこられること、入居率をしっかり確保すること、この３点を要望して、一言頂いて終わりたいと思います。

総務課長

今、小原委員からの御指摘の点は、県としても問題意識を持っております。その寮にしっかりと寮生が入るのかや、そもそも東京に寮が必要か、また、その他の活用方法がないかなどについては、県庁内でも議論になっており、その精査が必要なため、今回、予算計上は見送ったところです。

一方、人材育成の観点では、県出身の学生がそうしたよりどころを持って入寮することから、学生に直接アプローチできる場として活用し、例えば、そのうちの半分以上が帰ってくるのであれば、県の人口減少対策にも資すると言えると思います。その辺を十分検討しながら、進めてまいりたいと考えてお

ります。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午後４時３１分　休憩

午後４時３３分　再開

委員長（会長）

再開します。

渡部英治委員（分科員）

いろいろな考え方があって、これから進むと思いますし、知事部局でもいろいろと検討すると思います。あくまでも、教育委員会での試案としての金額提示だと――こうした形で一応考えているという答弁と受け止めましたが、それでよろしいですか。

総務課長

あくまでも導入可能性調査の試算であり、その中でもいろいろと――例えば、寮費の設定などもあるため、そうしたことでの先ほどの答弁と理解していただければと思います。

小原正晃委員（分科員）

先ほどの特待生的な無償化支援の話ですが、私もこうした議論をさせてもらっている委員の一人として、「これを行えばいいでしょう、これを進めてくれ」と、言いっ放しはしたくないと思っています。だからこそ、県財政にプラスになることも提案して、こちらも行ったほうがいいのではないかという質問を作ろうと、日々努力しているつもりです。

その一環として、今回の東京寮は非常に大きなお金を生み出すものになると思ったため、それを基に、県が秋田の――例えば、先ほど高橋健委員からあった湯沢高校の駐車場や、今の無償化の話など、いろいろなところで整備が必要だったり、お金が掛かってきたりするものもあるため、そうしたところを……。

今回のような財産の活用も、幾らになるかは今、分かりませんが、秋田のために、県有地などの財産が使われるのであれば、納得します。それは多分、私だけでなく、ほかの県民もそうだと思います。しっかり理屈を話せるようにというか、県民が良かったと思うスキームになるよう、お願いします。

今後も、支援などの要望の際に、「この財源を代替して実施してほしい」ということもあるかと思いますが、そうしたときも、前から検討しているからというだけでなく、総合的に検討してもらうよう、お願いします。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

瓜生望委員（分科員）

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの部分に関連しますが、不登校の部分に関して、教育長に伺います。

先ほども、いろいろと答弁されていたので、改めてになりますが、学校という場所は、そもそも何をしに行く場所なのか、教育長の考えをお聞かせください。

教育長

私も学校の勤めが長いですが、子供の発達段階に応じて、小中高と、一定の社会で育ち、大きな社会に出ていく過程で、家庭だけでは育めないものは必ずあると思います。幼稚園から高校までの各段階で、商業的な部分や、いろいろな社会性を身に付ける場であり、同時に、知識や技能を身に付けていかなければならないし、さらに言えば、自分が生きていく上で必要とされる人間関係や、一生付き合っていく友達を作ること、スポーツや芸術を含め、同じ活動を行う仲間と一緒に自分の能力を伸ばしていくことなどもあると思います。これらのように、自分がどのようなことをできるかを見つけ出していく過程に、学校があるのではないかと思います。その中では、勉強の割合が最も大きい――学校で勉強するのは当たり前ですが、それ以外の部分も大きいため、学校がどのような場所かといえば、総合的に見て、社会性を育む場所かと思います。

今、話したことが一番できるのは学校であるため、不登校の子供たちには、できれば、何とか戻って、勉強も含めて一緒にできればよいと思います。

瓜生望委員（分科員）

私も、教育長から答弁いただいた内容と、同じ考えです。今、このような時代になり、課長からも、学校に戻すことが第一ではないという考え方について、答弁がありました。私の立場でこうしたことを言うのは駄目かもしれませんが、個人的には、学校はすばらしいものだと思っており、学校に戻ってほしいというか、そもそも不登校になってほしくない思いがあります。現場の先生方もそう思って子供たちに接してくれていると思いますが、今は、やるべきことが多岐にわたっており、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの力も借りて、子供たちを育んでいく方向に進んでいると思います。そうした考え方もあるとは思いますが、私からすると、部分的な対応になっている印象を強く受けます。

自分の子供の話になってしまいますが、小学生と中学生がおります。小学５年生ですが、学校が統合され、新しい小学校に行きました。その学校が、なかなか活発な学校というか、結構、先生方からは有名な学校の学年で、５年生と６年生は同じクラスになることが多いと思いますが、６年生に上がる際に

はクラス替えも行われるようです。こうした状況で、私の子供もポジションのとり方が分からず、うまくなじめなくて、「学校に行きたくない」と言うときがありました。親としては、それがすごくショックで、最初はどのような理由か分からず、怒ってしまいましたが、いろいろと事情が分かってくると、怒ってしまって申し訳なかったなと思います。休みがちにもなり、学校に行くときもすごく暗い顔をしているのを見ていて、どうすればよいのかという状況でした。

その後ですが、６年生を送る会――５年生を中心に行う行事ですが、先生方が学年全体でうまく取り組ませてくれて、「学校に行きたくない」と言うことが最近、なくなりました。今、本当に先生方もすごく忙しいですが、私は、ここに何かヒントがあるのではないかと――エビデンスは全くありませんが、そのように思っています。

昔と比べて、今は学校行事が簡素化されていったり、終日行っていた運動会が半日で終わってしまったり、また、文化祭関係の準備もスリム化してきていると思っています。３学年一緒に何かを取り組ませた事例――羽後中学校だったと思いますが、何かそうした取組を学校単位や学年単位で増やすことによって、子供たちがクラスとは異なる居場所を見つけたり、連携する力が生まれたりするような、そうした相関関係もあるかと思います。教育長、その辺、現場も長いですが、どのように思われますか。

教育長

保護者も含め、いろいろな人の話を聞いていますと、子供が学校に行けなくなるきっかけは様々で、意外と簡単なというか、ちょっとしたはずみもあると聞いています。早い話、学校に魅力があれば行くと思います。それは、授業の面白さという魅力かもしれないし、今、委員長おっしゃられた、何かの行事の面白さなど――放課後や、部活動にだけ行く子もいると、よく聞きます。

そうした意味では、行きたいと思えるような――例えばクラス替えで仲のいい子が近くにいるようになれば行くかもしれません。そうした、出ていくきっかけも様々と思いますが、今、お話のあった、何かの行事や学級活動でもいいですし、毎回の授業がその子にとって面白いと思えるものになれば一番いいですが、そうしたことを学校が行っていかなければならないとは以前から言われていますし、我々からも言っております。それによって全ての子供が来るとは当然、思いませんが、それが学校の原点であるし、面白くもない場所なのに「来てください」と言うのもあれなので、ちょっとした魅力づくりは、大事だと思い、学校には話しています。

もう一つは、子供が行けないと思っているわだかまりを、何とか取り除くことが大事で、それが人間関係であれば別の人間関係を作ってあげる、先生との関係であればまた別に……。もし、家庭の関係であれば家庭で相談する――そうしたときにスクールカウンセラーが役立つと思っています。このように、学校として、その子供にどう寄り添うかも、大事だと思います。

瓜生望委員（分科員）

おっしゃるとおり、その原因は多岐にわたると思います。

これは何も調べておらず、自分の感覚ですが、学校行事や課外学習などが減ってきた状況とともに不登校が増えていった、こうしたことも、もしかしたらあるかもしれません。難しいとは思いますが、実際の数値の測定や、実証実験というか、こうした活動を強化した学校での事例を把握し、良ければ横展開するなど、いろいろな取組をしていただきたいと思います。皆さんで力を合わせて、不登校を一人でも少なくできれば――学校が楽しくなれば、いろいろな可能性も広がってくると思います。その辺は、皆さんで意見を出し合って進めていきたいと思います。

教育長

不登校を減らしていく手だてが、なかなかなく、国でも対症療法的なものが多い状況です。そのため、今、一番頑張っているのは未然防止であり、何とか不登校にしないために、ちょっとした変化を見逃さずに寄り添うことを、一生懸命行っていますが、それでも、なかなか……。

ただ、子供は、学校に行きたい気持ちを持っていると思います。その証拠に、小学校、中学校で不登校であっても、意外と高校には行くのです。通信制高校に最近、多いのは、こうした理由もあります。

今、委員長おっしゃられたように、不登校が増えてきていることに関して、例えば、どのような形で復帰した子供がいるかの事例や、何が不登校にとっての環境を良くしていくかなどについて、県としても研究しながら、事例を集めて、頑張ってよい方向に持っていければと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、教育委員会関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、明日、３月４日水曜日、午前１０時に委員会及び分科会を開き、警察本部における当初予算関係の付託議案等の審査を行います。

散会します。

午後４時４９分　散会

令和８年３月４日（水曜日）

本日の会議案件

１　議案第４５号

令和８年度秋田県一般会計予算（警察本部の関係部門）　（趣旨説明・質疑）

２　警察本部関係の付託案件以外の所管事項

（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	瓜生	望
副委員長（副会長）	高橋	健
委員（分科員）	鶴田有司	
委員（分科員）	髙橋武浩	
委員（分科員）	島田	薫
委員（分科員）	渡部英治	
委員（分科員）	小原正晃	

書記

議会事務局議事調査課	山崎友寛	
議会事務局議事調査課	小田嶋研斗	
教育庁総務課	山﨑裕介	
警察本部警務部総務課	雪松	亮

会 議 の 概 要

午前９時５６分　開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	瓜生	望
副委員長（副会長）	高橋	健
委員（分科員）	鶴田有司	
委員（分科員）	髙橋武浩	
委員（分科員）	島田	薫
委員（分科員）	渡部英治	
委員（分科員）	小原正晃	

説明者

警察本部長	小林	稔
警務部長	北條	隆
生活安全部長	角田	進
刑事部長	髙橋	等
交通部長	渡部	仁
警備部長	下田淳一	
警務部参事官（兼）首席監察官	畠山	洋
警務部首席参事官（兼）警務課長	細川大輔	
生活安全部首席参事官（兼）生活安全企画課長	浅利	守
生活安全部首席参事官（兼）人身安全対策課長	中島一人	
刑事部首席参事官（兼）刑事企画課長	小野政樹	
交通部首席参事官（兼）交通企画課長	古屋建一	
交通部首席参事官（兼）運転免許センター長	阿部哲也	
警備部首席参事官（兼）公安課長	小林雅彦	
警務部参事官（兼）会計課長	鈴木	昇
交通部参事官（兼）交通規制課長	加賀屋	真
警務部総務課長	淡路大臣	
生活安全部地域課長	開田広明	
生活安全部サイバー犯罪対策課長	若松秀樹	
警備部警備課長	米沢雅也	

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

警察本部の当初予算関係の議案に関する審査を行います。

分科会において、議案第４５号のうち、警察本部に関係する部門について審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

警務部参事官（兼）会計課長

【議案［５］、予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

島田薫委員（分科員）

ＤＸ推進事業について伺います。委員会提出資料４ページの右側の図で、スマホから何かの情報を入力するのか転送するのか、そのようなイメージ図があります。その辺を詳しく教えていただけますか。

警務部長

令和８年度の当初予算では、ＤＸ推進事業として１９０万２，０００円を要求しておりますが、内容としては自動音声ガイダンス機器等を２台購入し、警察本部及び警察署１署の代表電話において試行運用する予定としております。

自動音声ガイダンスは、電話が着信した際に、あらかじめ録音しておいた音声を再生して、発信者にプッシュボタンを押してもらうことにより、発信者の用件に応じた部署へ電話を取り次ぐ機能がある装

置です。県警察においても、県民の利便性向上、働き方改革のさらなる実現のため、自動音声ガイダンス機器の整備を行って、業務の合理化、効率化を推進することにより、警察力の強化を図りたいと考えております。

島田薫委員（分科員）

そうすると、これは、取り次ぐまでの部分が合理化されるものであって、最近、いろいろなところで見られる、ＡＩなどが応答するものではないのですね。

警務部長

取り次ぐ際に、既に部署などが分かっている場合には、その部署に応じた番号を押していただくことで、交換手が間に入らずとも直接担当部署の担当者につながることができる機器であり、この事業に関しては、ＡＩで回答するものではありません。

小原正晃委員（分科員）

このＤＸ推進事業で導入する自動音声ガイダンス機器の数はどのくらいになるのか、教えてください。

警務部長

自動音声ガイダンス機器を２台購入し、警察本部の代表電話、そして警察署１署――小規模署である仙北署を予定しておりますが、そこの当直員の負担軽減を図るべく、まずは警察本部で１つ、警察署で１つ試行運用する予定です。

小原正晃委員（分科員）

働き方改革や警察力の強化、小規模署でも対応できるようにとのお話をいただきましたが、警察の皆さんも本当に大変で、夜間や休日に寄せられる電話への対応は、かなり大きな負担と思っています。今回の導入で、現場の働き方改革がしっかり前進すればいいと思っていますが、他県では、ＡＩによる相談の自動振り分けで、大幅な業務削減を実施している事例もあるようです。秋田県警の今後の展望も伺えればと思います。

警務部長

既にホームページで、ポップアップのような形で「御要件、御質問はございますか」と表示し、既存情報の範囲内で御案内する仕組みは導入しておりますが、それよりもさらに進んだものは、ほかの県警察や民間企業のサービスなども参考にしながら、今後の検討課題かと考えております。

小原正晃委員（分科員）

是非、現場の皆さんの働き方が良くなるように、対応を進めていただきたいとお願いして、終わります。

委員長（会長）

ほかに、関連はないですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

鶴田有司委員（分科員）

大規模災害対策事業で整備する電池式信号機電源付加装置は、災害時に停電した際に電池に切り替わると思いますが、そうですよね。

交通部長

そのとおりです。

鶴田有司委員（分科員）

以前から、付加装置の整備を順番に行ってきたと思いますが、どの程度、これを取り付けていくのですか。要するに、全部行うのか、あるいは特定のところだけ行うのか、その辺を教えてもらえればと思います。

交通部長

災害が起きた際の信号機対策については、当県警では今のところ、３種類の対応をとっております。

一つは、自動起動型信号機電源付加装置といいまして、いざとなった場合はディーゼルエンジンで発電して滅灯させないというもの、これが４９基あります。そして、現在の主流となっているのが電池式信号機電源付加装置で、これはリチウムイオンバッテリーで起動します。これが現在１０９基あり、これらを補完するため、各警察署に発動型発電機２２８台を配備しております。これらの機器数を全部足すと、現在の信号機全体に対して２０．６％程度、補完できる状況となっております。

最初に整備したディーゼル型の自動起動型信号機電源付加装置は、停電が起きてからエンジンが起動するまでの間、若干、滅灯する時間があります。これに対して、後から整備したリチウムイオン電池は、電池ですぐに切り替わるため、滅灯する時間がありません。よって、今後は、リチウムイオン式の電源付加装置を中心に整備していきます。令和７年から令和１１年まで、年間９基を整備していき、その後は、今、４９基あるディーゼル型の自動起動型信号機電源付加装置を順次、リチウムイオン型に替えていく整備計画を現在、立てております。

鶴田有司委員（分科員）

そうすると、目標としては、全体の半分ぐらいを取り替える形になるのですか。

交通部長

現在、３種類全部合わせて、２０．６％くらいの補完率です。信号機もだんだん減っていき、こうした付加装置が付いたものが増えていけば、若干は上がっていきますが、年間９基という数字のため、基本的に大きく変動するものではありません。まずは、現在の２０％前後を維持しながら行っていきたいと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

東日本大震災のときは本会議があったため、帰りの際、信号機が全くない状態で横手まで走っていったことがあります。そのとき、１３号線はスムーズ

に流れていたため特に問題ありませんでしたが、恐らく秋田市内や他県では、かなり混乱が生じたのではないかと思います。場所はかなり選んでいると思いますが、１００％にはできないにしても、その辺、しっかり行っていただいて、いざというときに対応してもらいたいですが、どうですか。

交通部長

こうした災害に強い信号機は、いざとなった場合に緊急輸送道路として活用される道路や、近くに防災拠点がある道路、また、手信号では複数の警察官が必要となる大きな交差点、こうしたところを選定して付けております。逆に言いますと、交通量の少ない押しボタン式信号機などには、あまり付けない運用をしております。こうした考え方で、いざという場合に支障を来さないよう、今後も整備を進めていきたいと考えております。

髙橋武浩委員（分科員）

関連してお伺いします。

今回のリチウムイオン電池式が停電時に作動した場合、１基当たり、何時間ぐらい稼働しますか。

交通部長

満充電されている場合、約１０時間ほど作動することになっております。電池が切れた場合には、各警察署にある可動型の発動発電機――こちらはガソリンで駆動するため、これをつないで稼働時間を延ばす対応を考えております。

髙橋武浩委員（分科員）

先ほど、３種類ほどあって、いろいろ変えていく計画とのことですが、今ある信号機の点検や更新時期などの基本的な計画はどうなっていますか。例えば、冬期間になると劣化することも考えられますが、点検、更新などに関する計画があれば、教えてください。

交通部長

発電機も含め、全ての信号機の点検について業者に委託しているため、第一義的には、業者が点検を担っている形になっております。

また、信号機全般については、何か不具合があれば、苦情や通報が警察本部または警察署に寄せられるため、そうしたものを集めて随時、対応しております。

今後ですが、災害に関しては、令和７年度から令和１１年度まではリチウムイオン電池の整備を進め、令和１２年以降は、古いものを全て、リチウムイオン電池式に置き替えていきます

信号機の交換サイクルに関しては、電球式からＬＥＤに替えなければいけない問題が、この災害対策とは別にあり、年間９２０灯を随時、交換していく計画を立てて対応しております。

髙橋武浩委員（分科員）

過去に、災害などで停電が起き、信号停止による混乱が生じたことはありましたか。直近でいいので、その辺の概要を教えていただければと思います。

交通部長

過去の例では、令和５年９月に大仙市福田町で停電が発生した際、国道１３号線上にある大曲駅東入り口交差点が停電エリアに含まれておりました。そこでリチウムイオン電池が稼働し、継続して点灯できた事例を把握しております。

髙橋武浩委員（分科員）

今回の整備によって、そうしたリスクを軽減できると考えているため、計画的に進めていってほしいと思っています。

救命ボートについて伺います。現在、何艇ぐらい所有していて、今回、何艇ぐらい増やす予定なのか、その概要を教えていただければと思います。

警備部長

救命ボートについては、本年１月３１日現在で県内に２３艇あります。これは、各警察署に１艇または２艇の割合で配分されており、機動隊にも６艇配分されています。

今後の計画についてですが、いわゆる救命胴衣と救命ボートは、平成２３年の東日本大震災以降、予算措置を講じて、令和２年まで順次、整備を進めてまいりました。令和３年以降は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う装備資機材の整備に重点を置いたことや、経年劣化による一部廃棄もあったため、令和７年度に整備したものを加えた現在の整備状況は、救命胴衣が、計画している必要数全体の約８３％、救命ボートは約８９％となっています。この基準について、救命胴衣は、警察署の最大実働動員数の７０％を想定しており、救命ボートは、１警察署あたり２艇を目指す想定となっております。

髙橋武浩委員（分科員）

河川氾濫や内水面の氾濫などの災害時に活用すると思いますが、実際に運用する部署といいますか、どこの所属の方が活用するのでしょうか。

警備部長

基本的に、災害が起きると、まず警察署の地域警察官が現場臨場します。その際、水害であれば必ず救命胴衣を使用し、ボートを使う必要がある場合は、署長の指揮に基づいて救命ボートで捜索します。警察署の対応では難しい場合は、県の機動隊に要請して、機動隊の隊員がこれらの資機材を活用して救助に当たる形になっています。

髙橋武浩委員（分科員）

先ほどの説明では、各警察署に配置されているとのことでしたが、保管の状況はどのようになっていますか。

警備部長

ほかの資機材ということでよろしいですか。

髙橋武浩委員（分科員）

ボートそのものが、どのような形で保管されているのか。

警備部首席参事官（兼）公安課長

各警察署に装備の倉庫があり、そちらに保管しておりますが、年間１回以上、訓練も必ず行っています。消防や自治体とも、プール等を活用して、訓練を行っており、その際に装備の点検も実施しています。

島田薫委員（分科員）

関連して、電池式信号機について伺います。先ほど、稼働時間が約１０時間とのお話がありましたがディーゼル式の発電機の稼働時間はどのくらいになるか、教えてください。

交通部長

従来から付けていましたディーゼル式の自動起動型信号機電源付加装置は、軽油で大体３０リッターほど入るもので、２４時間――こちらが時間的には、こちらのほうが長くなっています。

島田薫委員（分科員）

今回の電池式であれば、すぐに自動で立ち上がる――ディーゼルも自動で立ち上がるものもありますが、今後は電池式を中心に整備し、１０時間を超えてもなお必要な場合は、可動型の発電機を持っていく運用をするとの考え方でよろしいですか。

交通部長

方向性としては、そのような考え方であります。

ディーゼル式は運用時間は長いですが、設置費の面で――リチウムイオン電池式を１基付けるのに大体１３０万円ほど掛かるのに対し、ディーゼル式は２３０万円ほど掛かります。もう一点、機械そのものが大きく、信号機のそばにボンと大きな箱を置くイメージになりますが、水害の場合に水没してしまう可能性があります。それに引き換え、リチウムイオン電池式は、高いところにバッテリーを取り付けることで水害対策にもなるため、今後はディーゼル式を減らしていって、リチウムイオン電池式に切り替えたいと考えております。

島田薫委員（分科員）

是非、災害対策を進めていただきたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

ディーゼル式よりも、こちらのほうが便利というか、災害時に非常に大事なリチウムイオン電池式ですが、県内の重要交差点への整備が計画的に行われていると思います。現在の整備率は何％ぐらいで、今回の予算規模でどこまで整備できると考えられているのか、お知らせください。

交通部長

県内に約１，８００余りの信号機がありますが、リチウムイオン電池式は現在１０９基、率にすると約５．８％となります。

整備計画については、令和７年度から令和１１年度まで９基ずつ増やし、令和１２年度からは、ディーゼル式をリチウムイオン電池式に置き替えていくことで考えております。

小原正晃委員（分科員）

結構、長いスパンで考えられているのですね。これは、いつまでに完了させていく計画になりますか。

交通部長

いつまでに全ての信号機を置き替えるかという意味と思いますが、全ての信号機をリチウムイオン電池式に切り替えることは物理的に、なかなか難しいです。例えば、整備済みのリチウムイオン電池式も、程なく寿命が来るため、現在のところ、全て合わせて２０％前後――重要な場所の信号機に何かしらの災害対策を施す考え方に立脚して、計画しております。１００％、全てリチウムイオン電池式にすることには、なかなかたどり着かない内容となっています。

小原正晃委員（分科員）

２０％の重要なところを計画的に実施していくということですね。

これは県民にとって、いざというときに必要な装置であり、我々、県議会も重要なことだと考えていると思うため、是非、財政当局などにも要望しながら、頑張っていただくようお願いして、この項を終わります。

鶴田有司委員（分科員）

特殊詐欺被害防止対策事業についてお聞きします。ウェブ広告等により、ＳＮＳを利用した特殊詐欺等への注意喚起を行うとのことですが、相変わらず金額が――件数は少なくなったようですが、金額がかなり高額になっています。また、トータルの件数は少なくなってきても、オレオレ詐欺が随分、増えてきており、最近では、投資を促して詐欺につなげることも、新たに出てきているようです。

いろいろと頑張っていただいていると思いますが、それでも毎日のようにニュースに出てきます。しかも被害額が、１年前に９億円だったのが令和７年１２月末で１３億円と、大変な金額になっています。あれだけ被害に遭っている人が多いのに、やはり出てくるかと……。手口が巧妙になっていることは分かりますが、防止対策を行っていただいているにもかかわらず、それでもとなると、まだまだいろいろ工夫があるかと思いますが、その辺はどうですか。

生活安全部長

特殊詐欺に関しては、委員からありましたとおり、昨年は特殊詐欺等全体の認知件数が１８２件、被害総額が約１３億円で、前の年よりも約４億円上回る

深刻な状況になっています。

様々な抑止対策を行っておりますが、詐欺電話の多くが国際電話を使用していることから、県警察では昨年春から、固定電話に対する国際電話利用休止手続への支援を強化し、１万件を超える支援を行っております。これは、今後も継続していく予定です。また、警察庁から今後、スマートフォンへの国際電話を遮断できるアプリが、警察庁推奨アプリとして公表される予定です。公表されましたら、仕組みをよく把握した上で利用を促進し、国際電話――犯行に使用される電話からつながらないようにする措置を、一層強化していく予定にしています。

併せて、これまで行っているキャンペーンや巡回連絡、ＳＮＳでの広告も引き続き行っていきます。１件でも多く被害を減らすよう、取組を継続していく予定にしています。

鶴田有司委員（分科員）

先ほどの１万件の支援というのは、固定電話に防止対策を講じた件数がそのぐらいということですね。恐らく地域の警察の方が訪ねて、「こうしたものを行いませんか」と対応してくれていると思います。並々ならぬ努力を行っていただいていると思いますが、他県の事例を見ると、それが一番効果的ということになるのですか。

生活安全部長

抑止の取組に関する事例でよろしいですか。

鶴田有司委員（分科員）

はい。

生活安全部長

警察庁が「みんとめ」としてキャンペーンを打ち出し、いろいろなタレントさんたちの賛同を得て宣伝活動、広報活動をしていただいており、全国的にもコツコツと巡回連絡やキャンペーン、ＳＮＳでの広告、国際電話の利用休止支援手続などを進めているのが実情です。全国的に行っているものを、当県では行っていないということではありません。

鶴田有司委員（分科員）

情報交換も行っていると思いますが、テレビや新聞を見ていて、こんなに事件が多いのにまだ収まらないかと、本当に残念に感じます。身近な人がこうした事件に巻き込まれると、気持ちとしても本当につらくなると思います。その辺、涙ぐましい努力をしていただいているのは分かりますが、より一層、効果的な防止対策に努めてもらえればと思います。

渡部英治委員（分科員）

特殊詐欺について、関連で質問します。１２月議会等でも話していますが、全国的には件数が１．６倍、県内では初めて１０億円を超え、１３億円になりました。特殊詐欺の部分と、あるいはＳＮＳ、ロマンス詐欺で、大体同じくらいの件数で発生している気はしますが……。

プライバシーの関係で、事件の内容に関するデータ的なものや分析結果は出せないかもしれませんが、被害に遭っている方の大半は、恐らく、新聞やテレビ、ニュースなどを見ていないのではないかと――偏見ではなく、そのような感想を持っていますが、その辺の分析はしていますか。

生活安全部長

被害に遭われた方々には、特殊詐欺を知っていたか、被害に遭われた手口について知っていたかなどの部分も伺っていますが、ほとんどの方は、特殊詐欺自体は知っています。手口についても、多くの方が知っていた状況です。では、なぜ被害に遭ったかとなると、自分は大丈夫だと思っていた――預けたお金や資産運用したつもりだったお金が最終的に引き出せず、おかしいと相談に見えられて、被害だったと気付くパターンが多い実情にあります。特殊詐欺という犯罪を全く分からない方は、本当に少ないのではないかと見ています。

渡部英治委員（分科員）

対策を打つに当たっては、どのような状態で被害に遭っているのかが大事な部分かと思っています。県民にも繰り返し、テレビや新聞報道で詳しい内容を――特にロマンス詐欺の場合は、どのような経過で恋愛感情を持たせて、もうけ話を出して、感情的に付け込んでいったかなどが、大体分かります。今までのオレオレ詐欺の場合は、相談せずに自分だけで判断する事例もありましたが、最近は若い方も相談などをして判断できそうな感じはします。しかし、特殊詐欺の手口がどんどん、あの手、この手で変わってきて、巧妙になっていることが一番困るのではないかと思っています。

今回の予算でも、分かりやすい漫画形式にしたり、電子マネー被害防止封筒を配付したりするとのことですが、アドバイザーが直接、マンツーマンで話をすることが、一番効果があるのではないかと私は思っています。その辺の強化策は考えていませんか。

生活安全部長

委員おっしゃるとおり、個別に面接してという部分は、効果はあろうかと思います。これまでも行っていますが、巡回連絡による個別の防犯指導、国際電話の利用休止手続の支援、そして、アドバイザーの方々にも活躍していただいており、そうした部分も進めていきます。ただ、働いている年代の方々は、警察官が巡回連絡で訪問した際に、なかなか在宅していないため、各企業にも話をして、こうした手口があるとの注意喚起のチラシやメールを企業に送付することも行っております。これは、２００件を超える事業者に賛同いただいて、メール発信させていただいております。今後も引き続き行い、少しでも

多くの方たちに、こうした被害があることを理解していただく取組を続けていきたいと思います。

渡部英治委員（分科員）

部長の言うとおり、いろいろな対策を練って努力していることも分かります。身近な例では、町内会や老人クラブなどに警察署の方々や行政の生活環境の担当者が出向いて、寸劇を行っていました。だます手口まで分かりやすく、すごく効果があると思います。そうした意味では、教育の関係でも、小中高への出前講座は教育庁などとの連携が必要だと思いますが、そうした部分に力を入れてもいいのではないかと思います。取り組んでいるとは思いますが、その辺はどうですか。

生活安全部長

委員おっしゃるとおり、分かりやすくするため、参加型、体験型での防犯教室や研修会を全県各所で推進しております。昨年は１０７回ほど開催し、参加者数は約３，２００人となっております。こうした取組も続けてまいります。

学校に関しては、情報モラル教室として、小学生、中学生、高校生に対して、スマホの取扱いや危険性――特殊詐欺だけでなく性犯罪被害の部分も含めて情報モラル教室、防犯教室も開催しており、こちらも引き続き行ってまいります。

昨年からは、県内の大学生、若い世代の方たちにもこうした危険性を知ってもらう意味で、御協力いただいている大学では学内ポータル――各種情報を学生が見られるポータルに、情報発信させていただいております。こうした取組も、引き続き行っていくこととしております。

渡部英治委員（分科員）

もう一点、大きな問題として、以前も話していますが、最近、警察官をかたる事案が多く出ています。信頼を逆手にとって、こうしたことをしてきており、住民は、なかなか……。防止策として、手帳の関係や署への電話など、いろいろと行っていますが、この偽警察官の事案に対しては、相当、力を入れていかないと……。なかなか、どのような形で行えばいいかは難しい問題だと思いますが、これについての認識と、どのような対応を考えているのか、お答え願います。

生活安全部長

委員おっしゃるとおり、警察への信用を悪用した偽警察官詐欺の被害が、昨年急増している実態があります。これまでも、被害があった際には、迅速に内容を事細かに公表するとともに、報道機関にも御協力いただき詳しく報道していただいています。これまでの取組で行っている様々なキャンペーンや研修会――体験型の研修会による体験も含め、周知、注意喚起しております。

今後も引き続き、被害を認知した際には迅速に手口内容をお知らせし、注意喚起した上で、様々な取組をしながら被害抑止に努めてまいりたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

関連して、高齢者安全・安心アドバイザー事業について伺います。これは、いろいろな詐欺などを何とかしていくためには大事な事業だと思います。この事業は平成２１年から継続していると思いますが、まず聞きたいのが、この方々の活動は警察官の訪問と何が違うのか、説明してもらえればと思います。

交通部長

高齢者安全・安心アドバイザーについては、最近は特殊詐欺対策も担っていただいていますが、もともと交通安全活動に資する方として委嘱した方々であります。

警察官による戸別訪問――巡回連絡といいますが、受持ち区内にどのような方が住んでいるか、どのような悩みを持っているかなど、全住民を対象として活動しています。これに対して、高齢者安全・安心アドバイザーは、高齢者をピンポイントに抽出して訪問し、交通事故防止や振り込め詐欺を対象として、より詳細に、いろいろな情報提供やアドバイスを行っており、こうした違いがあります。

小原正晃委員（分科員）

この事業による成果は、どのようなものでしょうか。

交通部長

実際の成果として、高齢者宅を訪問したところ、高齢女性が電話をしており、そばで聞いていると詐欺のようであったため、その場で指導して被害を未然防止した事例がありました。また、特殊詐欺以外にも、高齢のため運転に不安がある母親に息子が免許返納を促していたが、本人が渋って免許返納に応じない事例がありました。こちらは、アドバイザーが訪問、面接したところ、気が変わって免許返納につながっております。

このように交通、生活安全の両分野において、様々な効果が出ております。

小原正晃委員（分科員）

近年、高齢者の特殊詐欺の件数や被害金額が、依然として多いと思いますし、交通事故も多いため、この事業の重要性は増しているのではないかと思います。

最前線で活動するアドバイザーの皆様にこれからも是非、頑張ってもらいたいと思いますが、皆さんの処遇改善や、活動環境の整備について、今回の予算でどのような配慮をされているのか、伺いたいと思います。

交通部長

高齢者安全・安心アドバイザーは県の会計年度職員になるため、近年の物価高騰や人件費高騰に伴い、若干ではありますが、報酬を引き上げております。

小原正晃委員（分科員）

是非、継続して――必要な事業、人員だと思うため、働いてもらえる環境整備をしっかり進めていただくよう、お願いします。

次に、ヘリコプター維持管理事業について伺います。シミュレーター訓練はどのような内容なのか、お知らせいただきたいと思います。

警備部長

シミュレーター訓練は、民間企業が所有している、ヘリコプターの操縦席を再現した模擬飛行装置を使用した訓練です。実際の上空ではできない状況下を想定した緊急操作訓練と、目視に頼らずに計器のみで飛行する計器飛行訓練の２種類を行っています。

小原正晃委員（分科員）

我々も昨年、県外調査で熊本県に行き、ヘリコプターについて、いろいろと勉強してきました。熊本地震では秋田県のヘリコプターも出動したと聞いており、すごく頑張っていただいていると思っています。

令和７年中のヘリコプターの運航状況について、他県への出動も含め、お知らせいただきたいと思います。

警備部長

１月末現在で、令和７年度中に応援要請で当県から派遣したのは２件となります。

１件目が６月２４日、山形県の朝日岳における山岳遭難に係る応援要請に対する出動、２件目が１２月９日、青森県の東方沖地震に係る災害警備の出動となります。

小原正晃委員（分科員）

逆に、他県のヘリの出動を求めた事例は、本県でありますか。

警備部長

令和７年度中の、他県警に対するヘリコプターの援助要求は１件となります。７月１４日の第２７回参議院通常選挙における石破茂自由民主党総裁の警護のため、山形県の「がっさん」というヘリコプターを援助要求しています。

小原正晃委員（分科員）

ヘリコプターは、いろいろなところで必要になってきますし、いざというときに大事なものだと思います。是非、県だけでなく周辺地域も含め、連携して対応いただくよう、頑張っていただきたいと思います。

もう１点、別の質問に移っていいですか。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「あります」と呼ぶ者あり】

渡部英治委員（分科員）

委員会提出資料にも出ていますが、予算内容説明書の２３６ページを見てください。車両整備・維持管理事業として車両維持管理費と車両更新整備費が記載されていますが、全体で２億６，０００万円、そのうち、車両更新費６００万円――これは１台分ですね。まず確認しますが、このミニパトカーは、どこの部分の更新ですか。

委員長（会長）

車の更新ですね。

渡部英治委員（分科員）

ミニパトカー――委員会提出資料にも主な予算として載っていますが、部署はどこですか。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午前１１時７分　休憩

午前１１時８分　再開

委員長（会長）

再開します。

渡部英治委員（分科員）

何を聞きたいかというと、警察車両はたくさんありますが、稼働率と耐用年数との関係で――パトカーは稼働率がすごく高いです。ある程度、耐用年数が間近、あるいは経過しても、知事部局では我慢しながら運行している事案も見受けられるため、警察車両に限ってはシビアに……。業務が業務であるため、そうしたところは相当、管理しながら計画的に更新すると思いますが、１台との記載であったため、その辺の状況はどうなのかを聞きたいです。

警務部長

警察車両の更新基準は一応ありまして、国費で整備された警察車両であれば、減価償却資産の耐用年数等に関する省令を基に、警察庁において更新基準年数を定めております。例えば小型警ら車であれば１１年になります。県費で整備する車両については明確な基準はありませんが、国費車両の基準を参考としながら、当該車両の年式、走行距離、老朽減耗状況などを総合的に判断して更新しております。

１１年たったら、すぐに更新ができるかというと、財政状況と相談しながらになろうかと思いますが、毎年度、必要な要求などは行っているところです。

渡部英治委員（分科員）

全てというのは、もちろん難しいと思いますが、事件への対応や交通指導の部分では相当、パトカー自体の機能が――一般車両にはそうした機能がないですから。これらに対応するためには当然、耐用年

数もさることながら、機能性も考えると、車両更新に関しては、ある程度、予算化しているのではないかと思っていましたが、今回は６００万円、ミニパトカー１台だったので……。

交通部長も、車両については相当、気配りしているのではないかと思いますが、その辺はどうですか。

交通部長

県費で買っていただける車両、国費で入ってくる車両と様々ありますが、調達に関して、交通部として携わることは、なかなかありません。部としては、様々な現場の意見を警務部に伝えて、望む装備が付いた車両を入れてもらうことを実施しております。

渡部英治委員（分科員）

分かりました。先ほどの箇所は分かり次第でいいです。

警務部参事官（兼）会計課長

計画の部分ではありませんが、警察車両は、基本的には国費で整備されており、現在、県警が所有します四輪車両の約８割は国費で整備され、更新されておりますので、補足いたします。

渡部英治委員（分科員）

予算内容説明書の２３８ページ、人的基盤整備事業の女性活躍推進等に要する経費２４万１，０００円について、女性活躍に関して何か事業などを考えているのかと思ったのですが、この辺、内容が分かりましたら教えていただけますか。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午前１１時１５分　休憩

午前１１時１５分　再開

委員長（会長）

再開して、違う質問をさせていただきます。

渡部英治委員（分科員）

予算内容説明書でもう一点、街頭防犯カメラ整備事業で９４５万円計上されています。防犯カメラの整備は、計画的に進めていると思いますが、今年はどのくらいの設置を予定していますか。

生活安全部長

街頭防犯カメラに関しては、平成２７年から事業を開始しております。今年度、従前の８６台から１００台に増やし、今年の３月から運用を開始したところです。台数がちょうど１００台になりましたが、今後、機器の更新や、設置場所の関係等で経費も掛かるため、そうしたものを見ながら検討していきたいと考えています。

渡部英治委員（分科員）

防犯カメラ設置については、かつては住民からも賛否があり大変だったこともありますが、今は、世の中のいろいろな状況を考えると、むしろ積極的に付けてほしいという流れに変わっているのではないかと思います。また、最近、クマ被害が出ている中で、防犯カメラは非常に役立っていますし、犯罪抑止にも役立っていると思います。

関連でお聞きしますが、今回の予算には、駐在所の改築があります。駐在所には全て防犯カメラが付いているものですか。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午前１１時１７分　休憩

午前１１時１７分　再開

委員長（会長）

再開します。

先ほどの女性活躍の答弁を頂きます。

警務部長

先ほどの女性活躍に関する質問についてお答えします。この事業の予算は、働き方改革推進のため、管理職や、ほかの全職員の意識改革を図るべく、女性活躍に関するセミナーを開催するための費用であります。

生活安全部長

防犯カメラは、全ての交番、駐在所に設置されております。

小原正晃委員（分科員）

交番の関連で伺います。交番や駐在所は地域にとって必要で、ありがたいと思っている、賛成の立場からお話しします。この改築事業は、計画的に行ってほしいと思っていますし、頑張ってほしいと応援しています。今後、計画的に行ってもらえるかどうか、生活安全部長からコメントいただければと思います。

生活安全部長

県内には、交番が４８、駐在所が９５ありますが、現状、そのうちの約３割ほどが築３０年以上経過している実態にあります。こうした築年数の経過を踏まえ、県警察としては、財政も限られているため、地域の警戒力を維持しつつ、人口や世帯数の推移、事件、事故の発生状況などを総合的に勘案しながら、全県的な視野を持って整備を進めていきたいと考えています。

小原正晃委員（分科員）

人口減少下においても、こうした全県的な視点は重要だと思います。高齢者も多くなっており、地域の警察力を維持していただきたいとの要望も非常にあるため、是非、縮小だけでない視点も考えて計画

していただきたいと要望して、一言頂きたいと思います。

生活安全部長

先ほども申し上げましたとおり、地域の警戒力を維持しつつ、人口動態、事件、事故の発生状況などを踏まえ、全体的に見ながら整備を進めていきたいと考えています。

高橋健委員（分科員）

関連がありますので、お尋ねします。

大館警察署改築事業に伴う入札について、地元企業の方々は入られますか。

警務部参事官（兼）会計課長

大館警察署改築事業に関しては、総事業費が約５２億８，０００万円、このうちデザインビルド方式による工事請負費を約５２億３，０００万円と見込んでいます。

建設工事の場合、予定価格３０億２，０００万円以上が、いわゆるＷＴＯの政府調達に関する協定に基づく地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令、これが適用される調達契約の基準額に該当します。このため、入札参加者に対して地域要件を課すことは認められないことになります。

一方で、今回、デザインビルド方式が最適な手法として選ばれた理由として、令和６年度に実施した大館警察署ＰＦＩ導入可能性調査において、従来型公共事業方式よりも財政負担の軽減が期待される点のほか、複数の地元企業が代表企業として参画意向を示している点もあります。また、本年２月１６日に大館警察署改築事業の実施方針を公表していますが、その後、複数の地元企業から個別説明の申込みを受け、既に説明を実施しております。

御質問のありました、地元企業も入札に参加できるかについては、先ほどお話ししたとおり、地域要件は外していますが、当然、地元企業も参加できることになります。ただ、契約事業者の選定については、応札業者の提示する価格や専門的な技術能力及び企画能力等を総合的に判断して決定していくことになります。

高橋健委員（分科員）

これはＪＶでの入札といいますか……。ＰＦＩの手法で進めると思いますが、全国的に見ると大半、１００％近くが地元企業とのＪＶとなっている流れがあります。それと同じ流れになりますか。

警務部参事官（兼）会計課長

大館警察署改築事業については、デザインビルド方式で実施する予定であり、設計業務、建設業務、解体業務、工事監理業務を一括して発注することになります。なお、工事監理を行う業者は第三者的な視点が必要であり、設計や施工を実施する構成員とは別の構成員とする条件を付す予定であります。このため、本事業への参画資格は、複数企業で構成されるＪＶとする方針としております。

高橋健委員（分科員）

大館警察署もそうですが、やはり警察署となると、その地域のシンボリックな建物になる――例えば、「そこに警察署があるから安心だ」など、いろいろな意味でシンボルとなる面があると思います。技術面や資金調達の面も考えると大きな会社――ゼネコンやスーパーゼネコンも入らないと駄目なのは分かりますが、できれば、やはり地域のシンボリックな建物であるため、地元企業もきちんと入札に参加できる形がいいかと思い、確認させてもらいました。その辺、どのように考えていらっしゃいますか。

警務部参事官（兼）会計課長

先ほど御説明したとおりですが、様々な規定や法令に基づき、適切に入札を行っていきたいと考えています。

ただいま御意見を頂いた点については、限られた県税の予算の中で、長きにわたって警察活動をしっかりと機能させていける庁舎、そして県民の皆様に愛される、安心のよりどころとなる庁舎になるように、適切に選定していきたいと考えています。

高橋武浩委員（分科員）

債務負担行為について伺います。「やまどり」の電子機器の交換があるようですが、通信や回線など、具体的にどのような電子機器か教えてもらうことはできますか。

警備部警備課長

更新する機器ですが、部品名はエレクトリカルマスターボックスといい、操縦席の上部に設置する機械になります。どのような機械かというと、左右のエンジンで発電した電気をヘリコプター全体に分配する部品になります。受注生産になり、部品の取り寄せから組立て、各種検査などで１６か月の期間がかかります。

高橋武浩委員（分科員）

その交換は定期的に行うものですか、それとも新しい機能が加わって交換するのか、現在の部品に不具合があるのか、その辺はどのような状況ですか。

警備部警備課長

耐用年数がありまして、それぞれ順繰りに全取替えというわけにはいかないため、一つ一つの部品を適宜、耐用年数と比べながら、順次交換していく形をとっております。

高橋武浩委員（分科員）

そうすると、現在、運行時の安全面に関しては、特段、問題ないと理解してよろしいですか。

警備部警備課長

そのとおりです。

髙橋武浩委員（分科員）

納期が１６か月かかるとのことですが、契約後に為替の変動などいろいろな要件があることで、価格そのものが変動するリスクはないですか。

警備部警備課長

一応、見積り上はこの金額になっており、変動する可能性はないとは言えませんが、基本的にはこの価格でいくと聞いております。

髙橋武浩委員（分科員）

交換に要する時間や期間は分りませんが、ある程度、交換に期間を要する場合、出動する事態になったときの代替運用の計画などは考えていますか。

警備部警備課長

県防災の「なまはげ」との相互運用をとっており、「やまどり」が動けない時期には「なまはげ」を代替運用します。「なまはげ」も飛べないときには、先ほどのように、他県から応援をいただく運用をとっております。

髙橋武浩委員（分科員）

交換には、どれぐらいの期間を要するのですか。

警備部警備課長

一概には申し上げられませんが、業者が来て交換する場合もありますし、ヘリコプターを持っていって交換する場合もあります。工期に関しては、部品の状況にもよるかと思います。

小原正晃委員（分科員）

大規模警備対策事業について伺います。全国高等学校総合文化祭秋田大会は、全国から多くの関係者が集まる一大行事だと思います。県警の主な仕事はどのようなもので、どのように対策を講じるのかお知らせください。

警備部長

御指摘のとおり、全国高等学校総合文化祭には全国からの参加者、関係者など多数の来場者が見込まれています。県警としては、主催者等と連携しながら、各署の警備諸対策を推進するとともに、情勢に応じて必要な体制を構築して警備に万全を期してまいります。

小原正晃委員（分科員）

これには渋滞対策も含まれているでしょうか。

警備部長

警衛に要する経費として、例えば警察庁との事前打合せ、先催県の視察のための旅費、各種燃料や消耗品の購入費、警察電話専用回線使用料、各種資機材の搬送、撤去などの経費として、合計５，８０５万３，０００円を予算要求しております。皇族の御来県に伴う警衛対策の一つとして、適切な交通対策もあり、これに万全を期するための必要な予算請求として、県や警察庁と連携を図りながら準備を進めてまいります。

小原正晃委員（分科員）

５０回の記念になる、国の大事業だと思いますし、県にとっても非常に重要な事業だと思います。他県からたくさん人が来られると思いますし、県警の皆さんにも非常に負担がかかると思いますが、細心の注意を払って、頑張って警備を行っていただきたいと思います。応援していますので、何とか力を貸してもらえればと思っています。

交通安全の維持管理について伺います。昨今、県全体で予算が非常に減少しており、来年度の話も聞いていると、道路修繕費の予算も非常に少なくなっているとの話も聞いています。交通安全に係る予算確保は絶対に必要だと思いますが、交通安全対策が必要な県警として、どのように捉えているのか、また、県警の安全対策に係る予算は削減されていないのか、お聞きしたいと思います。

交通部長

交通に関する予算については、厳しい予算の中で大変配慮していただいております。結論として、県警の分はここ数年、１４億円台を維持していただいており、減少してはおりません。

小原正晃委員（分科員）

ここは非常に大事な部分であるため、もし必要で、増やしていかなければいけない場合は――全体的には減らすのでしょうが、最優先で考えていくべきところだと思います。我々も応援したいと思いますので、頑張っていただければと思います。

渡部英治委員（分科員）

委員会提出資料の９ページ、高齢者等にやさしい交通事故防止対策事業の歩行者用灯器――時間が表示されるものですね。どちらかというと、視覚障害関係で音が出るものは大分、普及していると思いますが、この歩行者用灯器は、どのくらい設置されていますか。そして、今回の５２９万６，０００円の内訳も教えてください。

交通部長

今回の５２９万６，０００円は、高齢者等にやさしい交通環境の整備として、経過時間が分かる歩行者用灯器を３交差点、２０灯を新設するものです。

今後については、令和７年から令和９年の３か年で１０交差点、７４灯を整備する計画となっています。

渡部英治委員（分科員）

高齢者の交通事故防止は、非常に重要な課題です。先ほど申し上げたとおり、視覚障害者関係のものは大分、いろいろなところに設置されてきています。部長から、これから増やしていくとの話がありましたが、今後の方向性として、拡大していこうと考えているのか、あるいは、今の３交差点の状況も見ながら――例えば秋田市だけでなく、各市町村におい

て交通量の非常に激しい、要衝となる場所には付けていく方針なのか、お伺いしたいと思います。

交通部長

青信号の経過時間が分かる歩行者用灯器の整備については、全県を対象に、なるべく数を増やしていくことによって、高齢者が無理な横断を強いられない環境を整えていきたいと考えています。

視覚障害者に関しては、高度化ＰＩＣＳという、持っているスマホに音声や振動などで信号の状況を伝えるものがあり、令和８年１月末現在、県内で３基整備しています。整備に当たっては、視覚障害の団体などと綿密に連携を重ねて、要望のある箇所を重点として整備していく方針としています。

渡部英治委員（分科員）

予算の関係もあると思いますが、非常に優しい、寄り添った対策ですので、これからも拡充してほしいと思います。

鶴田有司委員（分科員）

私も今、質問させてもらおうかと思っていましたが、渡部委員が全て質問したので。

これは高齢者だけでなく、子供にも大切な要素が含まれているのではないかと思いますが、歩行者用灯器の人型の部分は、動かないですよね。

【何事か呼ぶ者あり】

鶴田有司委員（分科員）

実は台湾に行ったとき、この人型が歩いたのです。時間がそろそろ終わりそうになると、歩く速度が速くなり、最後には走るのです。これは面白いと、しばらく眺めていました。あのような歩行者用灯器は子供にも優しいのではないかと思います。台湾で見たものであるため、国内にあるかどうか分かりませんが、こうしたものも優しさの表現の一つかと思います。数字で「あと何秒」と出るものも非常に重要ですが、目に訴えるという点で、こうしたものも考えてはどうかと思います。いかがですか。

交通部長

高齢者にやさしい交通環境に向けて県内で整備している歩行者用灯器は、デジタル表示で「あと何秒」と出るタイプではなく、人型の両脇に玉が何個かつくものになります。最初は玉が全部ついていますが、時間経過によって、だんだん玉が１個、２個、３個と減っていき、最後になると残り１個か２個になることで、渡るタイミングを計っていただく灯器となっています。よって、御紹介のありました、人が走るものと比べると、若干、印象度が低いかもしれませんが、よく見ていただければ、渡るべきタイミング、渡ってはいけないタイミングを把握できるものとなっておりますので、なるべくこうしたものを今後も十分に整備していければと考えています。

鶴田有司委員（分科員）

機会があれば、こうしたものも見ていただいて――いろいろな情報は当然、あるでしょうし、国内で生産されているかどうかは分かりませんが、こうしたものがあることも踏まえながら……。子供たちの意識を高める意味ではいいかと思い、お話しさせていただきましたので、情報として持っていただければありがたいと思います。こうしたものもいいなということになれば、考えてもらえればと思います。

交通部長

様々なタイプが、これから出てくる可能性もありますので、比較しながら、万人に訴求する機器の整備という方向性で考えていきたいと思います。

交通部参事官（兼）交通規制課長（兼）交通管制センター所長

補足で説明させていただきます。

信号灯器については、車両灯器、歩行者用灯器ともに、国が定める道路交通法施行令に基づいており、現状では、その様式に沿って作られたものを設置することとなっております。

高橋健委員（分科員）

予算内容説明書の犯罪鑑識・鑑定活動費に、警察犬活動費８３万円とあります。この活動内容等を確認させていただけますか。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午前１１時４０分　休憩

午前１１時４１分　再開

委員長（会長）

再開します。

刑事部長

警察犬については、犯罪捜査活動で嘱託警察犬が出動した場合に、国費で謝金を払っております。そのほか、警察官が訓練のために講習を警視庁などに受けに行く際の旅費も含まれます。

高橋健委員（分科員）

今のお話だと、警察署内で飼っているのではなく、警察犬は嘱託されていて、それを管理するといいますか、嘱託されている方の自宅で待機しているとの理解で良いですか。ちなみに、何頭ぐらいいますか。

刑事部長

警察犬――県警で管理している犬は現在２頭おり、警察第二庁舎の向かいの機動捜査センターで管理しています。嘱託警察犬については、昨年春、全県で１３頭指定し、各方面別におります。

高橋健委員（分科員）

私、地元が湯沢であるため、犬っこまつり等で犬に関わりますし、私自身も犬を飼っているため、犬

の活動については非常に応援しています。
　この犬たち――イメージ的にシェパードですが、退官というか、辞めるタイミングはあるものですか。
刑事部長
　県警で管理している犬については、大体、約１０年――昨年も１頭、マリーン号という犬が引退し、新たにバローン号という犬が配属になっています。
　嘱託している犬については、特に期限は設けていませんが、犬の体調や、全県くまなく出動できる配置先などを検討して、進めていきたいと思っています。
高橋健委員（分科員）
　ここ何日かで報道を騒がせている事件等を見ると、やはりこうした警察犬の力も借りて捜査を進めていくのだろうと思っています。動物ではありますが、一緒に捜査をしてくれている仲間として、このワンちゃんたちも大切に扱っていただけたらと、愛犬家の一人として思います。よろしくお願いします。
刑事部長
　私も犬を飼っている愛犬家ですので、一生懸命取り組んでいきたいと思います。御指導よろしくお願いします。
委員長（会長）
　ほかにございませんか。
　【「なし」と呼ぶ者あり】
委員長（会長）
　以上で、警察本部関係の当初予算関係の議案に関する質疑を終了します。
　警察本部関係の請願、陳情はありませんので、次に、警察本部関係の所管事項に関する審査を行います。
　初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。
警務部長
　【共通資料１「第２期あきた公共施設等総合管理計画（案）について」により説明】
刑事部長
　【共通資料２「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画（第５次）」により説明】
委員長（会長）
　以上で説明は終了しました。
　審査の途中ですが、昼食のため、休憩します。
　再開は、午後１時３０分とします。

午前１１時５１分　休憩

午後　１時２６分　再開

　出席委員（分科員）
　　休憩前に同じ
　説 明 者
　　休憩前に同じ

委員長（会長）
　委員会及び分科会を再開します。
　初めに、先ほどの議案についての質疑に関して、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。
警務部首席参事官（兼）警務課長
　午前中、渡部委員から質問のあった、車両整備維持管理事業のうちの小型警ら車１台の配置先について、現時点では、配置先は未定であります。納車時期が来年度の３月であり、いわゆる老朽化した車両が、その時点で変更になる可能性があるため、現時点では未定と回答させていただきたいと思います。
渡部英治委員（分科員）
　大体のめどは付けているということで理解しました。
委員長（会長）
　次に、休憩前に引き続き、警察本部関係の所管事項に関する審査を行います。
　午前中の説明及びその他の所管事項に関する質疑を行います。
　質疑は、一括して行います。
島田薫委員（分科員）
　神奈川県警において、交通違反の取締りに関する不正があったとの報道がありました。この背景に、部署ごとの年間取締り件数の水準を通知していたとのことで、報道によれば、これが現場ではノルマと受け止められたことが誘引になったのではないかとのことでした。
　秋田県警においては、このような水準、ノルマは設定していないということでよろしいですか。
交通部長
　秋田県警では、各所属に対して、そのような指数や、ノルマと捉えられるような数字的な割当て等は行っておりません。
島田薫委員（分科員）
　今回の事案は、警察に対する信頼を失うことにつながりかねません。そのようなことは行われていないとのことですので、是非、適正に進めていただきたいと思います。
交通部長
　このたびの神奈川県警の事案を受け、警察庁から先日、適正な取締り確保のための取組の強化とのことで通達が出ています。これを受け、秋田県警では昨日付で本部長通達を発出し、取締りの統括的な責任者として交通部首席参事官（兼）交通企画課長を指定するとともに、交通違反取締りを適正に行うための実質的責任者として交通違反取締指導官に交通

指導課次長を充てています。

また、神奈川県警における発覚の端緒が、違反に対する苦情といいますか、そうした内容でありました。こうした声を的確に拾うために、交通企画課次長を交通指導取締適正推進対策官に指定し、取締りに対する相談や意見などを広く受け付ける役割を担わせることとしています。

小原正晃委員（分科員）

採用について伺います。１２月議会で、令和７年度の採用取組に関する様々な内容について答弁いただきました。募集人数や採用人数は想定どおりだったかなど、どのように総括しているか、お知らせいただきたいと思います。

警務部長

採用に関しまして、令和７年度は受験者数が合計１９９人、合格者数が合計９６人であり、最終倍率は２．１倍でした。最終倍率は昨年度と比べて０．３ポイント減少しましたが、合格者数は昨年度より１人多く、必要な人数に合格を出すことはできたと考えております。また、１２月議会の際に、まだ試験中の分もあると申し上げた再採用に関してですが、令和７年度は再採用で４回、年間を通じて試験を行い、９人が最終合格しています。９人のうち１人は令和８年２月１日付で採用され、県内の警察署で勤務しており、ほか８人は令和８年４月１日付で採用される予定です。

こうした形で、従来どおりの新卒といいますか、Ａ区分、Ｂ区分などによる採用と、再採用による試験なども踏まえ、必要な警察官採用を進めてまいりたいと考えております。

小原正晃委員（分科員）

最終倍率は、９６人という分母の部分が大きいため、２．１倍になったのでしょうが、合格者数は増えたとのことで、非常に良かったと思います。

再採用も９人と、実施したかいがあったと思います。この再採用では、合格者はどのようなところから来ているのか――隣県なのか、首都圏なのか、お話しできるのであれば、お知らせいただきたいと思います。

警務部長

再採用試験の合格者の居住状況ですが、受験時点で県内居住が３人、県外居住が６人でした。出身別で見ますと、県内出身者が５人、県外出身者が４人となります。隣県と呼べるところもあれば、首都圏と呼ばれる地域からも広く受験いただいている状況です。

小原正晃委員（分科員）

県外から何人か来ているのであれば、知事が選挙中に訴えていた公務員のＡターンについても、数字は確実に見えているのですね。それは良かったと思います。今まで県内の方が多かったのが、県外から少しでも来ることは、非常にいいと思います。

次に、試験について伺います。兵庫県警では、志願者不足のため、教養試験の代わりにＳＰＩ試験を実施する早期チャレンジ区分を新設したり、２０２６年度以降の採用試験で論文を廃止したりする動きがあると聞いています。秋田県でも、こうしたＳＰＩなどの動きは行っていると聞いていますが、次の試験に向けて、論文なども含め、他県の情報を聞くなどして取組を変えていくことはあるのか、お知らせいただければと思います。

警務部長

秋田県警察では、令和７年度からＳＰＩ試験を導入しています。受験者のうち５７人――３割近い方が、従来のいわゆる教養試験の代わりにＳＰＩで受験しております。このＳＰＩ試験は、もともと公務員試験を考えていなかった、勉強してこなかった方や、社会人などへの受験誘引となるべく導入したものですが、令和７年度の実施において、そうした効果が認められたと実感しております。

また、令和８年度採用試験に関して、試験制度の変更がありますので、紹介いたします。

令和８年度試験から、警察官Ｂ区分――高卒程度のＢ区分採用試験を年１回から年２回に変更しました。第１回試験は少し前倒しで行うため、内定が出る時期との兼ね合いもあり、高校在学中の者は受験できませんが、Ｂ区分の受験資格である、平成３年４月２日から平成２１年４月１日までに生まれた者でＡ区分の受験資格を満たさない者――高校既卒者や社会人の方、予備校などに通われている方などを念頭に、早い時期に受験していただくため、第１回試験をＡ区分と同じ時期に実施することとしました。

主な変更点の２つ目として、体力試験の種目について、バーピーテストを廃止し、上体起こしを追加しました。バーピーテストは、立った状態から手をついて足を後ろに伸ばし、また立ち上がってジャンプするのを繰り返していくものですが、これに代わり、上体起こし――いわゆる腹筋を追加したものです。これは、受験者の負担軽減を図って変更したものであります。

また、第２次試験での資格加点について、従来は外国語と情報処理技術者試験の２つの区分で資格加点を行っていましたが、今回、資格加点の種類を追加しました。例として、県警察が委嘱しているボランティア活動、武道、スポーツで優秀な成績を収めた場合や、財務――いわゆる簿記、船舶、車両、介護、手話、無人航空機などの区分で資格を持っている方に対し、第２次試験の総合得点に最大１５点を加点できる形で、資格加点の種類を追加したものです。また、資格加点は従来、Ａ区分でのみ行われて

いましたが、これをＢ区分にも拡充しております。

このような主な変更点を加えて、今年、採用試験を実施していく予定であります。

小原正晃委員（分科員）

Ｂ区分採用試験の年２回の実施など、すごく大きな変更ですね。受験者増が非常に見込まれると思いますし、むしろ大きく広げていただきたいと思います。そうすると、広報というか、どのように県民や全国の方にお知らせしていくかが、非常に重要になると思います。その辺はどのようにお考えか、お知らせいただきたいと思います。

警務部長

第１回の試験は５月１０日に第１次試験の予定ですが、申込受付は３月２日から始まっています。これについては、県の広報や県警察のインターネット、ホームページにも掲載していますし、ＳＮＳなどでも発信しております。今後も年間を通じて、いろいろな説明会なども行っていきますので、第１回だけでなく、第２回の試験でも十分な人数が集まるよう、様々な手段で情報発信をしていきたいと考えています。

小原正晃委員（分科員）

今、いろいろな試験が前倒しになっています。特に大学は早くなってきているため、高校生のＢ区分でこうした動きが出てきているのはいいことだと思いますし、早くなればそれだけ確率も上がってくると思います。少しずつだとは思いますが、周知にも力を入れていただき、できるだけ受験者を増やす取組をしてもらいたいとお願いします。

話は変わりますが、今年度実施した、地元漫画家の作品である「みかづきマーチ」とのコラボ、これはとても良い取組だと思いました。来年度はどのような取組をしてＰＲしていくのか、お知らせいただきたいと思います。

警務部長

昨年は漫画の「みかづきマーチ」とコラボさせていただきました。３月末まで引き続きＰＲをさせていただける契約となっており、活用させていただきたいと思っています。

今年は、秋田県住みます芸人の「ちぇす」とコラボして、長谷川さんと若松さんのお二人に、警察学校に一日体験入校していただきました。実際に制服を着て、学生と交じっての座学や各種訓練など、体を張って体験していただき、それらの模様について合計８本の見応えのある動画を制作し、２月から、県警察のユーチューブに掲載しております。受験生は、警察学校がどのようなところかの関心が高いとの意見が多く寄せられているため、このような情報を是非、参考にしていただきたいと思っています。

小原正晃委員（分科員）

非常にいい取組ですね。秋田の警察学校がどのようなところか、どのような人たちがいるかを「ちぇす」のお二人を通して動画で見れば、親近感が湧いてイメージできやすくなると思います。非常に頑張ってもらいたいと思います。

そのほか、音楽隊もすばらしいという話を以前からしております。私も何回も見に行っており、感動していますが、ここも多分、採用に……。「みかづきマーチ」ではないですが、吹奏楽を行う学生や、憧れて入る学生など、プラスになることが多いと思います。こうしたところは広報と連携しながら、どのような方法で発信していくのか、お知らせいただければと思います。

警務部長

音楽隊ですが、令和７年度は隊長以下２７人――内訳としては警察官８人、警察行政職員１９人の体制です。新隊員が入隊する年度始めに１か月間の特別集中訓練を行い、若手隊員の育成に努めております。特別集中訓練の指導は、楽器になじみのある方に務めていただいている状況です。また、特別集中訓練以外も週に１回、定期的な訓練を年間通じて実施するとともに、毎年、警察庁で主催する全国の研修会にも参加しています。そして、将来的な隊員の人材確保のために、中学、高校、大学の吹奏楽部員を対象とした職場体験イベント、インターンシップ、などの企画を実施しています。説明会の際には、こうした情報も併せて伝えて、関心のある方に来ていただけるように心がけています。

小原正晃委員（分科員）

受験者がポイントになると思いますので、今後も引き続き、憧れを持たれる仕事であってほしいと思います。そうした見せ方も含めて、研究していると思いますが、これからも力を入れていただければとお願いしておきます。

次に、別の質問に移っていいですか。

委員長（会長）

はい。

小原正晃委員（分科員）

最新機器やＡＩの導入について、何点かお聞きします。

最初に、災害や防犯の初動態勢におけるドローンの整備について伺います。石川県警では、災害時に全署に配備されたドローンと衛星通信のスターリンクを連動させてリアルタイムで映像などを共有していく体制を整えたとの報道を見ました。本県におけるドローンの活用は、どのようなところまで進めているのか、お知らせいただきたいと思います。

刑事部長

ドローンについては、委員おっしゃるとおり、大規模災害の現場をはじめ、広範囲にわたる事件、事

故の現場や、人が立ち入ることが困難な現場の確認などに対して、有用性が強く見込まれています。

秋田県警では、平成２８年１０月４日付でドローンのプロジェクトチームを結成し、平成２９年３月には運用要領を制定して運用を開始しています。これまでは鑑識課が運用を総括していましたが、令和７年３月からは捜査支援分析課が運用を総括しています。

警備部長

ドローンの活用について補足説明いたします。秋田県警には、国費で導入された災害対策用ドローンが複数機あります。このドローンは、災害現場での情報収集や捜索に活用する目的で、令和４年３月２３日に配備されたものです。実際の運用事例ですが、令和４年の配備以降、令和５年７月の秋田市添川地内の土砂崩れ現場、令和６年７月の湯沢市上院内地内の土砂崩れ現場の際、それぞれ上空からの撮影、現場の映像配信等で活用しています。

小原正晃委員（分科員）

現場には、どのような方が何人くらいいるのか、また、操縦者の訓練や連携状況について教えていただければと思います。

刑事部長

ドローンについては、有事にすばやく運用できるパイロット要員を養成するとともに、適正運用を図るため、警察本部内に各部横断的な要員によるプロジェクトチームを編成しております。なお、人数は非公開となっておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

警備部長

先ほど御説明いただいた石川県の関係で、その内容について説明させていただきます。

まず、当県のリアルタイム映像の取扱いについてです。上空については、ヘリコプターの「やまどり」にヘリコプターテレビシステムが搭載されており、県内のほぼ全域のリアルタイム映像を送信することが可能です。陸上については、個々の警察官が持っている、高度警察情報基盤システムの端末――ポリストリプルアイという名前ですが、民間の携帯電話回線を利用して、映像伝送も含めてデータの送受信ができるシステムになっており、携帯電話の通話圏内であればリアルタイム映像の共有が可能です。なお、災害時には携帯電話がつながりにくくなり、山間部では通信圏外になることがありますが、その場合は、東北管区警察局機動通信部で所有する衛星通信機器等を用いた災害現場活動用映像伝送システムを活用して、リアルタイム映像を共有している状況です。

あわせて、石川県において、県、警察、コンビニエンスストアが連携し、ＡＩドローンを活用した地域防犯コンビニの実証実験を行ったという報道を承知していますが、当県ではそのような取組は行っていません。また、石川県警察で全警察署にドローンを配備したとの事実は承知していません。

スターリンクについては、当県では活用しておりません。

小原正晃委員（分科員）

秋田県警で全警察署に配置してほしいという話ではなく――ドローンは災害対策にもなると思いますし、クマ対策や犯罪対策など、様々な点でも有効かと思います。よって、適時配備しながら、県民を守っていただければとお話しさせていただきました。

次に移ってもいいですか。

委員長（会長）

はい。

小原正晃委員（分科員）

次に、ＡＩを活用した業務環境改善について伺います。警察の仕事は、調書作成のような書類業務が非常に多く、これが若者の定着を妨げる要因の一つではないかとの話も聞いています。神奈川県警では、２０２４年頃に日立などの民間企業と協定を結び、生成ＡＩを活用した業務の変革、書類作成の自由化に乗り出したと聞きました。

こうしたＤＸや生成ＡＩを導入して事務作業を減らし、仕事内容を簡素化していくお考えがあるのか、お知らせいただければと思います。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午後１時５３分　休憩

午後１時５４分　再開

委員長（会長）

再開します。

警務部長

ＡＩを活用した業務改善については、現在、警察庁からＡＩを活用できるアカウントを各県警に割当ていただいており、各警察でどのような活用ができるか、試験的に取り組み始めているところです。

小原正晃委員（分科員）

できれば皆さんの仕事が少しでも軽減になればと思っての質問でした。今、いろいろ取り組んでいる最中かと思うため、いろいろと研究していただき、業務の効率化につなげていただければとお願いしておきます。

もう一点、空き交番の対応についてお聞きします。静岡県や埼玉県では、交番に警察官がいなくても、設置されたモニターを通じて本署の警察官に相談できるリモート交番や、ワンボックスカーに交番機能

を持たせた移動式交番車を導入しているとの情報を聞きました。本県でも、こうした新技術を地域の警察体制に取り組めば、住民の皆さんも利便性や安心感を得られるのではないかと思います。こうした取組について、秋田県でも検討を進めていかれるのか、お知らせいただければと思います。

生活安全部長

交番、駐在所の不在時に来訪者があった場合、交番では、日中は交番の相談員が――警察官ではありませんが、ＯＢの職員が配置されているため対応可能です。不在の場合でも、入り口のインターホンから本庁につながるシステムも構築しております。そうした面で、不在対応の措置をとっておりますが、委員おっしゃるような画像など、ほかのデジタル関係での措置はとられていない実情にあるため、今後の整備と併せて、どのようなものがあるかを見ながら、いろいろと考えていきたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

予算の関係もあり、なかなか大変かもしれませんが、便利になったり、皆さんが少しでも安心して働ける環境整備につながるのであれば、他県の例も見ながら、導入について考えてもいいのではないかと思い、質問させていただきました。今後、いろいろと研究していただければと思います。

最後に、自転車の青切符導入について伺います。青切符の導入は今年４月と聞いてますが、その辺について、お知らせいただければと思います。

交通部長

自転車に対する交通反則通告制度――いわゆる青切符の導入は、今年４月１日から、１６歳以上の方を対象として始まる予定となっております。

小原正晃委員（分科員）

県南部は、まだ雪がある地域もあり、自転車に乗っていない人もいますが、春になってくると、自転車移動の多い高校生など、自転車に乗る人が、どんどん増えてくると思います。今回の改正も含め、小中学生や自転車で通っている方々が違反しないよう、周知に向けた取組が必要だと思います。これらについて、どのようにされているかお知らせいただければと思います。

交通部長

警察では、従来から各年齢層に対して、学校を訪問しての交通安全教室の場を設けてまいりましたが、今年４月１日からの施行をにらみ、昨年以来、特に中学生や高校生――１６歳以上の方が対象になるため、高校生はもちろん、高校入学後に１６歳になる中学生を重点として、制度の概要や、どのような行為が違反に当たるかについて、交通安全教室などで周知してまいりました。

今後も、全年齢層に対し、そうした教養を進めていきたいと考えております。

小原正晃委員（分科員）

県民がよく理解しておらずトラブルになってしまうと大変であるため、是非、これからも周知に努めていただきたいと思います。どのような内容が違反になるかについては、警察からの周知だけでなく、知事部局とも連携し、いろいろな広報に載せていくことも含め、広く周知してもらいたいと思います。そちらについてはどうでしょうか。

交通部長

私どもでは、様々な媒体を活用しての広報も行っております。４月１日に向けて、直近の予定では、３月１０日に記者レクを行います。マスコミに広く来ていただき、テレビや新聞で特集を組んでもらうことにより、広く県民に知らしめることも考えております。

鶴田有司委員（分科員）

今の自転車の件について、関連でお聞きします。青切符の件も含め、規則や交通ルールの全年齢層への周知徹底は、なかなか難しいと思いますが、具体的にどのようなことを考えていますか。

交通部長

これまでも警察では、幼児から高齢者までの各年齢層に対し、学校や職場などからの依頼を受けて講習会などを行っており、昨年以来、自転車に関する内容も盛り込んでおります。

また、先ほども述べましたとおり、マスコミなどにも御協力いただき、様々な媒体で広く呼びかけていこうと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

実は私自身も、例えば自転車で歩道を走っていいか、また、場所にもよると思いますが、左右どちらを走っていいかなどについて、昨年、こうした話題が出てきたとき、自分自身も意外と理解していないと感じました。私もふだんは、なかなか自転車に乗る機会はないですが、自転車は持っているため、全く走らないわけではありません。例えば詐欺事件に関する警察の広報活動も、見ているようで見過ごしていることがあるのではないかと思います。よって、周知徹底は、なかなか難しいと思います。

先ほど、企業から申出があれば交通教室を行うとの話がありましたが、例えば、安全運転管理者協会の会議などでの周知も行ったほうがいいのではないかと思います。そうでないと、大人の世代は――学生であれば学校で行うことができますし、会社によっては講習会を依頼されることもあるでしょうが、そこまで多くはないと思います。

よって、少なくとも、そうした協会に入っている企業に対しては、企業内での周知依頼を徹底したほうがいいと思います。切符を切られるというよりも、

やはり事故を起こさないことが一番大事ですから、そうした面でも徹底されたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

交通部長

安全運転管理者を通じての教養は、既に実施しております。安全運転管理者は、県内の約４，４００事業所に、管理者と副管理者あわせて約５，３００名おります。こうしたところに必要な情報をお渡しすることは非常に有効であるため、十分に活用しております。

自転車は軽車両であるため、これまであまり意識されていなかったこともありますし、道路の走り方には技術的な内容も含むため、慣れない部分もあります。このため、啓発用ＤＶＤを作成し、それ見ていただくことで皆さんの理解につなげる活動を行っております。また、交通ルールブック――青切符の適用対象となる違反の内容や、そもそも自転車はどこをどのように走ればいいのかなどをまとめたものですが、例年、ＪＡから寄附いただいたものを活用しております。詳細な部分も含めて、周知していければと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

交通ルールをよく理解してもらうことと、少しでも機会があれば、是非、注意喚起を行っていただければと思います。

ちなみに、その交通ルールブック――議員の皆さんは理解していて、必要としているのは私ぐらいかもしれませんが、良かったら後でください。

交通部長

分かりました。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、警察本部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、３月６日金曜日、予算特別委員会終了後に委員会及び分科会を開き、３月６日追加提案分の補正予算関係の議案の審査を行います。

なお、付託議案等がない場合は開催せず、３月１８日水曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、当初予算関係の付託議案について、討論・採決を行います。

散会します。

午後２時８分　散会

令和８年３月６日（金曜日）

本日の会議案件

１　議案第１２１号

令和７年度秋田県一般会計補正予算（第１０号）（教育委員会及び警察本部の関係部門）

（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	瓜生	望
副委員長（副会長）	高橋	健
委員（分科員）	鶴田有司	
委員（分科員）	髙橋武浩	
委員（分科員）	島田	薫
委員（分科員）	渡部英治	
委員（分科員）	小原正晃	

書記

議会事務局議事調査課	山崎友寛	
議会事務局議事調査課	小田嶋研斗	
教育庁総務課	山﨑裕介	
警察本部警務部総務課	雪松	亮

会 議 の 概 要

午後１時２０分　開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	瓜生	望
副委員長（副会長）	高橋	健
委員（分科員）	鶴田有司	
委員（分科員）	髙橋武浩	
委員（分科員）	島田	薫
委員（分科員）	渡部英治	
委員（分科員）	小原正晃	

説明者

警察本部長	小林　稔
警務部長	北條　隆
生活安全部長	角田　進
刑事部長	髙橋　等
交通部長	渡部　仁
警備部長	下田淳一
警務部参事官（兼）首席監察官	畠山　洋
警務部首席参事官（兼）警務課長	細川大輔
生活安全部首席参事官（兼）生活安全企画課長	浅利　守
生活安全部首席参事官（兼）人身安全対策課長	中島一人
刑事部首席参事官（兼）刑事企画課長	小野政樹
交通部首席参事官（兼）交通企画課長	古屋建一
交通部首席参事官（兼）運転免許センター長	阿部哲也
警備部首席参事官（兼）公安課長	小林雅彦
警務部参事官（兼）会計課長	鈴木　昇
交通部参事官（兼）交通規制課長	加賀屋　真
警務部総務課長	淡路大臣
生活安全部地域課長	開田広明
生活安全部サイバー犯罪対策課長	若松秀樹
警備部警備課長	米沢雅也

委員長（会長）

ただいまから、本日の分科会を開きます。

本日追加提案された、警察本部の補正予算関係の議案に関する審査を行います。

分科会において、議案第１２１号のうち、警察本部に関係する部門について審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

警務部参事官（兼）会計課長

【共通資料、予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ないようですので、以上で、本日追加提案された、警察本部の補正予算関係の議案に関する質疑を終了します。

ここで説明者交代のため、暫時休憩します。

午後１時２７分　休憩

午後１時２９分　再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説明者

教育長	安田浩幸
教育次長	鈴木雄輝
教育次長	久慈隆正
総務課長	高橋公康

総務課施設整備室長	佐　藤　政　彦
教職員給与課長	伊岡森　　亨
幼保推進課長	加　藤　千　晶
義務教育課長	伊　藤　　悟
高校教育課長	古　屋　桃　香
高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長	勝　又　貞　臣
特別支援教育課長	小　山　高　志
生涯学習課長	内　田　鉄　嗣
生涯学習課文化財保護室長	五十嵐　一　治
保健体育課長	野　中　仁　史
福利課長	冨士盛　亜　紀

委員長（会長）

分科会を再開します。

本日追加提案された、教育委員会の補正予算関係の議案に関する審査を行います。

分科会において、議案第１２１号のうち、教育委員会に関係する部門について審査を行います。

関係課室長の説明を求めます。

高校教育課長

【議案［８］、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

生涯学習課長

【議案［８］、補正予算内容説明書及び共通資料４により説明】

生涯学習課文化財保護室長

【補正予算内容説明書により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。

小原正晃委員（分科員）

高等学校等教育改革促進事業について、１，０００万円の予算のうち、外部有識者からの助言・意見聴取がありますが、これは、どのような人物や企業を想定していますか。決定はこれからになると思いますが、どのような想定をしているか伺いたいと思います。

高校教育課長

外部有識者等からの助言や意見聴取の部分ですが、まずは大学教授――教育内容に知見のある方だけでなく、産業教育に知見のある方や、高大連携の分野での専門家などを想定しています。

また、各産業分野にも様々あるため、そうした代表の方から御意見を聴取できればと考えております。

小原正晃委員（分科員）

各都道府県で拠点校４校分の計画を策定すると考えると、画一的というか、同じような人が同じような計画をつくることはせず、秋田のことや秋田の高校のこと、そして産業についてもよく理解している方に担当いただきたいと思っています。県でもそのつもりで考えていく予定と思いますが、そのように理解してよろしいですか。

高校教育課長

今、御指摘いただいた部分、特に外部有識者からの意見聴取は、おっしゃるとおり秋田の計画を作るに当たっての意見聴取になるため、当然、県内の事情に精通している方を考えております。

小原正晃委員（分科員）

広い視点を持っている人も必要だと思いますが、県内のことをよく知っている人にも、入ってもらいたいと思います。そこは考えていただけるということでよろしいですか。

高校教育課長

その部分については、必要となる知見に合わせて適切な人材を選んでいくものと思っています。おっしゃるように、全国的な視野での先進事例を知っている方も必要だと思いますし、一方で、県内事情をよく分かっていただいている方も必要であるため、その辺、しっかりバランスを取ってまいりたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

５月までの申請に向けて進めているとの話はお聞きしていますが、こうしたものを進めていくに当たっての、今後のスケジュール的な見通し――どのように議会に提案し、それと並行して、こうした方々を決めて進めていくのか、今のところ、あまりよく見えてこないため、その辺をお知らせいただければと思います。

高校教育課長

今、委員がおっしゃられたのは、恐らく拠点校の設定についてのスケジューリングかと思います。委員会提出資料の４ページに今後のスケジュールを記載していますが、令和８年５月中旬に文科省への公募申請となっております。かなりタイトなスケジュールになるため、今月中をめどに議員の皆様にそれぞれ御説明に伺いたいと考えております。

小原正晃委員（分科員）

臨時の委員会を開いてではなく、個々にお話いただく形で、計画を示していくということですね。

高校教育課長

そうした流れで相談させていただければと考えています。

また、予算については、令和８年６月の補正予算で御説明させていただければと思っています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、本日追加提案された、教育委員会の補正予算関係の議案に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、３月１８日水曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、当初予算関係の付託議案について、討論・採決を行います。

散会します。

午後１時４５分　散会

令和８年３月１８日（水曜日）

本日の会議案件

１　議案第９５号
　市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
　（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

２　議案第９６号
　義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案
　（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

３　議案第９７号
　教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
　（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

４　議案第９８号
　秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例案
　（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

５　議案第９９号
　学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案
　（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

６　議案第１００号
　秋田県青少年交流センター条例の一部を改正する条例案
　（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

７　請願第１７号
　ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、２０２６年度政府予算に係る意見書採択について
　（継続審査とすべきもの）

本日の出席状況

出席委員

委員長	瓜生　望
副委員長	高橋　健
委員	鶴田有司
委員	髙橋武浩
委員	島田　薫
委員	渡部英治
委員	小原正晃

書記

議会事務局議事調査課	山崎友寛
議会事務局議事調査課	小田嶋研斗
教育庁総務課	山﨑裕介
警察本部警務部総務課	雪松　亮

会議の概要

午後１時３３分　開議

出席委員

委員長	瓜生　望
副委員長	高橋　健
委員	鶴田有司
委員	髙橋武浩
委員	島田　薫
委員	渡部英治
委員	小原正晃

説明者

教育長	安田浩幸
教育次長	鈴木雄輝
教育次長	久慈隆正
総務課長	高橋公康
警察本部長	小林　稔
警務部長	北條　隆
警務部総務課長	淡路大臣
警務部参事官（兼）会計課長	鈴木　昇

委員長
　ただいまから、本日の委員会を開きます。
　初めに、各委員からの発言通告がありませんので、付託案件に関する質疑は終局したものと認めます。
　当初予算関係の付託案件について、討論・採決を行います。
　議案第９５号から議案第１００号まで、以上６件を一括議題とします。
　討論を行います。
　【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長
　討論は、ないものと認めます。
　採決します。
　議案第９５号ほか５件は、原案のとおり可決すべきものと決定して御異議ありませんか。
　【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長
　御異議ないものと認めます。
　議案第９５号ほか５件は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。
　次に、請願の取扱いについて決定します。
　請願第１７号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、２０２６年度政府予算に係る意見書採択について」を議題とします。
　本請願の取扱いは、どのようにしますか。

【「継続審査」と呼ぶ者あり】
【「採択」と呼ぶ者あり】

委員長

継続審査とする意見と、採決すべきとの意見がありますので、まず、継続審査とすることについて、討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。

請願第１７号は、継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

【賛成者挙手】

委員長

賛成多数であります。

よって、請願第１７号は、本定例会中、審査を継続することに決定されました。

この旨、議長に申し出ることとします。

以上をもちまして、本委員会に付託された案件の審査は、全て終了しました。

本日の委員会を終了します。

散会します。

午後１時３５分　散会